

令和7年（2025年）9月26日（金曜日）

第 2 号

令和7年第3回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第2号

令和7年(2025年)9月26日(金曜日)

出席委員

委員長

佐藤 禎 洋 君

副委員長

川 澄 宗之介 君

木 下 雅 之 君

黒 田 栄 継 君

角 田 一 君

鈴 木 仁 志 君

寺 島 信 寿 君

鈴 木 一 磨 君

滝 口 直 人 君

清 水 拓 也 君

新 沼 透 君

広 田 まゆみ 君

富 原 亮 君

出席説明員

建設部長 関 俊 一 君

建設部建築企画監 大 野 雄 一 君

建設部次長 牧 野 幹 芳 君

建設政策局長 石 川 博 基 君

土木局長 上 村 明 弘 君

まちづくり局長 中 尾 英 樹 君

住宅局長 芥 川 昌 久 君

建築局長 飯 沼 善 範 君

建設部技監 塩 田 雅 史 君

建設企画担当局長 白 戸 則 幸 君

施設保全防災
担当局長 米 谷 功 君

建設業担当局長 荒 木 政 彦 君

総務課長 相 良 修 一 君

建設政策課長 松 本 大 志 君

維持担当課長 矢 野 眞 嗣 君

建設業担当課長 和 田 栄 二 君

道路課長 本 間 広 行 君

河川砂防課長 伊 藤 拓 郎 君

開発・盛土対策
担当課長 山 中 広 徳 君

公園下水道担当課長 山 下 宏 治 君

建築安全担当課長 鳥 井 美 奈 子 君

住宅課長 菅 原 誠 君

住宅管理担当課長 大 場 一 郎 君

水産林務部長 岡 嶋 秀 典 君

水産林務部
森と海の未来づくり
推進監 近 藤 将 基 君

水産林務部次長 渡 辺 敦 司 君

水産局長 村 木 俊 文 君

林務局長 加 納 剛 君

森林海洋環境局長 土 屋 禎 治 君

水産林務部技監 藤 田 瑞 代 君

森林計画担当局長 立 原 泰 直 君

成長産業担当局長 山 口 知 子 君

総務課長 高 畠 研 人 君

企画調整担当課長 石 川 傑 君

水産経営課長 住 岡 理 君

漁業管理課長 物見文雄君
サケマス・内水面
担当課長 古明地恵一君
指導取締担当課長 松村悟君
林業木材課長 本阿彌俊治君
木材産業担当課長 除村広君
林業振興担当課長 高松巨樹君
森林計画課長 日比野佑亮君
森林整備課長 笹岡英二君
森林保全担当課長 渡部泰明君
森林海洋環境課長 佐野弥栄子君
道有林課長 野村具弘君
先端技術担当課長 大島淳一君
成長産業課
首席普及指導員兼
林業普及担当課長 外岡雄一君
水産食品担当課長 小寺一史君

農政部長 鈴木賢一君
農政部
食の安全・みどりの
農業推進監 山口和海君
農政部次長 大浦正和君
食料安全保障
推進局長 鈴木章代君
食の安全・みどりの
農業推進局長 丸子剛史君
生産振興局長 花岡弘毅君
農業経営局長 萱嶋富彦君
農村振興局長 磯嶋光世君
農政部技監 榎研一君

競馬事業室長 庄司好明君
技術支援担当局長 大塚真一君
活性化支援担当局長 川畑恭章君
農政課長 黒島誠計君
みどりの食料システム
戦略室長 片岡幸治君
農産振興課長 植村一郎君
水田担当課長 松村由貴君
園芸担当課長 勝藤彰君
畜産振興課長 佐々木秀弥君
環境飼料担当課長 安藤邦也君
家畜衛生担当課長 菅野宏君
技術普及課長 原俊彦君
技術普及課
首席普及指導員 齊藤潔君
農業経営課長 佐藤孔則君
農村設計課長 熊井隆二君
農地整備課長 岸田隆志君
農村整備課長 関根健二君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 増川真一君
議事課主査 中村公彦君
同 川崎優史君
同 石堂知基君
同 丈六辰泰君
同 成田礼造君
同 土屋保真君

午前 10 時 開議

○佐藤禎洋委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔中村主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

滝口直人 委員

新沼透 委員

であります。

○佐藤禎洋委員長 まず、本分科会における審査日程等についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、配付の審査日程及び質疑・質問通告のとおり取り進めることとし、あわせて、委員外議員山崎真由美君から、本分科会に出席し、経済部及び教育委員会所管部分について発言したい旨の申出がありましたので、それぞれ、委員の質疑並びに質問終了時にこれを許可することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤禎洋委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○佐藤禎洋委員長 それでは、議案第1号ないし第3号を一括議題といたします。

1. 建設部所管審査

○佐藤禎洋委員長 これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

木下雅之君。

○木下雅之委員 おはようございます。

それでは、建設部所管部分につきまして質疑をさせていただきます。

まず初めに、開発行為等違反事案への対応についてということであります。

これまでずっと議論が交わされてきているわけでありまして、都市計画法に基づく開発行為等について、法令違反や行政指導に従わない事業者への対応が大きな課題となっております。現行の事務取扱要領では、再三の指導に従わない事業者を必ずしも想定しておらず、違反是正していく上での実効性に乏しいといった指摘も繰り返されてきているところであります。現在、道では、都市計画法と建築基準法それぞれの違反对応に係る事務取扱要領の見直しを検討していると伺っているところでありまして、今後の対応について、以下、伺ってまいります。

まず初めに、今回の倶知安町異地区の開発行為等について、道のほうでは、6月に現地調査を行い、事業者に工事停止勧告を行ったという旨をお聞きしておりますが、その後の対応状況についてお伺いをいたします。

○佐藤禎洋委員長 開発・盛土対策担当課長山中広徳君。

○山中開発・盛土対策担当課長 倶知安町の開発行為等の状況についてであります。道は、事業者に対して、6月には都市計画法及び建築基準法による工事停止勧告を行ったところであり、町と連携の上、関係法令に従うよう指導して以降、8月上旬に事業者から開発行為の許可申請な

【第2分科会 9月26日 第2号】

どの手続を行う意向が示されたことから、関係法令に基づき適正な申請手続を行うよう、行政指導を行ったところでございます。

また、町や関係部局と連携し、パトロールを行うなどして、開発行為に係る工事が停止していることを確認しているところでございます。

○木下雅之委員 事業者のほうから許可申請などの手続を行う意向が示されたこと、そして、現在、工事は停止しているといったことであります。

第2回定例会予算特別委員会におきまして、倶知安町巽地区での事案のようなケースが再び発生をしないよう、道のほうで取り組んでいくという旨の答弁があったところでありますが、その後、これまでにどのような取組を行ってきているのかについてお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 建築安全担当課長鳥井美奈子君。

○鳥井建築安全担当課長 再発防止に向けた取組の状況についてであります。道では、開発行為等に関連する法律等の手続を整理したホームページによる情報発信に加え、違反建築防止のリーフレットを作成し、今後、建築士の定期講習会等で配付するなどの啓発を行うほか、後志総合振興局では、開発事業者等に向けて必要な手続に関する多言語対応のリーフレットを作成し、管内市町村や関係団体と連携しながら、違反防止や制度等の周知に取り組んでいるところでございます。

また、悪質な事業者に対し、より迅速で実効性の高い対応ができるよう、違反事務取扱要領等の改正を行うため、有識者懇談会を8月20日に開催し、弁護士などの専門家から御意見を伺ったところでございます。

○木下雅之委員 第2回定例会の議論も踏まえて、まずは違反防止やその制度等の周知を図るため、ホームページ等でその周知を図っているということ、それと、悪質な事業者に対し、よりスピーディーに実効性の高い対応ができるようにということで、都市計画法及び建築基準法の違反事務取扱要領を改定していく、その改正に当たって、有識者懇談会を開催し、専門家から意見を伺ったという今の答弁でありましたが、これまでに有識者懇談会においてどんな議論がなされてきたのか、お伺いをしたいと思います。

○山中開発・盛土対策担当課長 有識者懇談会での議論についてであります。他部局との連携などについて、ふだんから情報共有を図るなど連携を強化すべき、違反事案の発生を抑止していくためには、未然防止の取組が大事であり、様々な手法で周知を図るべきといった意見や、法に基づく監督処分までの期間短縮を図るためには、悪質性の判断に時間がかかるのはよくない、時間をかけずに処分していくことができる運用が必要などの意見があったところでございます。

○木下雅之委員 今回の答弁の中でも、監督処分までの期間短縮ということがあったわけですが、現行の違反事務取扱要領の中では、是正勧告から監督処分までの期限がおおむね60日とされており、実際に監督処分に至り、違反行為が是正されるまでは相当な期間を要するということが今回の事案でも明らかとなっており、やっぱり、大きな課題となっていると思います。

この点について、具体的にどのような見直しを検討しているのか、お伺いをいたします。

○山中開発・盛土対策担当課長 監督処分等に関する運用についてであります。現行の違反事務に係る手続では、行政指導から監督処分までの期間についておおむね60日としているところですが、今回の事案を踏まえ、繰り返し指導に従わないなど悪質性が高い事案においては、速やかに監督処分へ移行できるよう、処分までの期間を短縮することなどについて、有識者からの意見を伺いながら検討を行っているところでございます。

○木下雅之委員 今の答弁をお聞きしまして、具体的な部分はまだまだこれから議論が進んでいくのかなというふうに受け止めております。

そういった中で、従来の是正に向けた行政指導といったことだけではなく、もっと早い段階から違反行為を抑止していく、そういった取組も必要ではないかというふうに考えますが、道の見解をお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 まちづくり局長中尾英樹君。

○中尾まちづくり局長 事案の早期把握についてであります。倶知安町の事案では、開発面積の確認に時間を要したことや、事業者が現地調査を拒む場面があったことから、結果として事案の早期把握が困難でありました。

このため、事案の早期把握に向けては、開発行為等に係る関係部局間での情報共有の徹底に加え、ドローンの活用や市町村などと連携した速やかな現地調査の対応について検討を進めているところであります。

○木下雅之委員 今の答弁の中でも、事案の早期把握あるいは速やかな現地調査ということが出てきましたが、再三の行政指導に従わない、そういった悪質な事業者に対しては、例えば、建設業法に基づく免許の取消しなどのより強い対応を検討していくことも必要ではないかと考えますが、道の見解をお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 住宅局長芥川昌久君。

○芥川住宅局長 建設業法等の監督処分についてであります。建設業法、建築士法などに関する処分については、資格等の取消処分、営業停止処分などが定められており、全ての法律で拘禁刑以上の刑に処された場合や、都市計画法や建築基準法等の関係法令で罰金刑が確定した場合は、取消処分になると定められているところでございます。

道といたしましては、より迅速かつ実効性の高い対応ができるよう、監督処分までの期間を短縮するなど、手続の見直しを進め、指導に従わない悪質な事業者に対しては、建設業法等の取消処分につながる関係法令の厳正な運用に努めてまいります。

○木下雅之委員 今の答弁の中でも、罰金刑が確定した場合はということでありまして、多分、そこに至るまでには、プロセスというか、時間もかかるといった中で、そのハードルも非常に高いのだろうなと思っております。道としては、まず、その前段の監督処分までの期間を短縮するといった部分での取組をしていきますということなのかなと思います。

ただ、やっぱり、その抑止という部分で、より強力なというか、強い対応が求められるのかなと思うところなので、ぜひ、引き続き、そういった部分も含めて御検討をいただきたいと思いま

す。

いずれにいたしましても、こういった悪質な行為を繰り返させないために、まずは第1段階として制度周知等による予防の部分、事案の早期覚知や状況把握の部分、それと、悪質な行為や違反行為が実際に起きてしまった場合の是正に向けた、毅然とした、あるいは厳格な対応、そういったものが段階的に求められていくものだというふうに思います。

まず、都市計画法や建築基準法などの所管をする建設部として、今後、そういった違法な建設行為等の抑止に向けて、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

○佐藤禎洋委員長 建設部長関俊一君。

○関建設部長 再発防止に向けた対応についてであります。違法な開発行為等を抑止するためには、関係法令に関する情報発信や違反事案の早期把握に加え、繰り返し指導に従わない事業者への対応の強化が重要と認識しております。

このため、指導に従わない悪質な事業者に対し、より迅速かつ実効性の高い対応ができるよう、有識者の意見を伺うなどして、手続の見直しに向けた取組を進めているところでございます。

道としては、こうした検討を早急に進めるとともに、都市計画法、建築基準法などの関係法令に基づく制度や手続について様々な場面で周知を図るほか、関係部局や市町村などと連携の上、法令や条例を適正に運用していくことを徹底し、今後の抑止につながるよう取り組んでまいります。

○木下雅之委員 開発行為等の違反事案への対応については、建設部以外にも、例えば、森林法などの他部局が所管するものもあって、全庁的に対応していくことが必要な課題であるというふうに考えます。この件については、改めて知事の考えをお聞きしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

ということで、この項目についてはここで終わりとさせていただきます。次の項目に移ります。

建設産業の振興についてであります。

道では、道内の建設業の現状を明らかにするために、平成27年から、建設業に関する各種資料やデータを取りまとめ、「北海道における建設業の概況」といった資料を作成しております。このたび、2024年度版が公表されたところでありますので、以下、その内容に関して伺ってまいります。

まずは、建設投資額についてであります。

令和6年度の本道の建設投資額は約3兆5929億円ということであり、これは、前年度と比較して12.2%増ということで、非常に大幅に伸びているところであります。

道では、この要因をどのように分析しているのか、お伺いをいたします。

○佐藤禎洋委員長 建設業担当課長和田栄二君。

○和田建設業担当課長 建設投資額の増加要因についてであります。「北海道における建設業

の概況」の建設投資額は、国土交通省の建設総合統計年度報に基づき取りまとめており、民間・公共工事ともに前年度を上回っております。

そのうち、民間工事では、令和5年度の1兆2814億円から令和6年度は1兆4472億円となり、前年度比12.9%と増加しており、半導体関連産業を中心とする投資拡大など、製造業用建築工事の増加が要因と考えられます。

次に、公共工事では、令和5年度の1兆9214億円から令和6年度は2兆1456億円となり、前年度比11.7%と増加しており、北海道新幹線延伸に関連する工事など、鉄道・軌道工事の増加が要因と考えられております。

○木下雅之委員 ありがとうございます。

次に、令和6年度の年齢階層別構成比といったものを見ますと、29歳以下が8.3%にとどまっている一方で、50歳以上は54.1%と半数を超えている状況にありまして、就業者の高齢化が進んでいることが分かります。

現状ももちろんなのですが、将来にわたって担い手不足が懸念をされている中で、道では、若年層をはじめとする人材の確保育成についてどのような対策を講じてきているのか、お伺いをいたします。

○和田建設業担当課長 人材の確保育成に関する取組についてであります。道では、建設産業の魅力を若い世代に伝えるため、高校生を対象とした現場見学会や建設産業に従事する若手職員との意見交換会を行うほか、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象とした建設産業ふれあい展を開催するなど、身近で親しみやすい建設産業に関する情報を発信しているところでございます。

また、建設産業ミライ振興支援事業補助金により、建設業団体等が行う新規採用者への初期研修や、資格取得をはじめ、デジタル技術を扱う人材の育成などに支援を行っているところでございます。

○木下雅之委員 建設産業ミライ振興支援事業補助金は、業界団体の皆さんも含めて御協力をいただきながら様々な取組をしていただいているところですが、既に建設業に携わっている若い職員さんの研修などで、定着を図るといった部分の取組がどちらかというと多いというか、中心なのかなというふうに思っております。やはり、建設産業に携わる、その裾野を広げていく、そういった部分の取組は、なかなか対象範囲が広がるというか、もっと広く集めるという部分では、取組として非常に難しい部分があるのも承知をしておりますが、これからの人材を確保していくためにも、ぜひ、そういった部分について、一工夫、二工夫していただきながら、さらにそういった部分の取組も進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、月別労働時間というものを見ると、道内の建設業における一般労働者の月間労働時間は全国水準を上回っている一方で、月別の現金給与額といったものも載っております。こちらを見ると、道内の建設業における現金給与額は、全国の建設業における給与額よりも著しく低い状況となっております。

【第2分科会 9月26日 第2号】

建設業に携わる、先ほども言ったように、その人材の裾野を広げたり、あるいは、人材の定着を促していくためには、現在取り組まれている働き方改革、そういった部分のさらなる推進に取り組んでいく必要があるものと考えます。

建設業を取り巻く労働環境の改善に向けて、道としてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○佐藤禎洋委員長 建設業担当局長荒木政彦君。

○荒木建設業担当局長 労働環境の改善についてでございますが、道では、建設産業における時間外労働の縮減や週休2日の取組を進めるため、発注者として、午後5時以降の打合せを行わないことや、月曜日期限の依頼を金曜日に行わないといった労働環境改善プロジェクトに取り組むとともに、平成30年度から週休2日モデル工事の取組を進めてきており、週休2日がおおむね達成できましたことから、令和7年10月から完全週休2日の実現を目指し、諸経費の補正等の見直しを行う予定でございます。

また、道では、毎年、国などとともに賃金の実態を調査し、公共工事設計労務単価を設定しており、これが反映され、適切な水準の賃金が支払われますよう、建設業団体等に対し要請を行っているところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を進めますとともに、関係団体や現場の声を伺いながら、北海道の実情などを踏まえた労働環境の改善に努めてまいります。

○木下雅之委員 今の答弁にもありましたように、完全週休2日制を目指すということで、経費部分の補正等を行っていただく、この部分については非常にありがたいなと思います。しかし、さきの一般質問でもありましたが、北海道の場合には、やはり、冬場の環境といった部分で工期が限られるといったこともあります。この完全週休2日制を本当に導入していくに当たっては、多分、そういった工期の部分でもいろいろと工夫が必要なのだろうなというふうに思っております。

そういった部分では、今答弁にもありましたように、北海道の実情などを踏まえたということですので、ぜひ、様々、工夫していただいて、そういう労働環境の改善に引き続き取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

本道の建設業の現状を示すデータは、平成27年以降、毎年継続的に取りまとめられてきているということでありまして、本道建設産業の歩みと課題を映し出す上での極めて重要な資料になるのだろうというふうに思います。これらを丁寧に分析しながら、将来を見据えた政策に生かしていくことが、本道建設産業の持続的な発展につながっていくと考えます。

道では、今回取りまとめた「北海道における建設業の概況」も踏まえ、今後、本道の建設産業の振興に向けてどのように取り組んでいくのか、見解をお伺いいたします。

○関建設部長 今後の取組についてでございますが、このたびの建設業の概況によりますと、本道の建設産業は、建設投資額は増加傾向にあるものの、就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど、人材確保が厳しい状況にあると改めて認識したところでございます。

道では、令和5年に、担い手の確保育成を重点課題と位置づけ、「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」を策定し、週休2日の導入などによる働き方改革を進めるとともに、ICT建設機械の活用による生産性の向上、高校生との意見交換や就業体験の実施などによる魅力の発信に取り組んでいるところでございます。

道としては、引き続き、国や関係団体等と連携しながら、取組の充実を図り、地域の安全、安心や、経済、雇用などを支える建設産業の持続的発展に努めてまいります。

○木下雅之委員 ぜひ、引き続きの取組の推進をよろしく願いいたします。

それでは、私のほうからの最後の項目になりますけれども、下水道施設の老朽化対策についてであります。

今年1月に、埼玉県八潮市で下水道管路の破損による道路陥没が発生をし、走行中のトラックが転落するという衝撃的な事故があったわけではありますが、これを受けて、本年3月、国は、管径2メートル以上、かつ、平成6年度以前に設置された下水道管路を対象として、全国の地方公共団体に対し、下水道管路の全国特別重点調査といったものを要請しております。そのうちの優先実施箇所についての実施結果が先日公表されたということでありまして、その調査結果も踏まえて、下水道施設の老朽化対策について、以下、伺ってまいります。

まず初めに、調査方法についてということで、今回の調査では、デジタル技術の活用など、調査方法の高度化を図りながら実施するよう国から要請があったとお聞きをしておりますが、具体的にはどのような方法で調査、確認を行ったのか、お伺いをいたします。

○佐藤禎洋委員長 公園下水道担当課長山下宏治君。

○山下公園下水道担当課長 調査方法についてであります。今回の調査では、管径2メートル以上、かつ、設置後30年以上経過した下水道管路を対象に、管路の腐食しやすい箇所などを優先的に実施したところでございます。

道が所管する流域下水道など4か所のうち、石狩川流域下水道約2.7キロが優先実施箇所の対象となっており、調査では、下水道管内を自走するカメラ車による調査のほか、硫化水素が滞留するおそれがある現場においては、安全に点検することが可能なドローンによる調査を実施したところでございます。

また、優先実施箇所の対象となった道内4市においては、目視による調査を基本に行っており、北見市では、一部、自走カメラ車による調査も実施したところでございます。

○木下雅之委員 道が管理する下水道管路では、石狩川流域下水道において緊急度Ⅰと判定され、原則、1年以内に速やかな対策が必要な箇所が確認されたということでもあります。

厳しい財政状況の中ではありますが、どのように対応していくのか、道の見解をお伺いしたいと思います。

また、緊急度Ⅱと判定された箇所については、応急措置を実施した上で5年以内に対策を要するというところでありますが、こちらについてもどのように対応していくのか、併せてお伺いをいたします。

○山下公園下水道担当課長 緊急度判定された管路の対応等についてであります。今回、調査を行った石狩川流域下水道における優先実施対象延長2683メートルのうち、1年以内の対策工事が必要とされる緊急度Ⅰに判定された169メートルについて、道では、現在、補修方法等について設計を実施しているところでございます。

また、5年以内の対策が必要な緊急度Ⅱに判定された21メートルにつきましては、来年2月末までの調査、報告が求められている約33キロの点検結果と合わせ、緊急度に応じた補修方法の検討を行うことが必要と考えてございます。

○木下雅之委員 今、道が管理する下水道管路についてお伺いいたしましたが、一方で、室蘭市、苫小牧市、北見市、釧路市が管理する下水道管路についても、緊急度Ⅰあるいは緊急度Ⅱと判定された箇所があるということでもあります。

こうした市が管理する下水道管路への対応については、それぞれ、各市が対応することはもちろんであります。道のほうではここにどのような支援を行っていくのか、お伺いをいたします。

○山下公園下水道担当課長 市町村への支援についてであります。釧路市など4市においては、優先実施箇所として調査した2491メートルのうち、723メートルが緊急度Ⅰ、900メートルが緊急度Ⅱに判定されたところでございます。

道では、4市において速やかな対策が実施可能となるよう、国の補助制度や補修工法に関する新技術の紹介といった技術的な助言を必要に応じて行うなど、支援に取り組んでまいります。

○木下雅之委員 今回、調査結果が公表された優先実施箇所以外の部分については、引き続き調査が必要であり、来年2月末までに国に追加で報告をするということとなっております。

そうした中で、本年8月には、埼玉県行田市で下水道管路の点検作業中に作業員の方4名全員が亡くなるという非常に痛ましい事故も発生しているといった状況にあります。

今後の調査の対応に当たっては、当然、このような事故は二度と起こさないということが必要でありまして、十分な安全対策が必要であります。道では、こういった作業員の安全対策についてどのように取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

○中尾まちづくり局長 安全対策の取組についてであります。国では、埼玉県行田市での事故発生を受け、都道府県や市町村等の下水道管理者や関係団体に対し、作業中の安全確認を徹底するよう通知を行ったところであり、管路内の硫化水素や酸素濃度の測定、換気、転落防止の安全帯等の保護具の着用など、管路内作業において特に注意する必要があるポイントを分かりやすく解説したリーフレットを作成し、周知を図っているところです。

道では、こうした国からの通知を受けて、調査業務の受託者への安全対策の徹底について指導監督を行ったところであり、今後も、リーフレットなどを活用し、受託者へ周知するなどして、点検時の作業従事者の安全確保に取り組んでまいります。

○木下雅之委員 いろいろお伺いをしてまいりましたが、下水道管路の老朽化は、上水道もそうなのですけれども、ライフラインの断絶はもちろんのことではありますが、今回の事案のように重

大事故につながるおそれがあるということが明らかとなりました。道民の命、そして安全を守るため、国、道、市町村が一体となって下水道管路の老朽化対策に取り組んでいくことが求められております。

当然、道の厳しい財政状況の中ではありますが、今回の調査結果を踏まえると、北海道全体として、下水管の老朽化対策を計画的に、さらに中長期的な視点で進めていくことが求められております。今後、そういった下水道施設の中長期的な管路更新、あるいは維持管理をどのように進めていくのか、見解をお伺いして、私の質問を終わります。

○関建設部長 今後の進め方についてであります。下水道施設は、道民の生活や社会経済活動を支える重要なインフラであり、道では、下水道ストックマネジメント計画に基づき、管路更新等の老朽化対策を推進するとともに、施設の適切な維持管理に努めているところでございます。

道としては、今回の調査結果を踏まえ、必要な対策を速やかに実施するとともに、本年6月に国が策定した国土強靱化実施中期計画に示された、上下水道施設の戦略的維持管理や更新等の推進に向けまして、市町村や関係団体と連携し、引き続き、老朽化対策などに必要な予算の確保を国等に要望するなどして、道民の安全、安心につながる持続可能な下水道施設の構築に取り組んでまいります。

○佐藤禎洋委員長 木下委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

鈴木一磨君。

○鈴木一磨委員 それでは、通告に従って、順次質問してまいります。

近年の河川の氾濫対応についてであります。長年にわたり、宅地開発による舗装化や農村地区の開発行為などにより、土地の保水力が低下したことに加え、近年の気候変動による降雨量の増加に伴い、各地で河川が氾濫し、水防活動が余儀なくされています。河川の氾濫を回避するためには、河川の整備や適切な維持管理が重要と考え、以下、数点伺います。

まず、越水対策について、河道掘削や河川しゅんせつ、立木伐採などを計画的かつ定期的に実施しなければ、大雨時の増水や河川水質の変化など地域環境保全全般に影響を及ぼします。各地で河川内に立木の繁茂や土砂堆積を散見しますが、河川断面の確保に向けて、しゅんせつなどの対策をどのように進め、浸水被害が生じた越水不安地域への水防対策をどのように展開しているのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 維持担当課長矢野眞嗣君。

○矢野維持担当課長 河川の維持管理などについてであります。道では、平成29年3月に策定した「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」に基づき、樹木の繁茂等が著しい約3500キロメートルを優先区間とし、平成29年度から樹木伐採や堆積土砂の除去を進めており、令和6年までに終了したところでございます。

また、今年度からは、新たに約1750キロメートルを加えた合計約5250キロメートルを優先区間とし、国の緊急浚渫推進事業を活用して、おおむね10年をめぐりに対策を進めているところでござ

います。

水防活動については、水防の責任を有する市町村が行うこととなっており、道としては、水防警報を発表するほか、河川管理者の立場として、河川に関する水位情報や応急復旧資機材の提供といった水防活動への協力を行っているところでございます。

○鈴木一磨委員 ただいま答弁がありました。集中豪雨等による災害回避のために、河川氾濫の危険度の高い河川区域で対策未着手の場所がないよう、また、しゅんせつや立木伐採などは定期的かつ的確に行うよう指摘をいたします。

次に、流木対策について、大雨の影響などで以前から地元近隣河川に流木が散見されていましたが、近年、台風等の影響で流木量の増加に起因した越水被害が生じています。被災再発の懸念の声も上がっており、計画的に河川の流木除去対策を進める必要があると考えますが、所見を伺います。

○矢野維持担当課長 流木対策についてであります。道では、維持管理に対する道の基本的な考え方を示した「公共土木施設の維持管理基本方針」に基づき、河道内の流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生などのおそれがある場合に除去しているほか、災害時に発生した流木については、速やかに除去するよう努めているところでございます。

道としては、引き続き、パトロール等により河川の状況を把握しながら、必要に応じて流木の除去を実施するなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

○鈴木一磨委員 河川の整備状況について、河川の氾濫を防ぐためには、河川整備が重要と考えます。

まず、道が管理する河川の整備状況についてお伺いします。

○佐藤禎洋委員長 河川砂防課長伊藤拓郎君。

○伊藤河川砂防課長 河川の整備状況についてであります。道が管理している河川のうち、約1200河川、約7800キロメートルで整備を行うこととしており、このうち、令和6年度末時点において、約760河川、約3200キロメートルの区間で一定の整備を終えたところでございます。

○鈴木一磨委員 河川整備の取組について、道では、水系ごとに河川整備基本方針や河川整備計画を定めて事業を進めていることを承知しています。そのうち、河川整備計画は20年から30年後の河川整備の目標を示したものとなっており、河川改修を下流から進めていくことを考えますと、上流側の整備には相当の時間がかかると考えますが、河川整備についてどのように進めているのか、お伺いします。

○伊藤河川砂防課長 河川整備の取組についてであります。道では、これまで、洪水により家屋や農地などに大きな被害が発生した箇所や甚大な被害が生じるおそれのある市街地の河川などを優先し、河川整備計画を策定し、整備を進めているところです。

また、整備延長が長く、上流までの改修に長い期間を要するなどの河川においては、下流の洪水リスクを高めない範囲で上流側で堤防整備や河川の掘削などを行うなど、上流側の治水安全度の向上に努めているところでございます。

○鈴木一磨委員 人口減少や少子・高齢化により水防活動の対応が困難となることが想定されること、また、近年の気候変動による降雨量の増加など、河川を取り巻く状況が変わってきていると考えます。

そのため、やはり、一層の河川整備の推進というものが重要と考えますが、必要な予算を確保し、気候変動を踏まえた河川整備を今後どのように進めていくのか、お伺いします。

○佐藤禎洋委員長 建設部長関俊一君。

○関建設部長 気候変動を踏まえた河川整備についてであります。近年、豪雨等による災害が激甚化、頻発化している状況を踏まえ、気候変動の影響等も考慮した対策への転換が必要と認識してございます。

このため、道では、河川整備はもとより、あらゆる関係者の方々が協働して、流域全体でハード、ソフトが一体となった治水対策を行う流域治水の取組を進めてきたところでございます。

道といたしましては、今後、河川整備を進めるに当たって、気候変動による降雨量の増大を考慮した治水計画の見直しを順次行うとともに、河川整備に必要な予算の確保に向け、市町村や関係団体と連携し、国等に要望するなどして、引き続き、水害に強い北海道づくりに取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 繰り返しになるのですが、近年、気候変動に伴い、局所的な集中豪雨が増えていきます。河川氾濫などの脅威も増す中、常に越水不安にさらされている地域もあります。水害に耐え得る防災的な河川整備や河川管理を進めなければ、河川近隣の住民の命にも関わります。しゅんせつや立木伐採など適切な河川管理はもとより、支流の十分な河川断面の確保など、防災、減災の観点で河川整備を見直したり、急いで対策すべき区間もあると考えますが、その緊急性などについて知事の認識を伺いたく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、道路整備等について伺います。

まず、道路補修等に係る要望対応について、道道は、地域間を結ぶ産業や地域住民の生活を支える重要な路線です。観光や物流、車社会の変遷により交通量が変動し、道路幅員が狭い、橋梁の歩道がない、舗装が剥がれているなど、道路整備に関する要望も多種多様な状況です。

交通事業者や地域などからの要望をどのように酌み取り、また、道路整備にどう生かしているのか、お伺いします。

○佐藤禎洋委員長 道路課長本間広行君。

○本間道路課長 道路整備等に関する要望についてであります。道では、地域要望を的確に把握するため、各建設管理部において社会資本整備推進会議を開催し、道路等に関する課題などについて市町村と意見交換を行っております。また、各地域における期成会などの団体より、地域住民の生活環境向上や安全な地域づくり、地方創生を推進する上で必要な道路整備や舗装補修などの要望を幅広く受けているところです。

道では、こうした要望を踏まえ、道路の適切な維持管理に努めるとともに、現地状況を確認しながら、通学路の交通安全対策や落石等に対する防災対策といった優先度の高い施策への重点化

を図るなどして、着実な道路整備を進めているところでございます。

○鈴木一磨委員 農畜産物の輸送や観光、生活路線など、地域間交流や連携にも欠かせない道道の重要な役割に鑑み、より安全、安心な交通ネットワークの強化が求められます。

国道を補完する道路としての役割も大きく、劣化舗装の早期補修はもとより、幅員狭小や急勾配、急カーブ箇所解消など、安全性の向上に努めるべきと考えますが、どのように対策を講じ、また、今後どのように対策を図っていくのか、お伺いします。

また、個体数の増加等により野生動物との接触事故も増えていますが、対策の拡充をどのように図っていくのか、併せて伺います。

○佐藤禎洋委員長 土木局長上村明弘君。

○上村土木局長 道路の安全性向上についてであります。道道の一部においては、急勾配、急カーブといった交通事故の危険箇所が存在しているほか、鹿などの動物が道路に侵入し、事故が発生するなど様々な課題があり、道では、これまで、道路の線形改良を行っているほか、動物侵入防止柵などの整備を行ってきたところです。

道としては、引き続き、こうした整備を進めるとともに、野生生物との接触事故が増えている状況や、今年度から国が進めている路面標示のモデル事業の効果も勘案しながら、必要な対策を検討し、安全な道路交通の確保に努めてまいります。

○鈴木一磨委員 幅員拡張や急カーブの解消、鹿の衝突防止対策など、各地において事業着工の優先度が不明瞭な側面もあり、市町村や地域の声をしっかり酌み上げて、迅速かつ適切に対策するよう指摘をいたします。

次に、駐車公園等の衛生確保についてお伺いします。

途中にコンビニエンスストアもない山間部の長距離道路における駐車公園などには、ごみや汚物の廃棄が多く、地域にとって深刻な問題となっています。長距離の間、トイレがないため、特に冬期間は、雪の色が染まり、ごみも散乱して動物もうろつくなど、衛生上や保安上の懸念があります。

地域では、バイオトイレの設置を検討していますが、菌の分解を促す必要から一定の温度を保つ必要があり、厳冬を考えると、電気が通っていない山中では設置や管理は難しい状況です。熊の出没や観光イメージにも影響するため、実効ある衛生対策を講じるべきと考えますが、所見を伺います。

○矢野維持担当課長 駐車公園等の維持管理についてであります。道では、山間部の駐車公園については、「公共土木施設の維持管理基本方針」に基づき、週3回のパトロールにより状況を把握し、必要に応じ清掃を行うほか、著しいごみの散乱等があった箇所においては、利用者への注意喚起のため、看板を設置しているところでございます。

道としては、引き続き、こうした取組を進め、駐車公園等の適切な維持管理に努めてまいります。

○鈴木一磨委員 郊外の冬道でのチェーン着脱場や駐車公園、パーキングエリアなどで、トイレ

をした後での雪の色が変わっていたりとか、ごみの投棄などが見られるのです。宿泊税の活用も視野に、看板の設置などの適切な対応をお願いしたいと指摘いたします。

次に、路側帯の整備等について伺います。

平成25年12月1日の改正道路交通法の施行により、自転車は、車道の中央から左側か道路の左側に設けられた路側帯の通行がルール化されました。また、令和8年4月1日以降は、そのルールに反すると、通行区分違反として、青切符による反則金6000円が科せられます。

一方、比較的車両のスピードが出やすく交通量の多い郊外の道道においては、歩道も路側帯もない道路が多いため、十分な路側帯の確保が自転車の安全運行につながるものと考えます。通勤者の安全確保はもとより、自転車によるツーリングやサイクリングを楽しむ観光客等のためにも、路側帯の設置や拡幅など、自転車走行環境を計画的に整備していくことが重要と考えますが、所見を伺います。

○上村土木局長 自転車の走行環境の整備についてであります。通勤や通学、買物など、日常生活における安全な利用はもとより、多くのサイクリストが安全、快適にサイクリングを楽しむことができるよう、道では、北海道自転車利活用推進計画に基づき、大規模自転車道や分かりやすい案内標識、自転車の通行位置を示す青色の矢羽根型路面標示の整備を進めてきたほか、道内市町の自転車ネットワーク計画に基づき、道路の路肩拡幅に取り組んできたところです。

道としては、引き続き、誰もが安全、快適で楽しく自転車を利用できるよう、着実にこうした取組を進めてまいります。

○鈴木一磨委員 実際に、郊外には、車の擦れ違い通行がぎりぎり可能なトンネル道や、路側帯がない上、路肩も急勾配な道路など、自転車通行が危険な狭隘道路があります。事故の未然防止のためにも、自転車走行の安全性の確保に努めるよう指摘をいたします。

最後に、計画的な道路整備の推進についてお伺いします。

道は、計画的かつ戦略的な道路整備計画として、2018年度から10年間を対象とした「ほっかいどう道路整備プログラム」に基づき、2025年3月時点における事業一覧においては、道道328か所に新規着手し、橋梁修繕等も含めて新規の全体事業費の総額は合計で833億3500万円を見込んでいます。

プログラムの策定当時は、高規格道路の総延長に対する未着手率の割合が高く、北海道新幹線の札幌開業や圏域間の連携強化、観光地へのアクセス支援、物流の効率化など、課題や状況を踏まえて個別事業も計画化されましたが、策定から7年以上が経過し、残り2年半を残すのみとなりました。

加速するインフラ老朽化や頻発、激甚化する自然災害への備え、人口減少等への対応など、道路整備を取り巻く環境変化に適切に、今後どのように道路整備事業に取り組んでいくのか、所見を伺います。

○関建設部長 今後の道路整備についてであります。国道、道道といった広域的な幹線道路は、市町村間の交流拡大をはじめ、物流や観光を支えるほか、災害時の緊急搬送を支援するな

ど、大変重要な社会資本と認識してございます。

道では、平成30年度に策定した「ほっかいどう道路整備プログラム」に示す、幹線道路ネットワークの形成、道路施設の老朽化対策と長寿命化の取組の推進、災害に強い道路交通環境の整備、安全・安心な道路交通の確保、この四つの基本方針に基づき、計画的かつ効率的な道路整備、機能強化に取り組んでいるところでございます。

道としては、今後とも、地域の声を伺いながら、通学路の交通安全対策や、空港、港湾等へのアクセス道路の整備などを着実に推進するとともに、市町村や関係団体と連携し、必要な予算の確保を国等に強く働きかけ、地域間交流を支え、道民の安全、安心な暮らしを守る道路の整備に取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 以上で終わります。

○佐藤禎洋委員長 鈴木(一)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

新沼透君。

○新沼透委員 それでは、通告に従いまして、質問してまいります。

太陽光発電・風力発電設備整備と景観についてです。

最近、私の地元で、市街地周辺の一つの山の一面を覆い尽くすように太陽光パネルが敷き詰められまして、一種、異様な光景が、今、出現をいたしました。景観的にいかななものかなというふうに感じているところであります。また、その近くの湖の周辺の湿地帯の一角にも太陽光パネル設置計画が持ち出されておりまして、景観を守ろうとする市民から計画中止の声が上がっているところであります。

道内でも至るところで太陽光パネルが設置されており、観光面でも、本道の自然景観上、問題があるのではないかと考えていますが、最近の本道における太陽光パネルの増加についてどのように感じているのか、まずお伺いをいたします。

○佐藤禎洋委員長 まちづくり局長中尾英樹君。

○中尾まちづくり局長 再エネ設備の増加などについてであります。太陽光発電などの再エネ設備が増加し、周辺の景観への配慮が求められるようになったことから、道では、平成27年に、北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインを策定し、事業者への周知を図ってきたところです。

道といたしましては、再生可能エネルギーの導入に当たっては周辺景観との調和を図ることが重要と考えており、本年4月には洋上風力発電設備への考え方をガイドラインに追加するなどして、良好な景観に配慮した事業が進められるよう努めているところでございます。

○新沼透委員 今の御答弁では、どのように感じているかという質問に対しては的確な御返答がなかったように思います。このことについては、直接、知事にお尋ねすることとしたいと思いません。

道では、平成20年に北海道景観条例を制定し、広域景観づくりなど、本道の雄大な自然をベー

スにした北国特有の美しい景観づくりを推進してきたと承知しております。また、太陽光や風力発電設備が増加し、周辺の景観への配慮が求められるようになったことから、平成27年に、北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインを策定し、さらに、今年4月には洋上風力発電設備に対する考え方をガイドラインに追加するなど、良好な景観形成に努めていると承知しております。

しかしながら、今年に入り、釧路湿原周辺の太陽光発電施設の設置に関し、野生鳥獣への配慮や森林の違法伐採に加え、景観に対する批判的な声も上がっていると聞いております。

釧路市は、独自に景観条例を制定しており、道の条例の適用外となっていることは承知しておりますが、全国的に大きな問題となっている点を踏まえると、道として、より実効性の高い規制を検討する必要があるのではないかと考えます。建設部としてどのように考えているのか、所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 建設部長関俊一君。

○関建設部長 良好な景観形成への対応についてであります。道では、良好な景観形成の推進のため、景観法に基づく北海道景観条例を制定し、建築物や太陽電池発電設備等を含む工作物の設置に当たり、高さや面積が一定の規模を超える場合において、位置や配置、規模のほか、形や色などについて、周辺景観を阻害しないよう必要な規制を行っているところでございます。

また、再エネ事業を実施する際、自然景観や町並み景観などの周辺環境との調和を図るために、事業者が配慮すべき考え方を示したガイドラインを策定し、周知を図ってきたところでございます。

道といたしましては、ガイドラインの周知徹底を図るとともに、市町村と連携し、課題の把握にも努めながら、適切に運用してまいります。

○新沼透委員 建設部としては、景観法に基づいて適正に対応しているであろうと思っておりますけれども、国が関係省庁をまたいで問題に対処しようとする中で、道の取組姿勢があまりにも消極的ではないかと感じるところであります。こうした点は、まさに知事の政治姿勢そのものだと思いますので、改めて知事に直接伺いたいと思っております。委員長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

○佐藤禎洋委員長 新沼委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

寺島信寿君。

○寺島信寿委員 通告に従いまして、伺ってまいります。

初めに、道道の除排雪についてです。

広域分散型の地域社会を形成する北海道におきまして、気候変動の影響や担い手不足といった課題もある中、冬期間の安全で円滑な道路交通を確保するために、除排雪作業を効率的に実施しなければならないと考えます。そこで、以下、除雪体制等について伺ってまいります。

【第2分科会 9月26日 第2号】

まず、除雪作業に関わる連携についてであります。

効率的に除雪を行うために、道道区間も市町村が行う除雪区間に含めて一連で実施することで、円滑な除雪を実施しているところもあるとの話を聞いております。国や市町村など道路管理者間の連携や、振興局の境界をまたぐ除雪作業の実施状況について伺います。

○佐藤禎洋委員長 維持担当課長矢野眞嗣君。

○矢野維持担当課長 除雪作業に係る関係機関との連携についてであります。道では、毎年、国や市町村などの道路管理者等が参画する除排雪に関する連絡調整会議において、暴風雪時の連絡体制の確認や、雪捨場の相互利用、管理者が異なる交差点における除排雪時期などについて、地域ごとに情報共有に努めているところでございます。

市町村との連携については、合意の得られた市町村へ道道の除排雪を委託するほか、隣接する市町村道と道道を一体的に除雪できるよう除雪区間を交換するなど、効率的、効果的な除排雪に取り組んでいるところであり、昨年度は中川町など26市町村において行っているところでございます。

また、二つの振興局をまたぐ道道の除雪については、段差等が生じないように、管理する出張所ごとに作業のタイミングについて調整しているところでございます。

○寺島信寿委員 次に、新技術等の活用についてです。

担い手不足や高齢化が進む中、除雪作業の省力化や効率化という観点から、新技術などの活用も重要な取組の一つであり、北海道開発局では、その活用に向け、様々な実証実験等を行っていると考えております。

道における新技術等の活用状況について伺います。

○矢野維持担当課長 新技術等の活用についてであります。道では、歩道除雪車のオペレーターに、GPSデータと連動してバス停や消火栓など障害物の存在を知らせるガイダンスシステムを導入し、作業の支援や安全性の向上に取り組んでいるほか、2名が標準の除雪トラックによる作業について、周囲確認用のモニターを装着することにより、1名で作業が可能となるよう、省力化の検証を行っているところでございます。

○寺島信寿委員 次に、今後の対応についてです。

円滑な冬季の道路交通を確保する上で、関係機関との連携にしっかり取り組むとともに、今後ますます深刻化する担い手不足などを補うために、除排雪作業に関わる新技術等の導入など、より一層、効率的な除雪の実施が必要と考えます。

今後、どのように取り組んでいくのかを伺います。

○佐藤禎洋委員長 建設部長関俊一君。

○関建設部長 今後の対応についてであります。積雪寒冷地である本道において、適時適切な除排雪により、冬期間の円滑な交通を確保するためには、限られた予算の中、より効率的な除雪体制を整備していくことが重要と認識してございます。

このため、道では、引き続き、連絡調整会議を活用した連携強化に取り組ましますとともに、本

年度から、除雪トラックでの1名乗車による試行や、AIを活用した吹雪時における車両等の検知といった新技術の導入について検討を行うなど、さらなる除排雪作業の省力化、効率化に取り組み、道民の皆様の安全で安心な暮らしが守られるよう、冬期間における道路交通の確保に努めてまいります。

○寺島信寿委員 除雪体制は、地域の道民の暮らしに直結しますし、暮らしのみならず、その地域ごとの経済性とかその土地の付加価値まで影響してくるので、不断の取組をお願いいたします。

次に、道営住宅についてです。

公営住宅は、誰もが安心して住むことができる住宅のセーフティーネットの根幹をなしております。道では、市町村の公営住宅を補完する役割として、道内各地において道営住宅を整備してきていると承知しております。

一方、本道では、全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進行しております。今後は、こうした人口減少や高齢単身世帯の増加、世帯数の減少などによる長期的な住宅需要の変化を踏まえて道営住宅を供給していく必要があると考えます。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、入居状況についてです。

道営住宅における入居世帯数や高齢単身者の入居状況の推移について伺います。

○佐藤禎洋委員長 住宅管理担当課長大場一郎君。

○大場住宅管理担当課長 道営住宅の入居状況についてであります。令和6年度末の入居戸数は1万8068戸となっており、元年度末から1666戸、8.4%減少しているところでございます。

一方で、6年度末の60歳以上の高齢単身世帯の入居戸数は、5873戸、32.5%であり、元年度末の5423戸、27.4%と比べ、450戸、5.1%増加しているところでございます。

○寺島信寿委員 次に、入居世帯の変化への対応についてです。

道営住宅におきまして、2LDKや3LDKなど、世帯規模に応じた住宅の別を定めて供給していると承知しております。入居世帯の変化に対し、どのように対応しているのかを伺います。

○佐藤禎洋委員長 住宅課長菅原誠君。

○菅原住宅課長 入居世帯の変化への対応についてであります。道では、道営住宅における高齢者などの単身世帯の割合が多くなっている状況を踏まえ、令和6年度に、新規建設時の標準プランに単身世帯専用として1LDKタイプを加えたところでございます。

また、既存住戸の入居募集におきましては、単身世帯向けとして募集できる住戸面積の基準について、地域の住宅需要に応じて拡大できるようにしたほか、世帯向けとして募集をしても応募がなかった住戸につきましては、単身世帯でも随時の入居申込みを可能としているところでございます。

○寺島信寿委員 次に、老朽化への対応についてです。

道営住宅では、昭和60年代までに建設された住宅が全体の過半数近くを占めており、老朽化した住宅については建て替えや改善といった対応が必要であります。道では、道営住宅の老朽化

にどのように対応しているのかを伺います。

○菅原住宅課長 老朽化への対応についてであります。道では、道営住宅整備活用方針に基づき、老朽化が著しい住宅のうち、継続的な住宅需要が見込まれるもので、面積が一定の水準に満たない、または、3階建て以上でエレベーターが未設置の住宅は建て替えを行うこととし、今後、継続して供給する必要がないと認められる住宅は用途廃止を行うこととしております。

また、引き続き維持管理する住宅は、劣化状況に応じて必要な修繕を行うなど、適切な維持管理に努めるとともに、耐久性や居住性、安全性の向上を図るため、必要な改善を計画的に行うこととしております。

○寺島信寿委員 次に、地域ごとの住宅需要への対応についてです。

札幌圏など人口が集中する地域と人口減少が進む地方都市では、住宅需要に違いがあると考えられます。道では、それぞれの地域の住宅需要に対応して、どのように道営住宅の整備や活用を行っているのかを伺います。

○菅原住宅課長 地域ごとの住宅需要への対応についてであります。札幌市及びその周辺の団地については応募倍率が高い水準で推移しておりますことから、今後も継続して供給するため、必要な改善等を行うこととしております。

一方、地方都市では、人口の減少などにより空き住戸が生じている団地もございまして、これらの住宅については、それぞれの老朽化の状況等を勘案し、今後、継続して供給する必要がないと認められるものは用途廃止を検討するほか、国の承認を得て、本来の入居対象者以外の方が住宅を使用することを認める、いわゆる目的外使用による空き住戸の柔軟な活用を図っております。

○寺島信寿委員 次に、道営住宅の収支と整備活用についてです。

人口減少による住宅需要の低下に伴い、道内の地方都市では公営住宅にも空き家が見受けられます。道営住宅におきまして、空き家対策は今後大きな課題になると考えますが、UR都市機構の賃貸住宅などでは、民間事業者と連携し、無印良品やイケアだと思っておりますが、新たな需要を生み出すといった取組事例も見られます。

また、民間事業であれば、財務諸表によって財務分析を行い、長期的な視野での投資の妥当性などを判断します。

道営住宅においても、民間事業者との連携や長期的な住宅需要の変化を踏まえた収支の見通しなどによって、整備や活用に取り組むべきと考えますが、道の考えを伺います。

○佐藤禎洋委員長 建設部建築企画監大野雄一君。

○大野建設部建築企画監 道営住宅の整備活用についてであります。公営住宅は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するものであり、道では、入居者負担である家賃などの使用料と、低廉な家賃で賃貸するための道及び国の負担について、一般会計と区分して経理を明確にするため、道営住宅事業特別会計を設置しております。

道といたしましては、特別会計において、道営住宅の整備や維持管理に要するコストの縮減などにより歳出の圧縮を図るとともに、民間事業者と連携し、空き住戸を目的外使用により特定技能実習を行う外国人の住宅に活用してもらうことや、団地再編による跡地の活用を図るなどの取組により歳入の確保に努め、引き続き、道営住宅の整備活用に取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 人口増加時に住宅供給が始まって、今は、一転して人口減少、少子・高齢化、そのマネジメント最適解が求められる時代で、大変なのだと思うのですが、恐らく、需給のミスマッチはどんどん進んでいきますし、今後は、やはり、徹底したストックマネジメントを行う段階に来たのではないかなと感じます。民間であれば、事業性を担保するために、所有物件の資産投資の最適解を目指していきますし、ストックマネジメントという視点は大胆にもっと進めるべきではないかなと感じます。

当然、セーフティーネットの根幹を担保することは変わらないと思うのですが、恐らく、相当、不動産価値がばらばらになっていて、不動産価値はロケーションでほぼ決まると思うので、ロケーションのいいところはいかにでもなる、もっと言えば、民間としっかり連携して、そこは大いに稼いで、そういったものを原資にして、例えば、コンパクトな民間住宅を借り上げて、高齢世帯等と、そういうものをマッチングしていくとか、税金の使い方としていろいろ考えていく、そういう流れ、時代ではないかなと思っております。

どちらにしましても、長期的な展望で、住宅のセーフティーネットの最適化と資産の効率化、できるだけキャッシュアウトしないけれども、セーフティーネットが担保できる、そういう長期展望に立ってやっていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上で終わります。

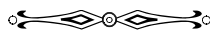
○佐藤禎洋委員長 寺島委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、建設部及び収用委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩



午前11時21分開議

○佐藤禎洋委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 水産林務部所管審査

○佐藤禎洋委員長 これより水産林務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

滝口直人君。

○滝口直人委員 通告に従いまして、順次質問させていただきます。

初めに、ホタテガイ漁業についてであります。

【第2分科会 9月26日 第2号】

ホタテガイは、本道における水揚げ量の3分の1以上を占め、漁業経営のみならず、地域の経済を支える重要な魚種であるとともに、主要な輸出品目となるなど、国内ばかりではなく、海外からの人気が高くなっております。そのような中、昨年には、道内各地でホタテガイの採苗が不振となり、道では、これまで様々な取組を進めてきたと聞いておりますが、その対応状況と今後の取組について、以下、伺います。

本道のホタテガイの生産は、沿岸海域で親貝から生まれた浮遊幼生をネットなどの採苗器に付着させて稚貝を採取しています。昨年は付着状況が悪く、全道で採苗不振となったとのことですが、要因としてどのようなことが考えられるのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 先端技術担当課長大島淳一君。

○大島先端技術担当課長 採苗不振の要因についてであります。本道では、主にオホーツク海や日本海、噴火湾において、放流や養殖に用いるホタテガイの稚貝が生産されておりますが、昨年は全道的に採苗不振であったことから、道では、道総研水産試験場と連携し、各生産海域の水温などの海洋環境や浮遊幼生の発生状況などの情報を収集し、採苗不振の要因分析に取り組んできたところでございます。

水産試験場では、海域ごとで状況が異なりますが、沿岸水温が高く推移したことにより、親貝の卵の成熟が不順であったことや、へい死等により産卵時期となる4月前後に親貝が少なかったことなどの要因が重なり、浮遊幼生の発生が少なく、昨年の採苗不振につながったものと考えられております。

○滝口直人委員 道は、採苗不振の要因を踏まえ、今年の採苗に向けてどのような取組を行ったのか、また、今年の採苗状況についても併せて伺います。

○大島先端技術担当課長 今年の採苗状況についてであります。道では、適期に採苗を行うため、水産技術普及指導所が中心となって、春季における親貝の卵の成熟状況や浮遊幼生の発生状況について、調査箇所や期間を拡大するとともに、漁業者に対して、採苗不振のリスクを低減させるため、調査結果に基づき、採苗器を設置する時期や複数回に分けた採苗を促すなどの技術指導を行っております。

各生産海域におきまして、採苗器の増設や採苗期間の拡大に取り組んだ結果、本年の採苗器への付着は平年並みに良好な状況となっておりますが、本道沿岸の海水温が平年に比べ2度から4度程度高く推移していることから、稚貝のへい死を防止するため、漁業者に水温の情報を提供するとともに、高水温時の作業の回避や育成施設の水深を調整するなどの指導を行い、稚貝の育成状況を注視しているところでございます。

○滝口直人委員 ホタテガイを安定的に生産するためには、稚貝の生産が重要と考えます。近年の海洋環境の変化に対応した取組が必要と考えますが、道は今後どのように対応する考えなのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 成長産業担当局長山口知子君。

○山口成長産業担当局長 今後の取組についてでございますが、ホタテガイは、本道の漁業生産

を支える主要な魚種でありますことから、養殖や放流用の稚貝を安定的に確保し、持続的に生産していくことが重要でございます。

このため、道では、引き続き、今後の採苗の安定化に向けて、採苗を行うタイミングを的確に判断するため、親貝の成熟や浮遊幼生の発生等のモニタリングを行い、漁業者の皆様へきめ細やかに情報提供をするとともに、海域ごとの採苗手法の検証や海洋環境の変化を踏まえまして採苗安定化のポイントをまとめ、栽培技術の指導を強化してまいります。

また、道総研水産試験場との連絡会議を継続して開催し、海域間の連携を図りながら情報を共有するとともに、高水温が親貝の産卵数や幼生に与える影響や採苗器の形状別の効果検証などの試験研究を行い、採苗不振の要因を踏まえましてリスクを低減させる対策を進めるなど、稚貝の安定生産に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 今年の採苗状況は平年並みで良好となっているが、沿岸の海水温が高く推移しているとの御答弁がありました。海水温度の変化をはじめとする海洋環境変化について、試験研究の成果を確実に出され、漁業者がホタテガイの安定した生産を続けることができるような取組をお願いします。

次は、資源管理についてであります。

本道の漁業を取り巻く情勢は、近年の海洋環境の変化により、サケやサンマ、スルメイカなど、主要魚種の減少が続く、厳しい状況となっております。

このような状況を踏まえ、国は、改正漁業法に基づき、令和2年9月に、漁獲可能量、いわゆるTACを基本とした資源管理を推進するためのロードマップを公表し、資源調査・評価の高度化やTAC魚種の拡大などに取り組んでいます。

一方で、TAC魚種の拡大については、漁業者から、資源評価の精度向上や混獲への対応といった課題も指摘されており、国は、これらを踏まえて、令和6年3月に新たなロードマップを公表し、拡大された新たなTAC魚種については、段階的に発展させる、いわゆるステップアップ方式による課題解決を図りながら、TAC管理の導入を進める方針を示しております。

このような中、道内においても、新たにブリ、マダラがTAC管理の対象に加えられましたが、依然として道内漁業関係者からはTAC導入に対する懸念の声が聞かれており、漁業者の理解を得ながら丁寧に進めていくことが不可欠であると考えていますので、以下、伺います。

国は、資源管理を推進するため、TAC魚種の拡大に当たり、ステップアップ方式によるTAC管理を進めており、本道においても、ブリやマダラが新たにTAC魚種となり、段階的な管理が開始されています。

そこで、このステップアップ方式の具体的な管理内容と、本道のブリやマダラについて、現在、どの段階で管理が行われているのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 漁業管理課長物見文雄君。

○物見漁業管理課長 ステップアップ方式によるTAC管理等についてであります。国では、

新たな魚種のTAC管理に向け、ステップアップ方式を導入し、ステップ1から3まで段階的に課題を解決しながら進めることとしております。

具体的には、ステップ1では、漁獲枠を設けずに漁業者に漁獲量の報告を義務づけることで1年間で漁業実態を把握し、ステップ2では、TAC配分の目安数量を提示し、漁獲管理の運用の試行を2年間程度実施し、ステップ3では、具体的なTAC数量を配分し資源管理を行い、遅くとも3年後までに直近の資源評価や漁業動向などを踏まえ、最終的なTAC管理を行うこととしております。

こうした中、全国で一元管理しているブリについては、本年7月からステップ1に移行しており、また、北海道太平洋と北海道日本海で管理しているマダラは、本年7月からステップ2に移行しております。

○**滝口直人委員** ブリやマダラについては、ステップアップ方式による段階的な管理が既に進められているとのことですが、これまで、国が開催しているステークホルダー会合において、漁業者をはじめ、関係者の意見を踏まえながら議論が進められているとのことですが、漁業者からはどのような意見が示されているのか、伺います。

○**物見漁業管理課長** 漁業者の意見についてですが、ブリやマダラのTAC管理に向けたステークホルダー会合では、刺し網や定置網などの待ち網漁においては、狙っていないにもかかわらず漁獲される、いわゆる混獲が多く、混獲を避けることができないことから、漁獲された魚種の数量管理が困難であり、その課題を解決することなく次の段階に進むことへの懸念や、資源評価の精度向上を求める意見が多数挙げられております。

具体的な意見としては、ブリについては、アキサケ定置網での混獲により漁獲枠に達した場合は操業期間を残して漁を切り上げなければならないことへの懸念が示され、また、マダラについては、外国水域から予期せぬ来遊により漁獲量が増加していることから、両魚種ともに、漁業者からは漁獲状況に応じて漁獲枠を調整して配分できる体制が必要であるとの意見が出されております。

○**滝口直人委員** 令和7年7月からブリがステップ1に、また、マダラがステップ2に移行したとのことですが、これらの取組を進めるに当たり、漁業者からは、外国水域からの来遊変動への対応が必要との声や、資源評価精度の向上を図るべきといった意見が出されております。

こうした状況を踏まえ、道として、今後、TACによる資源管理の推進に向け、どのような対応をしていくのか、伺います。

○**佐藤禎洋委員長** 水産林務部長岡嶋秀典君。

○**岡嶋水産林務部長** 今後の資源管理に向けた対応についてでございますが、国では、TACによる資源管理を基本として、持続的で安定した資源利用を目指す取組を進めている中、本道におきましては、操業期間の短縮や漁獲サイズの規制など、漁業者の皆様の長年にわたる自主的な資源管理の取組が行われていることに加えまして、魚種や地域ごとに多種多様な漁業が展開されていることから、ステップアップ方式を進めるに当たっては、漁業者の皆様の声を丁寧に受け止

め、理解と協力を得ながら、本道の漁業の実態に即した形で運用されることが重要と考えております。

このため、道といたしましては、ブリやマダラのTAC管理が本道漁業の実態に即したものとなるよう、国に対しまして、漁業者の皆様との丁寧な議論に加え、資源状況に応じた漁獲枠の調整や他県との枠の融通など、柔軟な運用が行われるよう強く求めるとともに、国や道の試験研究機関と連携し、資源評価の精度向上を図るなど、水産資源の持続的な利用と漁業経営の安定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 TACにおける資源管理については、漁業者の声を丁寧に受け止め、協力を得ながら漁業の実態に即した形で運用されることが重要との御答弁がありました。

漁業者からは、漁獲状況に応じた漁獲枠の配分ができることを求められていることから、漁獲枠の調整などにより、漁業者に寄り添った資源管理の取組を行っていただくことをお願いいたします。

次は、ブルーカーボンの推進についてであります。

藻場は、昆布などの漁業生産の場や水産資源を育む場であるとともに、二酸化炭素の吸収源としても大きな期待が寄せられており、国では、海藻や海草の藻場など、ブルーカーボン生態系による吸収量の評価が進められていると伺っております。

本道は、全国一の藻場面積を有しており、道としてもブルーカーボンの取組を積極的に推進していく必要があると考えます。そのような中で、道では、令和6年3月に「ブルーカーボンに関する取組の推進方向」を策定していますので、国の動向や道の対応について伺ってまいります。

国は、毎年、国連気候変動枠組条約事務局に対して、温室効果ガスの排出・吸収目録、いわゆる温室効果ガスインベントリを提出していますが、その中で、ブルーカーボンによる吸収量についてはどのように掲載されているのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 森林海洋環境課長佐野弥栄子君。

○佐野森林海洋環境課長 ブルーカーボンによる吸収量についてであります。国では、令和5年4月に国連へ提出した温室効果ガスインベントリにおいて、令和3年度の吸収量として、我が国で初めてブルーカーボン生態系の一つであるマングローブ林による吸収量2300トンを計上し、6年4月に、4年度の吸収量として、マングローブ林に加え、世界で初めて海藻・海草藻場を合わせて吸収量に盛り込み、約35万トンを計上したところです。

本年4月に報告した5年度の吸収量は約34万トンとなっており、ブルーカーボンによる吸収量は、我が国全体の吸収量5370万トンの約0.6%に相当しております。

○滝口直人委員 国では、ブルーカーボン生態系による二酸化炭素の吸収量をインベントリに計上するとともに、令和7年2月に閣議決定した地球温暖化対策計画においても、ブルーカーボンの吸収源対策を盛り込んだと伺っております。その内容について伺います。

○佐野森林海洋環境課長 国の地球温暖化対策計画についてであります。国の計画では、ネー

チャーポジティブや水環境保全、気候変動適応など、多面的価値を有するブルーカーボンに関する取組を積極的に進めることとしており、吸収源対策として、沿岸域の藻場・干潟の保全、再生、創出や、Jブルークレジット制度のさらなる拡大に加え、新たに吸収源として期待の大きい、沖合で生産、育成した海藻を深海に貯留、固定し、吸収量として算定、評価する取組の可能性の検討などを進めることとしております。

また、ブルーカーボンの吸収量の目標値は、現状の34万トンに対して、2035年度に100万トン、2040年度に200万トンと設定しております。

○**滝口直人委員** 道においても、道内でのブルーカーボンに関する取組を促進するため、北海道ブルーカーボン推進事業を実施していますが、その内容について伺います。

○**佐野森林海洋環境課長** ブルーカーボン推進事業の内容についてであります。道では、令和5年度から北海道ブルーカーボン推進事業に取り組んでおり、地域におけるカーボンクレジットを活用した藻場保全活動等の取組を促進するため、雑海藻駆除やウニの密度管理、母藻の設置、ホソメコンブやナガコンブの試験養殖を実施し、これらの取組をモデルとして、カーボンクレジットの取得に向けたガイドラインの作成を進めているところです。

また、道民の理解促進に向け、稚内市や蘭越町において、市町村や漁協の職員などを対象に、ブルーカーボンの仕組みやクレジット創出の取組事例などに関する講演を行ったほか、北海道豊かな海づくり大会などの道民を対象としたイベントにおいて、親子で楽しめるクイズを活用した展示などを行っており、引き続き、様々な機会を通じて普及啓発に努めてまいります。

○**滝口直人委員** 道の「ブルーカーボンに関する取組の推進方向」においては、道内におけるブルーカーボンによる二酸化炭素の吸収量の目標値を検討中としています。

どのように目標値を設定していくのか伺うとともに、道として、今後どのようにブルーカーボンに関する取組を進めていくのか、伺います。

○**佐藤禎洋委員長** 水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基君。

○**近藤水産林務部森と海の未来づくり推進監** 今後の取組についてでございますが、全国最大の藻場面積を有する本道におきまして、豊かな水産資源を育む藻場の育成と吸収源対策の両立を図るブルーカーボンの取組を推進するためには、具体的な吸収量の目標値を定め、その達成に向け、地域における取組を広げていくことが重要であると認識しております。

このため、道では、国から情報収集しているところであり、ブルーカーボンの吸収量に関する国のインベントリ算定や計画を参考に道内の藻場における現状値を算出した上で、今年度中の目標値設定に向け、検討を進めてまいります。

また、昨年策定した推進方向に沿って地域の取組を促進するため、漁業者の方々による藻場保全活動への支援を行うとともに、ガイドラインの作成などクレジットを取得しやすい環境づくりのほか、関係者の連携協働のためのプラットフォームの整備を進め、環境と調和した水産業の振興とゼロカーボン北海道の実現に貢献するブルーカーボンに関する取組を一層推進してまいります。

○滝口直人委員 ブルーカーボンに関する取組については、昆布試験養殖を実施し、モデルとしているとの御答弁がありました。昆布養殖につきましても、我が会派の代表質問においても、しっかりとした取組をしていただくという答弁もございました。昆布試験養殖をさらに推進されるような取組を加速していただくことをお願いします。

次は、森林由来クレジットについてであります。

道有林において、創出、販売を進める森林由来クレジットについては、地球温暖化対策はもとより、森林の付加価値の向上につながる重要な取組であると認識しております。

今定例会での我が会派の代表質問において、直近の販売状況と今後の取組について伺いましたが、クレジットの販売や普及などについてどのように進めていくのか、具体的に伺ってまいります。

まず、道では、道有林で創出した4万トンのクレジットを、本年8月から販売を開始していますが、販売に当たって設定した価格や販売手法の考え方を伺うとともに、これまでの販売状況についても併せて伺います。

○佐藤禎洋委員長 道有林課長野村具弘君。

○野村道有林課長 クレジット販売の考え方などについてであります。道では、令和5年度から、民間企業との協定に基づき、道有林の一部におきまして航空レーザー測量を活用した大規模な森林由来クレジットの創出を進めており、昨年度に創出しましたクレジット約4万トンの販売を8月から開始したところです。

今後の確実な販売に向けまして、クレジット需要に応じた適正な価格設定や企業等が購入しやすい販売手法の導入が重要と考え、クレジットの市場動向や今後の需給見通しなどにつきまして、取引実態などに精通する民間企業による委託調査の結果を踏まえまして、販売数量に応じた幅広い価格帯としたほか、購入企業との協定締結による複数年での契約や、入札、企業との直接取引などの販売手法を設定したところです。

また、昨日までのクレジットの販売状況は、道内外の企業に2万2003トンを購入いただいたところであり、具体的には、協定による販売が1万2000トン、入札が1万トン、企業との直接取引が3トンであり、販売収入は合計で1億1575万3000円となっております。

○滝口直人委員 クレジット収入を活用し、道有林の整備を進めていくためには、多くの企業等にクレジットを購入していただく必要がありますが、販売促進に向け、道はどのように取り組むのか、伺います。

○野村道有林課長 クレジットの販売促進についてであります。道有林で創出する森林由来クレジットを今後も様々な企業等に購入していただくためには、販売実績を踏まえて企業ニーズを的確に捉えた手法で販売することに加えまして、本道の森林整備につながり、環境保全にも貢献できるといった購入の意義やメリットにつきまして理解促進を図ることにより、新たな需要を掘り起こすことが重要であります。

このため、道としましては、クレジットの効果的な販売に向けまして、民間企業が持つ営業ノ

ノウハウを活用しながら、これまでの販売実績から購入の価格帯や理由などの分析を行い、需要に応じた販売手法を選択してまいります。

また、企業等の購入意欲を高めるため、豊かな生態系を育む本道の森林の特徴や森林由来クレジットを大規模かつ安定的に供給できる強みに加えまして、クレジットの購入が道有林の森林整備などに貢献することについて、ホームページやSNSで効果的に発信するなど、道有林で創出したクレジットを多くの方々に購入いただけるよう取り組んでまいります。

○滝口直人委員 森林の付加価値の向上や温室効果ガス削減の取組は、道有林のみならず、全道の森林で取り組んでいくべきと考えます。

広域自治体である道は、道有林におけるクレジットの創出、販売のノウハウを積極的に普及し、森林由来クレジットを活用した森林づくりを、全道の市町村や森林所有者などにも広げていくことが重要であると考えます。

道として、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 森林海洋環境局長土屋禎治君。

○土屋森林海洋環境局長 今後の取組についてであります。広大な森林を有する本道において、森林由来クレジットの創出、販売を推進することは、森林の価値を高めるとともに、森林資源の循環利用や二酸化炭素の吸収量の確保にもつながる重要な取組であります。

このため、道では、森林由来クレジットの取組が一層進むよう、市町村など森林所有者を対象に創出実務等を学ぶ研修会を実施するほか、クレジットの創出、販売を進めながら、販売収益を森林づくりに活用する道有林の取組モデルや全国の先進事例を普及するセミナーを年内に開催するとともに、クレジットの創出支援を目的といたしました相談窓口を設置し、必要に応じて道内各地を訪問してアドバイスをを行い、市町村をはじめとする森林所有者等による取組を促すなど、ゼロカーボン北海道の実現にも貢献する森林づくりを進めてまいります。

○滝口直人委員 クレジットの取組が進むよう、市町村などを対象としたクレジット創出実務を学ぶ研修会などの開催を行うとの御答弁がありました。

市町村におけるクレジットの取組の対応は、地域によって推進状況の段階に違いがあると聞いております。市町村の実情に合った取組などについて助言をされ、市町村とともにゼロカーボン北海道の推進をしていただくことをお願いします。

次は、道産建築材の利用拡大についてであります。

近年の物価高騰や不安定な国際情勢など、本道の林業・木材産業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いています。一方、輸入材の調達リスクを軽減させるため、大手工務店などを中心に道産建築材に転換する動きも見られていると聞いています。こうした状況を好機と捉え、道産建築材の利用を促進することが重要と考えますので、以下、伺ってまいります。

まず、これまでの取組状況などについてであります。道では、関連団体と連携し、付加価値の高い建築材を中心に道産木材の利用拡大に取り組んでいると承知しております。特に、今年度については、新たに「HOKKAIDO WOOD HOUSE」の取組を進めていると承知し

ています。

道内における木造住宅着工戸数と道産木材の需要量の推移について、10年前と比較してどのようになっているのか伺うとともに、これまでの道の取組について伺います。

○佐藤禎洋委員長 林業木材課長本阿彌俊治君。

○本阿彌林業木材課長 道産木材の需要の推移とこれまでの取組などについてであります。国の住宅着工統計によると、令和6年度の道内における木造の新設住宅着工戸数は1万5800戸となっており、10年前の平成26年度の2万200戸から約2割減少しております。

また、道が取りまとめた北海道木材需給見通しでは、令和6年度の道産木材の需要見込み量は427万立方メートルとなっており、10年前の396万立方メートルから約1割増加しているものの、このうち、建築材などの製材用は139万1000立方メートルで、10年前の183万9000立方メートルから約2割減少しております。

こうした中、道産建築材の新たな需要の確保に向け、道では、木材関係団体や企業とともに設立した協議会などと連携し、令和3年度から、道産木材を使用した公共施設や民間施設を「HOKKAIDO WOOD BUILDING」としてこれまで97件登録したところであり、制度に関する問合せも多数いただいているところであります。

また、道産建築材を使用した住宅について、冊子やSNSを活用してPRしているほか、今年度から新たに「HOKKAIDO WOOD HOUSE」として認定する制度を導入するなど、「HOKKAIDO WOOD」のブランド化に取り組んでいるところでございます。

○滝口直人委員 新設住宅着工戸数は、木材の需要に大きく影響しますが、人口減少などから今後も増加は期待できないものと考えます。しかし、輸入材から道産木材への転換をさらに進めることにより、利用の拡大は可能であり、「HOKKAIDO WOOD」ブランドなども活用しながら、住宅分野においても道産木材の利用を一層進めていくことが必要と考えます。

道として、住宅分野の利用拡大に向け、どのように取組を進めていくのか、伺います。

○本阿彌林業木材課長 住宅分野における今後の取組についてであります。輸入材が多く使われている住宅分野において、道産木材の利用を促進していくためには、道産建築材の利用が、地域の森林づくりを支え、森林吸収源対策の強化にもつながるといった意義や、木のぬくもりなどの魅力を広く発信するとともに、道産木材住宅を身近に感じられる環境づくりが重要でございます。

このため、道では、道が発行する冊子や住宅情報誌、住宅関連イベントなどを通じて、道産木材の利用が地球温暖化を防止することや、林業・木材産業の振興に貢献することについて周知を図るほか、優れたデザイン性を有する道産木材住宅を広くPRしているところであります。

道としては、こうした取組に加え、今年度に創設した「HOKKAIDO WOOD HOUSE」の普及PRのほか、新たに、道産木材住宅に対する住宅ローンの金利優遇制度や道産建築材の活用に対する支援を開始したところであり、こうした支援制度をインセンティブとして有効に活用しながら、モデル的な住宅の建築を促すなど、住宅における道産木材の利用拡大に取り組

んでまいります。

○**滝口直人委員** 四国の大手製材会社が、釧路市に大規模な木材加工施設の建設を計画している中、地域の木材産業の競争力強化は喫緊の課題であります。

既存の製材工場において、工務店等の求める品質や性能の確かな道産建築材の安定供給を図り、道産木材を付加価値高く利用していく必要があると考えますが、道として今後どのように取り組む考えなのか、伺います。

○**佐藤禎洋委員長** 木材産業担当課長除村広君。

○**除村木材産業担当課長** 道産建築材の安定供給についてでございますが、本道の林業・木材産業においては、燃料費や資材費の高騰が続き、担い手不足も課題となる中、釧路市への大規模な木材加工工場の進出も予定されていることから、品質、性能の確かな道産建築材を供給できる体制づくりに向け、原木の安定供給や製造コストの低減、工場の省力化などを進めることが重要と考えています。

このため、道では、市町村との連携の下、国の事業等を活用し、原木の効率的な生産、流通の促進に向け、高性能林業機械の導入や中間土場の整備を進めるとともに、道産建築材の効率的な製造が図られるよう、木材加工や乾燥施設などの整備に支援してまいります。

また、今年度から、工場の省力化や労働環境改善の取組を促進するため、フォークリフトや簡易型空調機器などの導入に支援を行っているところであり、引き続き、地域の実情を踏まえながら、製材工場等の供給力の強化を図ってまいります。

○**滝口直人委員** 世界的に木材の需給構造が大きく変わる中、道産建築材の利用拡大を着実に進めていくためには、道民や企業に対し、広く道産建築材の利用について働きかけていく必要があると考えますが、道として今後どのように取り組むのか、伺います。

○**佐藤禎洋委員長** 林務局長加納剛君。

○**加納林務局長** 今後の取組についてでございますが、ロシア・ウクライナ情勢の悪化などに伴い、世界的な木材流通が変化する中、本道では、住宅部材を輸入材から国産材へ転換する動きが見られるとともに、環境配慮の観点からも木材利用の機運が高まっており、こうした動きを好機と捉え、様々な関係者との連携の下、道産木材の利用を一層推進することが重要であります。

このため、道では、「HOKKAIDO WOOD」ブランドを最大限に活用し、道民や企業の方々に対しまして、道産木材を活用した施設や住宅の魅力をはじめ、木材利用の意義や各種支援制度などを発信するとともに、交番など道有施設における木造化、木質化を一層進め、積極的にPRするなど、公共施設や民間施設等への波及を図ってまいります。

また、引き続き、施主や建築事業者が求める品質や性能を有する道産建築材を安定的に供給できる体制づくりを進めるなど、「HOKKAIDO WOOD」の取組に賛同する様々な企業等と連携しまして、道産木材の利用を一層推進し、本道の林業・木材産業の振興につなげてまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 次は、森林法における伐採届についてであります。

我が会派の代表質問でも取り上げましたが、倶知安町巽地区や釧路市北斗において、森林が伐採され、林地開発許可を受けないままに工事が進められたことで、道民の貴重な財産である森林が違法な開発行為により失われました。このような開発行為を未然に防止するためには、道と市町村が連携し、違法な森林の伐採に関する情報などを迅速に把握することが重要であるのではないかと考えております。このことに関連して、以下、伺ってまいります。

9月5日の定例記者会見において、知事は、倶知安町における開発事案を踏まえて、林地開発許可申請が不要とされている開発行為について、市町村への伐採届を基に、道が市町村と連携して7月より調査を行っていると言われていますが、どのような調査を行っているのか伺うとともに、現在の調査の進捗状況について併せて伺います。

○佐藤禎洋委員長 森林計画課長日比野佑亮君。

○日比野森林計画課長 森林の伐採と開発に関する調査についてであります。道では、違法に林地開発を行った倶知安町の事案を踏まえ、道内において、道の許可が必要な規模の林地開発行為にもかかわらず無許可で実施されていたものの有無について、市町村の協力の下、本年7月から全道的に調査を行っております。

調査対象は、所有者等から市町村に提出された伐採届のうち、森林以外への転用目的のものに加え、無届けで伐採されたことが把握されたものとし、調査対象件数は、令和4年度から6年度の3年間分で約1200件となっております。

道では、これらについて、衛星写真等による現状確認のほか、道路など公共用を除いた、開発許可が必要となる面積に近い約400件の届出などについて現地確認を実施しているところであり、今後、違反行為などが判明した場合は、速やかに是正措置を講じるよう指導していく考えでございます。

○滝口直人委員 林地開発行為違反については、伐採の段階から迅速に違法行為を把握することが重要であり、事業者から伐採届の提出を受ける市町村と連携して取り組むことが不可欠であります。一方、市町村においては、林務行政に詳しい職員に限られ、内容の確認や現地の確認作業に時間を要しているといった話も伺います。

こうした状況を踏まえ、道として、市町村の業務を支援し、連携して違法行為の把握に努めるべきと考えますが、どのように対応していくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 森林計画担当局長立原泰直君。

○立原森林計画担当局長 市町村との連携についてであります。本道において、森林の無秩序な伐採や開発行為を抑制するためには、道が林地開発制度を厳正に運用することはもとより、市町村が伐採届出制度を適切に運用するとともに、違反事案や違反のおそれのある事案を覚知した場合は、道と市町村が連携し、迅速に対応することが重要であります。

このため、道では、伐採届の情報を管理できる業務支援システムや森林資源の情報を図示できる森林GISを提供するとともに、職員向け研修会の開催や届出制度の手引を配付するなど、市

町村が伐採届に関する業務を円滑に実施できるよう取り組んできたところであります。

こうした中、このたびの倶知安町や釧路市での事案を踏まえ、市町村が業務をさらに効率的に行うことができるよう、道のシステムの改修を早急に検討するとともに、違反事案の早期把握と把握後の迅速な対応に向け、立入調査ができない場合のドローン等による伐採状況の確認方法や、市町村が事業者への勧告、命令等を行うに当たっての参照事例、道や関係部局との情報共有や連携した対応などについて新たに記載した手引の改正を行い、市町村職員向けの説明会を開催するなど、市町村と緊密に連携した体制づくりを鋭意進めてまいります。

○滝口直人委員 違法な林地開発が続いて起こり、マスコミに大きく取り上げられていますが、道民の皆様も、こうした違法な開発行為により森林が失われている状況が、道内の他の地域にもあるのではないかとこのことを最も心配していると考えます。

こうした不安を解消し、本道の森林資源が違法な開発行為から守られるよう、道として今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○岡嶋水産林務部長 今後の取組についてでございますが、違法な開発行為を抑止するためには、事業者等が関係法令を正しく理解し、必要な行政手続が行われるための周知徹底や、違反事案の早期把握や悪質な事業者への対応の強化が必要であります。

このため、道では、森林関係法令につきまして、ホームページ等を活用し広く周知をするとともに、伐採届出制度や林地開発制度が適正に運用されるよう、事業者への指導について市町村に丁寧な助言を行うほか、違反事案の早期把握に向け、市町村や関係部局との連携を一層強化し、関係者間の情報共有を図るとともに、現地調査へのドローンの活用などの検討を早急に進めてまいります。

また、抑止力を高めるため、国に対しまして、林地開発に係る監督処分に従わない者の氏名等の公表について要望しているほか、職員が、指導に従わない事業者に対しまして、より迅速かつ実効性の高い体系的な指導が行えるよう、道の運用手続の見直しを進めており、市町村等との一層の連携の下、無秩序な森林の伐採や開発行為を未然に防止し、本道の豊かな森林を次世代に引き継いでいけるよう、毅然とした姿勢で取り組んでまいります。

以上でございます。

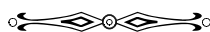
○滝口直人委員 本件につきましては、改めて知事の御見解を伺いたいと思いますので、委員長、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○佐藤禎洋委員長 滝口(直)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩



午後1時10分開議

○川澄宗之介副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

鈴木仁志さん。

○鈴木仁志委員 通告のとおり、質問をさせていただきたいと思います。

初めに、林野火災についてお聞きをいたします。

御存じのとおり、北半球では異常とも言える高温乾燥状態に陥っていることから、林野火災が多発していると世界気象機関が報告をしているところです。1月にロサンゼルス、3月には韓国で、広大な森林、建造物、命が失われているところです。

日本においても、2月26日に大船渡で林野火災が発生し、鎮火までに40日もかかり、死者1名、焼失面積約3370ヘクタール、226棟の建造物が消失をいたしました。さらに、3月に今治市、岡山市と火災が発生いたしまして、大きな被害をもたらしておりますが、今年度の道内の林野火災の発生原因についてお聞きをしたいと思います。

○川澄宗之介副委員長 森林整備課長笹岡英二さん。

○笹岡森林整備課長 林野火災の発生状況などについてであります。本道における令和7年の林野火災は、8月末時点で8件確認しており、その面積は全て0.5ヘクタール未満と小規模で、合計面積は約2ヘクタールとなっております。

発生原因は、ごみ焼きによるものや熊よけの花火によるものなど人為的に発生したものが4件、原因調査中のものが2件、原因不明のものが2件となっております。

○鈴木仁志委員 ありがとうございます。

近年、道内での大きな森林火災といえば、令和元年5月の215ヘクタールを焼損させた雄武町の火災、令和2年5月の標茶町で50ヘクタールの被害をもたらした林野火災が発生しております。

こうした大規模な林野火災の消火活動を基に現在の林野火災に対する体制を構築していると思っておりますけれども、課題はないのか、体制は十分なのかお聞きしたいと思いますし、また、北海道における林野火災に対応するための初期消火資機材、空中消火用資機材、散布用薬剤などに不足はないのか、認識をお聞きいたします。

○笹岡森林整備課長 道の消火活動の体制などについてであります。道では、气象台や自衛隊等が参画する北海道林野火災予消防対策協議会が主体となり、林野火災予消防対策実施方針を毎年2月に策定し、実施方針に基づく予防対策に取り組むとともに、林野火災の発生に備え、迅速な情報の収集や伝達、消火資機材及び薬剤の円滑な使用に向けた備蓄体制を整備しており、初期消火資機材は各消防本部に、空中消火用資機材と散布用薬剤は道有林を管理する森林室に、さらに、空中消火用資機材は消防防災ヘリを運用する防災航空室のほか、災害派遣要請に至る事態にも備え、自衛隊にそれぞれ配備し、各管理者による定期的な点検により適切な維持に努めています。

○鈴木仁志委員 ありがとうございます。

総務省は、大船渡市の大規模な森林火災を踏まえて、消防防災力強化を踏まえた予算を計上すると報じられておりましたし、消防庁は、林野火災注意報の創出を提言するとも伝わっておりますけれども、それぞれの施策の詳細をお聞きしたいと思います。

○**笹岡森林整備課長** 国の動向などについてであります。大船渡市の林野火災を踏まえ、本年4月に、消防庁と林野庁が設置した「消防防災対策のあり方に関する検討会」におきまして、今後の取り組むべき火災予防や消防活動などの充実強化について検討が行われ、本年8月に報告書が取りまとめられたものと承知しています。

これを受け、消防庁では、自治体に対し、屋外での火の使用等について注意喚起する林野火災注意報や、火の使用等を制限する林野火災警報の仕組みを創設し、各市町村等が的確に発令することや、地上消火と空中消火の連携等による迅速かつ効果的な消火活動を実施することなどを通知するとともに、令和8年度予算の概算要求におきまして、大型水槽つき放水車や夜間監視・熱源探査ドローンなど、緊急消防援助隊の車両、資機材等の整備や、林野火災予防の広報啓発モデル事業の実施などを盛り込んでいるところです。

○**鈴木仁志委員** こうした総務省の動向等を踏まえまして、北海道としてどのような対応を行うのか、お聞きします。

○**川澄宗之介副委員長** 森林計画担当局長立原泰直さん。

○**立原森林計画担当局長** 今後の対応についてであります。林野火災の被害を未然に防ぐには、道民の皆様への注意喚起の徹底を図るなど幅広い予防対策に取り組むとともに、万が一、火災が発生した際には、迅速に対応できる体制づくりに取り組むことが必要であります。

このため、道では、林野火災における予防対策の在り方や、消防防災力の充実強化といった国における新たな対策や予算措置の動向を注視しながら、引き続き、ポスターの掲示やSNSでの広報などにより、森林所有者をはじめ、地域住民や山林に入林する方々の予防意識を高めてまいります。

また、市町村における林野火災注意報などの運用や、道消防防災ヘリと消防機関との合同訓練を促進するなど、関係機関と緊密な連携の下、大船渡市林野火災の教訓を踏まえた消防防災対策の推進に取り組んでまいります。

○**鈴木仁志委員** 林野火災は、一たび発生をしますと、早期に拡大して消火隊の立入りや水利に限られることから、消火活動が困難な上、貴重な森林資源を大量に消失し、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。初期消火が重要だと言われておりますので、常に備えていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、ナラ枯れについてお聞きいたします。

ミズナラなどの樹木が枯死するナラ枯れについて、昨年9月から今年5月に渡島管内3町で新たに213本の被害木を確認したと報じられましたが、現状をお聞きしたいと思います。

○**笹岡森林整備課長** ナラ枯れ被害の現状についてであります。道では、本年3月に、被害地域の拡大を抑えることを目的に策定した北海道ナラ枯れ被害対策基本方針に基づき、関係機関と

連携して、前年度に確認されたナラ枯れ被害木の処理を行うとともに、病原菌を媒介するカシナガの生息調査や、上空調査及び現地調査により被害の把握に努めています。

令和6年度は、被害木213本について、カシナガが被害木から脱出し、他の健全木に穿入し始める令和7年5月末までに、国有林は国が、道有林は道が、町有林や私有林などは町が事業主体となり、地形が急峻で作業の安全が確保されないと判断されたものなどを除く186本の処理を実施しました。

今年度におきましては、6月下旬から7月下旬にかけて、道南地域でカシナガ生息調査を行い、函館市、北斗市、八雲町及び上ノ国町の4市町で新たに生息が確認されるなど、渡島・檜山管内の8市町で1026個体を確認したところであり、基本方針に基づき、過去2年間の被害状況も勘案し、被害監視区域を設定した上で、現在、詳細な被害調査に取り組んでいるところです。

○鈴木仁志委員 本道でカシナガが初めて捕獲されたのが2020年、松前と福島で計5匹、2021年と2022年は捕獲なし、2023年に17匹、2024年に119匹、そして、答弁にありましたとおり、今回、一気に1026匹とのことであります。

被害木は、2023年に松前と福島で15本、2024年の9月から今年の5月にかけて、松前、福島、知内で213本ということでございます。この間、被害の拡大防止に向けて、種々、皆様は取組を実施してこられたと思えますけれども、拡大した要因についてお聞きをしたいと思います。

○笹岡森林整備課長 被害拡大の要因についてであります。昨年12月に開催したナラ枯れ被害拡大防止対策会議において、令和5年から令和6年にかけて被害が拡大した主な要因について、試験研究機関から3点の説明があり、具体的には、1点目としては、令和5年度の本道の気温が例年より高く、カシナガの越冬や繁殖が可能であったこと、2点目としては、青森県内においても被害が拡大しており、青森県から松前町方面にも飛来した可能性があること、3点目としては、令和6年度の生息調査でカシナガが確認された木古内町や知内町の調査地点は、青森県から飛来する可能性が低い位置にあるため、道の令和5年度の調査で発見できなかった被害木から羽化、脱出したカシナガがいたことにより被害が拡大したと考えられるとのことであります。

○鈴木仁志委員 今回、新たに函館、北斗、八雲、上ノ国でカシナガが捕獲されましたが、函館、北斗、八雲は2021年、2022年は生息調査を行っていたと認識しておりますが、2023年、2024年は調査を行っていませんけれども、理由をお聞きいたします。

○笹岡森林整備課長 カシナガ生息調査についてであります。道では、国や試験研究機関と連携して、令和2年度から道内における生息調査を実施しており、その調査箇所を選定については、過去の生息調査結果や被害の発生状況を踏まえ、試験研究機関からの助言を受けて、関係機関などが参画するナラ枯れ被害拡大防止対策会議で決定しています。

2年度の調査において、道内初となるカシナガの生息を確認したことから、3年度と4年度には渡島半島全域へ調査区域を拡大して調査を行いましたが、いずれの調査においても新たな生息は確認されなかったことから、5年度については、本州での被害の拡大している状況を勘案し、津軽半島と海を挟んで隣接する地域の調査地点を増やし、集中的に調査することとし、また、6

【第2分科会 9月26日 第2号】

年度についても、5年度に発見された被害木が松前町と福島町の海岸部に集中していたことから、5年度と同様の地域で調査したところです。

○鈴木仁志委員 答弁で、被害木213本のうち処理できたのが186本とのことですが、全量を処理できなかった理由をお聞きいたします。

○笹岡森林整備課長 被害木の処理についてであります。現地調査等で発見された被害木については、基本方針に基づき、国有林は国が、道有林は道がそれぞれ全ての処理を完了しましたが、町有林や私有林など、町が事業主体となり処理を行うこととした箇所では、地形が急峻で、作業員の安全を確保して処理することが困難と町が判断した被害木5本が未処理となったところです。

また、被害木の処理に当たっては、森林所有者の承諾を事前に得る必要がありますが、所有者が不明だった被害木22本が未処理となったところです。

○鈴木仁志委員 放置すれば、本州の深刻なナラ枯れ被害と同様の状況を生むことにつながりません。

所有者の許可が取れないので未処理となったと推測をいたしますけれども、処理しなければ、カシナガが飛散し、被害が拡大する危険性があるのに、現行法の中では処理することが難しいというのであれば、国に対し、早急な法改正あるいは特例措置等の施策を講じるように要請すべきだと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○笹岡森林整備課長 所有者が不明の被害木の取扱いについてであります。森林病虫害等防除法では、知事は、被害が蔓延し、森林の公益的機能に与える影響が大きいと判断した場合などに、被害木の伐倒や薬剤による駆除命令を発出し、命令に従わない場合や、所有者が不明などで従う見込みがない場合、代執行を行うことができると規定されており、他県において、松くい虫被害については、松以外の樹木が生育しづらい海岸などの保全が必要な保安林などで駆除命令を発出している事例があります。

一方、ミズナラなどのナラ類は、森林内に点在しており、面的な集団枯死などが発生するリスクが少ないことから、道としましては、法に基づく駆除命令や代執行によらず、被害状況や公益的機能への影響などを把握しながら、基本方針に基づき、関係者が連携の下、被害木の処理を行うこととしており、引き続き、所有者が不明な森林について、市町村に所有者の探索方法の助言を行うとともに、未処理となった被害木の周囲30キロメートルを監視区域とし、新たな被害木の発生状況を注視してまいります。

○鈴木仁志委員 22日、函館の見晴公園で70本の被害木が発見されたとの報道がございましたが、状況をお聞きするとともに、これからのナラ枯れに対する取組方針をお聞きしたいと思います。

○立原森林計画担当局長 今後の取組方針についてであります。道では、ナラ枯れ被害のおそれがある樹木について、自治体や事業者などに対し、対策会議や地域での意見交換の場などにおいて情報提供を求めるとともに、道のホームページを活用し、広く道民に情報提供を呼びかけて

おり、函館市において被害のおそれがある樹木があるという情報は市から提供を受けているところでございます。

自治体や住民からのこうした情報については、現地調査などを行い、被害を随時把握しており、調査結果については、現在進めている上空調査や現地調査の結果と併せ、被害状況を取りまとめ、公表することとしております。

道といたしましては、基本方針に基づき、過去2年間の被害木の発生箇所や、上空調査で被害の可能性が認められるが、急峻な崖など地形条件から現地調査ができなかった箇所から半径30キロメートルの範囲を被害の監視区域に設定し、関係機関が入林する際に、新たな被害木の有無を含め、継続的に監視を行うなど、今年度の被害把握を進めており、確認された被害木は関係機関と連携して処理を行うなど、引き続き、道内における被害地域の拡大を抑えるため、被害の的確な把握と被害状況に応じた対策を進めてまいります。

○鈴木仁志委員 ナラ枯れですが、あらあら状況について理解をすることができましたけれども、いずれにしましても、蔓延防止に向けて引き続き努力をしていただきたいと思いますと思います。

次に、未整備森林についてお聞きをしたいと思います。

道は、森林整備事業の実施方針において、無間伐林分や長期にわたり施業が行われていない人工林の間伐等の推進を挙げておられます。

道内の民有林において、手入れを行うこととしている森林面積のうち、間伐などの適切な森林の管理が行われていない、いわゆる未整備森林の面積の状況をお聞きしたいと思います。

○川澄宗之介副委員長 森林計画課長日比野佑亮さん。

○日比野森林計画課長 未整備森林の面積についてであります。道内の民有林、約247万ヘクタールのうち、人工林のほか、天然林であっても間伐などの手入れが必要な森林は約114万ヘクタールでございます。

このうち、平成2年以降に下草刈りや間伐、主伐後の植林などの適切な森林経営管理が行われていない、いわゆる未整備森林の面積は、令和元年度末現在、34万5000ヘクタールだったものが、令和5年度末現在では32万8000ヘクタールとなっており、この間に1万7000ヘクタールの未整備森林が解消されております。

○鈴木仁志委員 32万8000ヘクタールが未整備森林とのことですが、間伐などの整備が進まず、長期間放置された理由をお聞きするとともに、今後、どの程度、整備する方針なのかをお聞きしたいと思います。

○日比野森林計画課長 未整備森林の整備方針についてであります。本道の民有林においては、その大半は、森林組合等が森林経営計画を作成し、近隣の森林を一体的に管理するとともに、効率的な森林整備を推進しておりますが、木材価格の長期間にわたる低迷などにより所有者の施業意欲が減退していることや、森林所有者の世代交代などに伴い、森林への関心離れが進んでいることなどにより、森林経営計画への参画をしない所有者の森林など、長期間手入れがされ

ていない森林が一部で生じております。

こうした中、道では、令和4年に策定した北海道森林吸収源対策推進計画において、適切な経営管理が行われている森林の面積の割合を、令和元年度の70%から令和12年度に75%まで上昇させる目標を定めているところでございます。

○鈴木仁志委員 長期間整備されていない森林ですから、間伐を行っても素材としての価値が薄くて、所有者負担、手出しが発生すると私は思います。

自己負担があれば、正直、現行の補助制度だけでは整備が進まないと思います。具体的にどのように整備を進めようと考えているのか、お聞きします。

○日比野森林計画課長 森林整備の進め方についてであります。手入れの行き届いていない森林の整備を進めていくためには、国の事業も活用しながら、事業の集約化により採算性を向上させるなど、森林所有者の負担軽減を図るほか、採算性の低い森林においては、市町村による森林経営管理制度を活用した管理を促進することが重要です。

このため、道では、森林整備の集約化に向けて、森林所有者に対し、森林経営計画への参画を促すとともに、国の事業を活用し、間伐や植林に加え、林内路網の整備や高性能林業機械の導入などへ支援しているところでございます。

また、市町村が森林の経営管理を円滑に進められるよう、森林環境譲与税を活用し、森林資源の効率的な把握に向け、森林GISを提供しているほか、市町村が森林所有者からの委託を受け、経営管理の方針などを定める集積計画を作成できるよう、担当職員向けの相談窓口の設置や研修会の開催をしているところであり、道としては、引き続き、こうした取組に加え、道内市町村の取組事例の紹介や、所有者探索についての助言など、市町村へのきめ細かな支援を行ってまいります。

○鈴木仁志委員 森林経営管理制度を活用して整備を進めるとの答弁だと思いますけれども、これまで、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受けて間伐などを実施した件数、面積をお聞きいたします。

○日比野森林計画課長 森林経営管理制度の活用実績についてであります。道内において、森林経営管理制度に基づく集積計画については、令和3年度から令和6年度までの4年間に5市町で作成されており、その計画の件数及び面積の合計は29件、約41ヘクタールでございます。

このうち、集積計画によって委託された森林を、意欲と能力のある民間業者に再委託するための配分計画が作成されたものは5件、約21ヘクタールであり、そのうち1件、3ヘクタールは既に間伐が行われております。

また、集積計画の対象森林のうち、市町村が直接間伐を実施したものは19件、約13ヘクタールとなっております。

○鈴木仁志委員 ゼロカーボン北海道における令和12年度の二酸化炭素の森林吸収目標850万トン達成には、確実な再生林により若返りを図ると同時に、整備が進んでいない森林の吸収能力を高める必要があると思います。

本気で未整備森林を減少させるのであれば、自治体の理解の下、今ある豊かな森づくり推進事業と同様な新たな補助制度を講じて、森林所有者が適切な管理が行える森林へと誘導していかなければ、この32万8000ヘクタールの未整備森林は減少しないと思いますが、見解をお聞きいたします。

○川澄宗之介副委員長 水産林務部長岡嶋秀典さん。

○岡嶋水産林務部長 未整備森林の解消に向けた取組についてでございますが、森林吸収量の確保に貢献する活力ある森林づくりを進めるためには、事業の採算性を向上させるなど、森林所有者の方々の負担軽減を図るほか、市町村による地域の実情に応じた森林管理を促進することが重要でございます。

このため、道といたしましては、森林整備の集約化に向けて、森林所有者の方々に対し、森林経営計画への参画を促すとともに、森林整備事業による間伐を進めるほか、国の事業を活用し、原木の運搬に必要な林内路網の整備や伐採などを行う高性能林業機械の導入などに支援を行い、事業コストの低減や林地未利用材を含めた収益性の向上を図ってまいります。

また、森林環境譲与税は、市町村が地域の実情に応じた森林整備等を行うために必要な財源を安定的に確保する目的で創設されたものであり、道といたしましては、市町村の主体的な取組に対しましてきめ細かい支援を行い、未整備森林が解消されるよう地域の取組を促進してまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 部長から答弁をいただきましたけれども、この問題は重要な案件だと個人的には思っております。今日は時間が限られておりますので、再質問はできませんけれども、また、どこかの機会に論議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、シシャモ資源の状況についてお聞きをしたいと思います。

御存じのとおり、「鵠川ししゃも」は、えりも以西海域での親魚の量の低迷や夏場の高水温などによる稚魚の減少を主な原因として、2023年から2024年と2年連続の休漁を余儀なくされ、今年の6月、資源量は回復傾向にはあるものの、依然として低水準にあることから、3年連続休漁との残念な報道を目にしているところです。

この間、町は、シシャモの産卵環境に似せた新しいふ化場を完成させ、資源回復を目指してきたと承知しておりますが、2022年度、2023年度、2024年度の鵠川への遡上数、親魚の捕獲数、ふ化場の収容数、稚魚の放流数の状況とともに、えりも以西海域での資源の動向についてお聞きをしたいと思います。

○川澄宗之介副委員長 漁業管理課長物見文雄さん。

○物見漁業管理課長 鵠川への遡上数などについてであります。えりも以西海域におけるシシャモの親魚の鵠川への遡上数は、令和4年度が4万3000尾、5年度が20万尾、6年度が27万9000尾で、捕獲数は、令和4年度が2100尾、5年度が7000尾、6年度が2万4600尾、ふ化場収容数は、令和4年度が1800尾、5年度が2500尾、6年度が2万4600尾、稚魚放流数は、令和4年度が

554万尾、5年度が577万尾、6年度が7382万尾となっております。

また、道総研が調査分析を行い、道が令和6年11月に発表した直近の令和5年度の資源評価は、資源量は低位で、動向は横ばいとなっております。

○鈴木仁志委員 地域経済を守る上からも、何としても回復させなければなりません。

えりも以西海域の夏場の高水温などが減少の主な要因と報じられていますが、ここ数年の海水温の状況をお聞きするとともに、シシャモ漁再開の判断目安についてもお聞きをしたいと思います。

○物見漁業管理課長 えりも以西海域における海水温の状況についてであります。気象庁の公開データによる胆振中・東部海域の6月から9月における沿岸平均水温は、令和4年が18.8度ありましたが、5年と6年は20.8度と、過去10か年の平均水温18.2度を大きく上回っております。

また、シシャモ漁については、関係漁協等で構成する「えりも以西海域ししゃも漁業振興協議会」において自主的に令和5年から禁漁を決定しておりますが、シシャモ漁再開の判断は、道総研等と連携した各種資源調査に基づき、親魚の河川遡上数の回復状況を確認した上で行うこととしております。

○鈴木仁志委員 分かりました。

シシャモの産地としてはむかわ町が有名ですが、えりも以東海域の十勝・釧路管内が北海道の漁獲量の大半を実は占めております。

えりも以東海域の近年の漁獲量の推移をお聞きいたします。

○物見漁業管理課長 えりも以東海域におけるシシャモの漁獲量についてであります。平成21年まで1000トン前後の漁獲量を維持してきましたが、22年の1215トンを最後に、30年が844トン、令和元年が443トン、2年が290トン、3年が169トンと減少し、4年に194トンと増加したものの、5年は113トン、6年は110トンとなり、平成22年と比べて10分の1以下まで減少しております。

○鈴木仁志委員 えりも以東海域のシシャモ資源の減少状況が示されましたけれども、先般、十勝の水産現勢を確認しました。検索できた2007年以降、年によって多少増減があるものの、漁獲量は確実に減少をしております。十勝の2023年の漁獲量は56トン、2007年との比較で僅か10.6%でありました。豊頃が16.2%、浦幌が13.9%、大樹が10%、かつて漁獲量日本一となった広尾は8.6%まで落ち込んでおります。

えりも以東海域の資源回復、休漁を招かぬための資源管理が極めて重要だと思いますが、道はどのような取組を行っているのか、お聞きしたいと思います。

○物見漁業管理課長 えりも以東海域におけるシシャモの資源管理などについてであります。シシャモの資源回復に向けて、関係漁業者は、道総研釧路水産試験場の予想漁獲量に基づき、操業日数の制限や漁獲限度量の設定を行うなど、自主的な資源管理に取り組んでおります。

資源の回復はもとより、休漁を回避するためには、十分な量の親魚を河川へ遡上させることが

重要であることから、道としては、引き続き、適切な資源管理に取り組めるよう、道総研と連携し、予測精度の向上に取り組むとともに、関係漁業者に対し、資源状況に応じた操業の切上げなど、親魚の確保に向けた取組について助言してまいります。

○鈴木仁志委員 えりも以西・以東海域に流れ込む鵜川、釧路川、庶路川、十勝川、広尾川などで、シシャモは産卵のために遡上しております。鵜川、釧路川、庶路川にはふ化場が設置をされておりますが、激減するシシャモを繁殖させ、漁獲量を確保するためには、シシャモ資源回復に向けたさらなる取組が必要だと思っておりますが、見解をお聞きいたします。

○岡嶋水産林務部長 シシャモの資源回復についてでございますが、シシャモは本道太平洋にのみ分布する希少な魚であり、地域にとって重要な資源であります。近年、資源減少が続いており、道としても資源回復に向けた取組が必要と認識をしております。

道総研によりますと、シシャモ資源の減少は、夏場の高水温による稚魚の減耗により親魚の量が減少したことなどが要因と考えられていることから、資源の回復のためには、十分な量の親魚を河川に遡上させるとともに、ふ化放流による資源づくりを進めることが重要であります。

このため、道といたしましては、道総研や漁協、市町村等と連携をし、資源の定期的な把握や、道総研による遡上予測や予想漁獲量に基づき、漁業者の皆様に対し、適切な資源管理に向けた助言を行うとともに、道総研が行うシシャモの生態研究や種苗を生産する工程、成魚を飼育する技術開発などを踏まえ、ふ化場を活用した効果的な放流手法の検討に取り組むなど、シシャモ資源の再生産と早期回復に努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 十勝の漁業は、この10年、漁獲量、金額とも極めて落ち込んでおります。広尾は、この10年間、マイワシ漁に力を入れまして、漁獲量、金額を押し上げておりますけれども、広尾も、イワシを除けば、漁獲量は10年前の45.5%、金額も45.8%です。大樹、浦幌、豊頃はもっと深刻な状況にあります。十勝は、5年前の赤潮被害からまだ立ち直っておりません。大津漁協は、この5年間で50経営体が37経営体に減少いたしました。漁業者の生活を守るために有効な施策を講じていただきたいと申し上げて、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○川澄宗之介副委員長 鈴木(仁)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

新沼透さん。

○新沼透委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

北海道、特にオホーツクの水産業を支えてきた2大資源である資源管理型漁業のアキサケとホタテが、今、同時に厳しい状況に直面しています。アキサケは、令和6年に漁獲量が平成以降で最低だった令和元年に次ぐ結果となりましたが、令和7年も減少が予測されております。また、ホタテについても、近年は生産量の減少傾向が顕著となっており、特に、令和6年のオホーツク海における稚貝採取が例年比で大幅に減少となり、将来の漁獲に深刻な懸念があります。そこで、アキサケとホタテについて、現状認識や今後の取組などを順次伺ってまいります。

【第2分科会 9月26日 第2号】

まず、アキサケですが、昭和55年以降、毎年10億尾の稚魚を放流して資源の造成を図ってきたことにより、来遊数は増加し、平成16年には6000万尾を超えましたが、その後は年々減少し、令和以降は10億尾の放流が開始される昭和55年以前の水準まで減少している状況にあります。

このような中、道立総合研究機構では、今秋の来遊数は、前年から大きく落ち込んだ令和6年をさらに下回るとの予測を公表いたしました。

本道におけるアキサケ漁業の中心を担う私の地元のオホーツク海域でも、昨年から35%減の予測となる極めて深刻な状況にあります。これまでの本道におけるアキサケの来遊数の推移と本年度の来遊見通しについて伺います。

○川澄宗之介副委員長 サケマス・内水面担当課長古明地恵一さん。

○古明地サケマス・内水面担当課長 アキサケの来遊状況についてであります。全道の来遊数は、平成16年の6058万尾をピークに減少傾向にあり、平成29年は、平成以降で最も少ない1737万尾まで落ち込んだものの、その後は回復の兆しが見られ、令和3年は1863万尾、4年は7年ぶりに3000万尾を超える3347万尾となりましたが、5年は2257万尾、6年は1765万尾と、再び減少しております。

こうした中、本年6月に道総研が公表しました今年の来遊予測におきましては、沿岸漁獲と河川捕獲を合わせて全道で1141万尾と、前年実績の65%となっており、特に昨年、全道における来遊数の8割以上を占めていたオホーツク海や根室海域での減少が著しく、道といたしましては、本格的な操業を迎える9月下旬以降の来遊動向を注視しているところです。

○新沼透委員 アキサケの来遊状況が減少している傾向にあるということではありますが、今年度のアキサケが減少すると予測された要因については、海水温の上昇による稚魚段階での生残率の低下や餌の不足などが指摘されておりますけれども、減少要因の分析に当たり、道における研究や調査体制、国などの試験研究機関との連携強化について伺います。

○古明地サケマス・内水面担当課長 試験研究機関との連携についてであります。道では、道総研さけマス・内水面水産試験場と連携し、河川や沿岸域における稚魚放流後の生育状況や、親魚の回帰率などの調査研究の成果について情報を共有し、海洋環境の変化に対応した稚魚の放流に関する指導を全道9地区の増殖事業団体に行うなど、アキサケの回帰率向上に向けた各般の取組を行っているところです。

また、道が昨年開催した秋サケ資源対策検討会議におきましては、道総研に加えまして、大学や国の試験研究機関である水産研究・教育機構などと、アキサケ資源が減少した要因分析や、海洋環境の変化を踏まえた基本的な考え方や基本方向を取りまとめたところです。

道といたしましては、海洋環境の変化に応じた効果的な取組が総合的に実施されるよう、引き続き、試験研究機関との情報共有を図るほか、各地区の実態を的確に捉えたきめ細かな技術普及を共同で行うなど、道総研や国の研究機関などと一層連携し、アキサケ資源の早期回復に取り組んでまいります。

○新沼透委員 そのアキサケ資源回復のためには、減少要因の分析というのが重要だと思いま

す。そのためにも、道における研究や調査体制、国などの試験研究機関との一層の連携強化を図っていくこと、その配慮をお願いしたいと思います。

アキサケ資源の増殖を支える稚魚放流に必要な種卵の確保には、親魚の十分な確保が不可欠であります。昨年度は大変厳しい不漁となり、漁獲量が平成以降の最低に迫る状況になりましたが、令和6年度のふ化放流事業においては、採卵に必要な親魚を計画どおり確保できたのか、伺います。

また、今秋、来遊数が大きく減少する予測の中、親魚の不足も懸念されますが、今年度のふ化放流事業の安定的な実施に向けてどのように取り組むのか、お伺いします。

○古明地サケマス・内水面担当課長 親魚の確保についてであります。昨年は、道総研が公表した来遊予測を踏まえまして、種卵不足が見込まれる地区の増殖事業団体や漁業者が、親魚の確保を図るため、捕獲河川の追加などの措置を講じた結果、昨年の全道の捕獲数は、道が策定したふ化放流計画の119万尾に対し、実績は202万尾となり、計画の1.7倍の親魚を確保したところであります。

本年は、昨年以上に厳しい来遊予測となりましたことから、道では、予測が公表された6月から継続的に、親魚の不足が見込まれる増殖事業団体に対しまして、ふ化放流事業の安定的な実施に向けた指導を行うとともに、漁業者におきましても、自主的に操業始期を遅らせるといった親魚の河川遡上を促す取組を行っております。

道といたしましては、このような対策を実施しても種卵の不足が見込まれる場合には、増殖事業団体などと連携して、地区間の移殖を進めながら必要な種卵数の確保に努めてまいります。

○新沼透委員 その種卵の不足がないように、一層、気を配っていただきたいと思います。

申し上げてきたとおり、本道のアキサケ漁業は、来遊数の減少が長期化し、漁業経営や地域経済に深刻な影響を及ぼしております。本道の水産業の根幹をなすアキサケ資源の回復に向けては、減少要因の分析や放流手法の見直し、さらに、国などとの連携による海洋環境の変動要因への対応など、多角的な取組が不可欠と考えます。

道として、今後、アキサケ資源の持続的な利用と漁業の安定経営を確保するためにどのように取り組むのか、お伺いいたします。

○川澄宗之介副委員長 水産局長村木俊文さん。

○村木水産局長 今後の取組についてでございますが、アキサケは、全道全ての海域で漁獲され、漁業者の方々の経営はもとより、地域経済を支える重要な資源であります。近年は減少傾向にあり、資源の早期回復が喫緊の課題と考えております。

このため、道では、昨年、秋サケ資源対策検討会議が取りまとめた「資源対策の基本方向」に基づきまして増殖技術の向上を図っているところであり、今後、こうした取組に加えまして、本年の厳しい来遊予測を踏まえ、試験研究機関などと一層連携しながら、引き続き、減少要因の分析を行うとともに、必要に応じ捕獲河川を追加するなど、種卵の確保に努めてまいります。

また、近年の海洋環境の変化を踏まえ、本年度から、適期放流の精度向上のために国の研究機

関が開発をした、1か月先の沿岸域の海水温予測システムの活用を図るとともに、アキサケの回遊に適した10月以降に来遊する親魚からの資源づくりの強化に取り組むなど、アキサケ資源の早期回復に向けた各般の施策を総合的に進め、漁業者の皆様が安心して漁業を営むことができるよう取り組んでまいります。

○新沼透委員 次に、ホタテ漁業について伺います。

本道の基幹水産物であるホタテは、漁業はもとより、水産加工業など関連企業との関わりが深く、地域経済を支える重要な魚種であります。

まず、令和2年から令和6年までの直近5年間の生産量と生産額の推移について伺います。

○川澄宗之介副委員長 先端技術担当課長大島淳一さん。

○大島先端技術担当課長 生産量の推移などについてであります。北海道水産現勢によりますと、本道のホタテガイの生産量と生産額は、令和2年は42万トンで503億円、3年は44万3000トンで914億円、4年は43万6000トンで1189億円、5年は42万4000トンで1046億円、6年は速報値で40万9000トン、884億円となっております。生産額は年により変動があるものの、直近の過去5年間は40万トンの生産量を維持しております。

○新沼透委員 40万トン台で推移しているということでございまして、令和6年度までは40万トン以上の水揚げが続いていましたけれども、令和6年度は全道で採苗が不振となり、平年比で3割から5割の減少となる地域も見られ、特にオホーツク管内の一部地域では7割減という深刻な状況となりました。このため、令和7年の稚貝の供給量は大幅に落ち込み、今後の本道のホタテ生産に不安が生じております。

資源造成の基礎である稚貝確保が揺らぐことは、生産構造そのものの持続性を脅かすものと考えますが、道として、この状況をどのように認識し対応しているのか、お伺いします。

○大島先端技術担当課長 採苗不振の対応についてであります。ホタテガイの種苗生産は、毎年5月頃に海中を浮遊する幼生を採苗器に付着させ、主に日本海やオホーツク海では放流用を、噴火湾をはじめ養殖に取り組む海域では養殖用の稚貝を生産しており、ホタテガイを持続的に生産していくためには、種苗の放流や養殖に用いる稚貝の安定的な確保が重要でございます。

このため、道では、今年の採苗不振を受け、道総研水産試験場と連携し、水温等の海洋環境、親貝の卵の成熟状況や稚貝の育成状況などの情報を共有しながら、採苗不振の要因の分析や採苗技術の改良などの検討を進めており、今年の採苗に向けてモニタリングを強化することといたしました。

また、採苗の安定化には、適期に採苗を行うことが重要であることから、漁業者へモニタリングの情報を適時適切に提供するとともに、採苗器の増設などを促す指導を行ってきた結果、本年は平年並みの採苗器への付着が確認されたところでございます。

○新沼透委員 今年は平年並みの採苗器への付着が確認されたということで、多少安堵するところではありますが、今後とも、モニタリングなどを強化しながら、採苗が適期に行えるように御指導いただきたいと思っております。

また、令和5年8月の福島第一原発の処理水放出に伴い、中国が日本産水産物の輸入を全面的に禁止した結果、本道から中国向けに輸出されていたホタテ約10万トン、金額にして500億円規模の市場が失われました。これは、本道の水産物輸出全体の約半分に相当する規模であり、特にホタテ加工業者に深刻な影響を及ぼしましたが、本年5月に輸出再開が合意されたとの報道があったところでもあります。

さらに、米国の関税措置により、これまで関税がかからなかったホタテの輸出に15%の関税が課せられるなど、国際情勢が不透明な中、ホタテ輸出に対する道の認識と、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 水産林務部技監藤田瑞代さん。

○藤田水産林務部技監 ホタテガイの輸出についてでございますが、中国への水産物輸出再開に係る日中両政府間の合意や米国関税措置など輸出環境が大きく変化をする中、本道の重要な輸出品目であるホタテガイの需要を安定的に確保するためには、各国の政治・経済動向が及ぼすカントリーリスク等を意識し、販路拡大に取り組むことが重要と認識をしております。

このため、道といたしましては、関係団体等とも連携しながら、米国内での消費の落ち込みを懸念する道内事業者の皆様の声も踏まえ、新市場獲得のための東海岸における高級レストランでのプロモーションに加えまして、韓国やマレーシア等からのインバウンド観光客に対して宿泊施設と連携したPRを行うほか、道漁連が台湾やオーストラリアなどで実施する販促活動に支援をするとともに、中国への迅速かつ円滑な輸出再開に向け、水産加工施設情報の再登録などが円滑に進むよう対応するなど、引き続き、ホタテガイの消費喚起と販路開拓の取組を進め、安定した需要の確保に努めてまいります。

○新沼透委員 ホタテは、本道漁業生産額の3割強を占め、漁業者の生活や地域経済を支えているだけではなく、我が国の輸出戦略の要でもあります。

稚貝確保の不振、輸出環境の変化など様々な課題に直面する中、道として、今後、ホタテ資源の持続的利用の確保に向け、生産から加工、流通、そして輸出を一体的に支える対策をどのように進めていくのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基さん。

○近藤水産林務部森と海の未来づくり推進監 今後の対応についてでございますが、ホタテガイは、栽培漁業の柱として本道を代表する魚種となっており、漁業はもとより、水産加工業などへの原料供給や雇用の維持など、地域経済にとって大きな役割を果たしている重要な魚種であります。

このため、道では、高水温等の海洋環境の変化に対応した採苗技術の指導を強化するほか、採苗不振の要因を踏まえましてリスクを低減させる対策の検討を速やかに進めるなど、引き続き、稚貝生産の安定化を図り、ホタテガイの持続的な生産に向けた取組を進めてまいります。

また、関係事業者や量販店と連携した販売促進イベントの開催や、新市場獲得のためのレストランでのプロモーションなど、販路拡大に積極的に取り組むことにより、国内外での需要確保と

輸出先国の多角化の取組を進め、漁業者の方々をはじめ、流通加工業などに携わる皆様が将来にわたり安心して事業を営むことができるよう、関係団体等と連携し取り組んでまいります。

○新沼透委員 よろしくお願ひ申し上げます。

次に、林業人材の確保についてです。

本道の森林は全道の土地面積の約7割を占め、林業は、地域経済の基幹産業として、道産材の循環利用や雇用創出にも直結しております。また、カーボンニュートラルや環境政策の要であり、多面的に地域の持続可能性を支えている重要な産業であります。しかし、林業就業者の平均年齢が50歳を超えて高齢化が進み、若年層の担い手不足が深刻な状況にあり、地域の林業を支える人材の確保と定着を図ることが喫緊の課題となっております。このことから、各種森林整備の担い手対策について、以下、伺ってまいります。

北海道の唯一の林業専門学校である北海道立北の森づくり専門学院、いわゆる北森カレッジは、林業や木材産業に関心を持つ若年層を対象に、学習の機会を提供し、林業参入の入り口を広げる教育機関で、開校してから5年が経過しましたが、これまでの入学者の推移と卒業生の林業関係への就職率について伺います。

○川澄宗之介副委員長 林業振興担当課長高松巨樹さん。

○高松林業振興担当課長 北森カレッジにおける入学者などの推移についてであります。これまでの入学者数は、定員40名のところ、開校した令和2年は34名、令和3年と4年は定員を充足する40名、令和5年は34名、令和6年は31名、今年春の入学者数は18名となっております。

また、林業・木材産業関係への就職率につきましては、初めて卒業生を輩出した令和4年は32名全員が森林組合や木材加工業者などに就職しており、令和5年は卒業生36名中35名で97%、令和6年は37名中34名で92%、本年は34名中32名で94%であり、累計は139名中133名で96%となっております。

○新沼透委員 林業関係への就職率というものは高い水準で推移しておりますので、人材確保の面で有効な機能であると考えられますけれども、この入学者については、開校翌年から2年間は定員を充足していたものの、5年目の今年は過去最低の18人であったとのことではありますが、入学者の減少の要因をどのように認識しているのでしょうか。

また、今後、定員を充足させ、より多くの新規参入につなげるためにどのような取組を進めていく考えなのか、お伺いします。

○高松林業振興担当課長 入学者の減少要因などについてでございますが、北森カレッジにおいて入学者が減少傾向にありますのは、全国的に高校生の数が減少していることに加え、これまで多くの生徒が入学していた道内の農業高校の進路が、林業分野以外の大学や専門学校など多様化したことが主な要因と考えております。

北森カレッジは、本道の林業・木材産業の担い手育成の中核的な役割を担っており、入学者の安定的な確保は喫緊の課題でありますことから、道としては、入学者の確保に向け、実践的なカリキュラムやフィンランドとの交流といった北森カレッジの魅力について、SNSなどの効果的

な活用をはじめ、オープンキャンパスや移住・交流フェアなどのイベントを通じて継続的に発信するとともに、農業高校に加え、道内外の普通高校へ積極的に個別訪問を行い、生徒や教員、保護者へ卒業生の就職状況等をアピールするほか、外部有識者の方々による検討会での御意見も踏まえ、複数の修学コースの設定を検討するなど、さらなる魅力向上に努めてまいります。

○新沼透委員 入学者の安定的な確保について積極的に展開していただきますように、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、緑の雇用事業についてであります。林業に就業した新規人材の育成と定着を目的とする国の制度でありまして、体系的な研修プログラムなどを通じて人材を育成する仕組みですが、この制度を利用するには、雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に取り組むために必要な措置についての計画を作成し、知事に認定された事業主、いわゆる認定事業主であることが要件とされています。

道内の新規就業者の2割以上は1年以内に離職すると聞いておりますが、全国の森林面積の2割を占める北海道にとっては、担い手の育成と定着を一層進めていくことが重要であり、そのためには、こうした制度を積極的に活用していくことが有効であると考えます。

そこで、現在の新規就業者数は全国と北海道でどの程度なのか、また、道内の林業事業者の数と、そのうち、緑の雇用を活用できる認定事業主の数はどのくらいあるのか、伺います。

また、この制度を活用していくため、認定事業主の増加に向けて道として主体的に取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

○高松林業振興担当課長 認定事業主の状況などについてであります。令和5年度の林業への新規就業者は、国の調査によりますと全国で3333人であり、また、道が実施している林業労働実態調査では、道内では207人となっております。

また、健全な林業事業者の育成を目的として、道が北海道林業事業者登録制度に登録している事業者数は、令和6年度末現在で748者であり、このうち、週休2日制の導入や新規就業者に対する指導者の配置など、労働環境の改善等に取り組んでいる159の事業者を認定事業主として認定しております。

認定事業主のこうした取組は、従事者の定着につながりますことから、道では、林業事業者に向けて、道が発行している情報誌をはじめ、セミナーや各種会議等を通じて、貸付金の金利優遇措置といった認定事業主になるメリットを積極的に発信するなど、林業事業者に制度への登録と認定の取得を促進してまいります。

○新沼透委員 この認定事業主の増加に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、森林整備の担い手対策推進費は、道が林業の担い手不足に対応するために設けられた独自の施策であり、国の緑の雇用を補完する役割を担っております。

まず、森林作業員就業条件整備事業について伺います。

林業は、他産業と比べて就労環境が厳しく、賃金水準も十分とは言えない状況があります。その中で、道が林業の担い手対策として実施している奨励金の支給などは、就労の長期化や安定を

促す上で効果的な対策であり、現場からは事業の拡充を求める声が寄せられております。

こうした声に応えていくために、奨励金の充実や強化を図っていく必要があると考えますが、道の所見をお伺いします。

○高松林業振興担当課長 就労の長期化などに向けた取組についてであります。林業への新規就業者の確保と定着を図っていくためには、通年雇用化を進めていくことが重要であります。道のほか、市町村や事業主、さらには林業従事者本人が、応分の負担により掛金を拠出し、奨励金を支給する森林作業員就業条件整備事業を実施しており、令和6年度は、全道の250事業体の1653人が本制度による奨励金を受給しております。

こうした中、道内林業従事者の通年雇用の割合は、平成25年度の43%から、令和5年度には67%まで、10年間で24%上昇したことから、奨励金の支給は通年雇用化に一定の効果があったと考えており、市町村や事業主等からの意見なども伺いながら、引き続き、奨励金による支援などを通じて、林業従事者の通年雇用化を促進してまいります。

○新沼透委員 この奨励金の充実強化にしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いて、若手林業従事者定着促進事業について伺います。

新規就業した若手林業従事者の定着を支援する本事業では、ワークショップなどが行われておりますが、若手従事者の定着は十分とは言えません。研修の充実やキャリアパスの提示などが効果的と考えますが、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○高松林業振興担当課長 若手林業従事者の定着に向けた取組についてであります。厳しい労働環境にある林業において若手従事者の定着を図るためには、地域や職場での孤立を防ぎ、意欲を持って働き続けることのできる職場づくりが重要と認識しております。

このため、道では、道内の若手従事者の方々が立ち上げたネットワーク組織である「森の魅力発信し隊」が主催するICTの活用に関するセミナーやワークショップへ支援するなど、若手従事者の交流を促進しているところでございます。

また、国や道の事業を活用し、北海道森林整備担い手支援センターが実施する経験年数に応じた技術を修得できる体系的な研修に加え、今年度からは、国の林業技能検定に向けた伐木技術合同練習会を開催するなど、若手従事者のキャリア形成に支援しているところであり、引き続き、若手従事者の方々からの意見も伺いながら、定着促進に向けた効果的な取組について検討を進めてまいります。

○新沼透委員 林業の担い手確保に向けて、各振興局ごとに設置されている地域林業担い手確保推進協議会には、市町村や林業事業体、教育機関などが参加し、就業相談会や現場見学会、新規就業者研修、安全講習、労働環境改善などを、地域の実情に即して実施していると承知しております。

この協議会は、国の緑の雇用や道独自の支援事業といった支援制度を現場で効果的に活用し、新規就業者を育成、定着させるための取組として非常に重要と考えますが、道は今後どのように

取り組むのか、お伺いいたします。

○川澄宗之介副委員長 林務局長加納剛さん。

○加納林務局長 地域協議会の活用についてであります。道が各振興局に設置しております地域林業担い手確保推進協議会では、地域関係者のネットワークを活用した担い手対策を展開しており、こうした取組は、新規就業者の育成や定着など、地域の現状や特色を踏まえた課題解決に向けて重要と考えております。

各地域協議会では、これまで、管内の学校への出前授業やイベント等での地域林業のPR活動により、新規就業者の確保に取り組むとともに、日高と上川では若手従事者による意見交換会、胆振と檜山ではチェーンソー操作などの技術研修会、十勝では地元の農業高校と連携したスマート林業講座の開催など、地域の状況に応じた独自の取組を行っており、道といたしましては、引き続き、地域協議会への支援を通じて、林業の魅力発信による担い手の確保や、技能検定制度を活用した伐木技術向上による担い手の定着を促進するなど、地域の基幹産業である林業・木材産業を支える人材の確保に向け、地域と一体となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○新沼透委員 最後の質問になりますけれども、林地開発行為等について伺います。

先日、令和6年の海外資本等による森林取得状況の調査結果が公表されました。これによると、道内の森林取得は49件、295ヘクタールとなっており、前年比で13件、15ヘクタールの増加とのことであります。令和6年12月末現在で3830ヘクタールとなっております。

まず、過去5年の海外資本等による森林の取得件数、面積、そして、主な用途の推移について伺います。

○川澄宗之介副委員長 森林計画課長日比野佑亮さん。

○日比野森林計画課長 海外資本等による森林の取得についてであります。国では、毎年、海外資本等が取得した森林の状況を調査、公表しており、道においても国に合わせて公表しているところであり、道内で確認された件数と面積は、令和2年は12件、53ヘクタール、3年は26件、108ヘクタール、4年は18件、64ヘクタール、5年は36件、280ヘクタール、6年は49件、295ヘクタールとなっており、令和6年12月末現在の海外資本等により取得された森林は3830ヘクタールで、全道の私有林面積の0.2%となっております。

取得の目的については、道内では、例年、資産保有や太陽光発電を目的としたものが多く、資産保有については、令和2年は3件、5ヘクタール、3年は9件、56ヘクタール、令和4年は10件、36ヘクタール、5年は20件、65ヘクタール、令和6年は32件、59ヘクタールとなっており、太陽光発電については、令和2年は該当がなく、3年は7件、24ヘクタール、4年は4件、18ヘクタール、5年は2件、133ヘクタール、6年は8件、185ヘクタールとなっております。

○新沼透委員 釧路市北斗で進められている太陽光発電施設の建設は、森林法違反も重なるなど、マスコミでも大きく取り上げられておりますが、今回の調査によると、海外資本等による太陽光発電施設の建設を目的とした森林の取得も進んでいる状況にあるのではないかと考えており

ます。

加えて、海外資本により倶知安町巽地区で進められた違法な森林伐採や開発行為により、違法な太陽光発電施設が進められていることへの道民の不安は増しているのではないかと考えます。

そこで、太陽光発電施設の整備に関する過去5年の林地開発許可の件数を伺うとともに、森林で太陽光発電施設を建設する場合にどのような手続を取る必要があるのか、お伺いをいたします。

○川澄宗之介副委員長 森林保全担当課長渡部泰明さん。

○渡部森林保全担当課長 太陽光発電施設整備の許可件数などについてであります。令和4年9月に林地開発に関する面積基準を定めております森林法施行令が改正され、令和5年度から、林地開発許可が必要となる太陽光発電設備の面積基準につきましては、従前の1ヘクタールを超えるものから、0.5ヘクタールを超えるものに変更されたところでございます。

本道において森林内に太陽光発電設備を設置するため、道が林地開発許可を行った過去5年間の件数は、法施行令の改正前の令和2年度は4件、3年度は1件、4年度は0件となっており、改正後の5年度は3件、6年度は5件で、計13件となっているところでございます。

また、林地開発許可が必要な森林の開発は、災害の防止や水の確保といった森林の公益的機能の維持保全の状況を確認するため、残す森林の配置や防災施設計画などを記載しました許可申請書を道に提出する必要があるほか、開発面積が0.5ヘクタール以下であっても、森林を伐採する場合は事前に伐採届を市町村に提出する必要があるとございます。

○新沼透委員 森林内において太陽光発電施設を設置することは、その面積分の森林が伐採されるということだと認識しておりますが、二酸化炭素吸収源として森林を伐採することについてどのように受け止めをされているのか伺うとともに、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○川澄宗之介副委員長 水産林務部長岡嶋秀典さん。

○岡嶋水産林務部長 海外資本等による森林取得への対応などについてでございますが、森林法におきましては、保安林などの法的規制のある森林を除き、都道府県知事は、林地開発許可申請があった場合、森林の有する機能の保全が認められるときには許可しなければならないと定めており、森林における太陽光発電のための開発につきましても、森林の公益的機能が損なわれることがないように、他の開発行為と同様、厳正に審査を行うことが重要と考えております。

一方、森林には、災害防止や環境の保全といった機能に加え、ゼロカーボン北海道の実現に向け、二酸化炭素の吸収源としての役割にも期待が高まっていることから、道といたしましては、制度の適正な運用に努めるとともに、国が設置した関係省庁連絡会議の動向等も注視し、必要な対応を働きかけるなど、無秩序な開発行為の未然防止や、再生可能エネルギーと森林環境の地域共生に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○新沼透委員 最近騒がせている外国資本等による森林の土地取得について伺ってまいりました

けれども、令和6年12月末現在の海外資本等による森林は全道私有林の僅か0.2%であり、太陽光発電についてもごく限られた面積となっております。また、森林法上、許可が必要な面積についても、1ヘクタールを超えるものから0.5ヘクタールを超えるものに変更するなど、規制の強化がなされております。

さらに、国では、関係省庁連絡会議において情報共有を始めたとの報道もあり、国を挙げて問題解決に向けて動き出したようではありますが、報道を見ると、環境省と釧路市ばかりが動いている中、道の前向きな動きが見えません。この点については、知事の政治姿勢そのものでありますので、改めて知事に直接お聞きしたいと思っております。委員長、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○川澄宗之介副委員長 新沼委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

広田まゆみさん。

○広田まゆみ委員 私のほうから、100年先の森を守る林地開発許可などの在り方について、まづ伺います。

なぜ100年先の森を守るとつけたかという、もう言うまでもありませんけれども、北海道森林づくり条例に、「百年先を見据えた森林づくりを進めていく」と明記をしてあります。とても大切な条例であると思っています。平成14年の時代から既に100年先を見据えるという時間軸を持っていらっしゃるということです。

一方、現行の条例では、第5条で森林所有者、第7条で事業者に対し、責務や役割を求めていますけれども、道が実施する森林づくりの施策に協力を求めるものにとどまっております。昨今のマスメディアやネットメディアなどでは、北海道の森林環境の破壊がひどいことになっているのだみたいな、そういう話題となっております。これまでの知事の対応の在り方を含め、これまでの北海道の木育を含めて、皆さんが進めてきた地道な森づくりの価値が失われているようで、大変じくじたる思いをしているところでございます。

また、条例制定当時と森林所有者の状況にも変化が見られているのではないのでしょうか。9月16日、海外資本等による森林取得状況の調査結果が林野庁により公表されておまして、先ほど御答弁がありましたけれども、令和6年12月末現在の海外資本等による森林取得状況は3830ヘクタール、北海道の森林の中の0.2%ということですが、所有者が317とあって、いわゆる森林経営のためではなく、資産保有や太陽光発電の利用目的が多かったというふうに受け止めています。

私としては、国籍による排除は望ましくないと考えていますが、100年先を見据えた森林づくりを進めていく道として、こうした状況の変化をどのように受け止め、今後、森林づくり条例の強化も含めてどのように対応していく考えか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 森林計画担当局長立原泰直さん。

○立原森林計画担当局長 北海道の森林づくりの推進についてであります。道では、北海道森林づくり条例に掲げる、百年先を見据えた森林づくりに向けて北海道森林づくり基本計画を策定し、地域の特性に応じた森林づくりを推進しており、相続や売買などにより新たに森林を取得する方々にも、森林関係法令や制度はもとより、条例の理念や責務を理解し、適切に管理、経営していただくことが重要と考えております。

このため、道といたしましては、新たな森林所有者の方々にも分かりやすく各種森林関連制度や条例の周知を図るほか、近隣の森林を含め、一体的かつ効率的に森林整備や管理を行うことができる森林経営計画への参画を促してまいります。

また、条例や計画につきましては、現状や取り巻く情勢の変化等を踏まえ、定期的に点検し、必要に応じて見直しを行うこととしており、今後も、引き続き、こうした取組や点検作業を行いながら、北海道にふさわしい森林づくりを進めてまいります。

○広田まゆみ委員 道としては、新たな森林所有者に、目的にかかわらず森林経営計画への参画を促すということですが、通じるのかなという疑問が少しあります。

林地開発許可の在り方について伺っていきたく思いますけれども、9月18日の新聞報道によりますと、釧路市北斗における太陽光発電設備の建設において適正な届出がなされていないことが発覚をしました。

これも、皆さんが質問していますから繰り返しになりますけれども、こういう事案をどのように受け止め、現在の法制度の課題をどのように認識し、今後どのように対応していく考えか、伺います。

あわせて、林地開発許可について、広域自治体の道として果たすべき今後の役割について、また、市町村との役割分担や通報制度などの創設も含めて、どのように考えているか、見解を伺います。

○川澄宗之介副委員長 森林保全担当課長渡部泰明さん。

○渡部森林保全担当課長 事案の受け止めなどについてであります。釧路市などで発生した事案につきましては、事業者が森林を開発する際に市町村へ提出した伐採届を上回る、林地開発許可が必要な面積の開発が許可なく行われたものであり、事業者が関係法令を正しく理解し、確実に必要な行政手続が行われるよう周知を徹底することや、法令違反を未然に防ぐための抑止力を高めることが必要と考えております。

このため、道では、伐採届出制度や林地開発許可制度をはじめ、関係法令について、多言語を含め、分かりやすくホームページ等で広く周知を図るとともに、国に対し、林地開発に係る監督処分に従わない者の氏名等を公表できるよう要望しているところでございます。

違反行為を未然に防止するためには、道が林地開発許可制度を厳正に運用することはもとより、市町村における伐採届出制度の適切な運用が重要でありますことから、現地確認をはじめ、道との情報共有や連携した対応など、市町村職員が伐採届業務を適正に処理できるよう、道が作成している森林計画業務に関する手引の改正を行うこととしております。

また、公益通報制度に基づき設置している受付窓口を活用し、森林法違反に関して通報があった場合は、通報事実について必要な調査を行い、違反事実があると認められるときは法令に基づく措置を取ることとしております。

○**広田まゆみ委員** 道として、現行の法制度に基づく可能な限りのことを丁寧にやってこられたということだと思いますけれども、例えば、業務に関する手引の改正であるとか、事務処理要領を丁寧に見直すという対応では、今こういう状況になっている中で、北海道の森林の価値を守るという意味で、インパクトに欠けるというか、危機管理としてちょっと不足しているのではないかなというふうに思います。

林地開発条例も含めて、新たな道独自の規制について伺っていきたいと思いますけれども、例えば、鳥取県では、林地開発条例を定め、森林法に規定されていない指導監督、命令などの手法、手順、開発許可の基準及び開発許可の申請から開発行為の完了までの事務手続を定めることにより、開発行為に伴う災害の防止及び開発行為の適正な実施を図っているということですか。

事務手続を定めているので、道も同じことをもうやっているよということなのかもしれませんが、私としては、やはり、条例の制定ということも含めて、100年先の森を守るために道独自の規制強化をどのように図っていくのか、伺います。

○**川澄宗之介副委員長** 水産林務部長岡嶋秀典さん。

○**岡嶋水産林務部長** 規制の強化についてでございますが、無秩序な林地開発行為を抑止するためには、事業者等に対する関係法令の周知や違反事案の早期把握はもとより、悪質な事業者に対しましては実効性の高い対応が必要でございます。

このため、道では、関係法令について広く周知を図るほか、法令の中でできることを徹底して行うため、職員が体系的な指導を着実に行うことができるよう、道の運用手続の見直しを進めるとともに、抑止力を高めるため、国に対し、林地開発に係る監督処分に従わない者の氏名等を公表できるよう、関係法令等の整備について要望しているところであり、今後、再生可能エネルギーと森林環境のさらなる地域共生に向け、国が設置した関係省庁連絡会議の動向等も注視をし、必要な対応を働きかけるなど、森林の公益的機能の維持保全を図り、100年先を見据えた森林づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○**広田まゆみ委員** 道では、中央政府に対し、監督処分に従わない者の氏名等を公表できるよう要望していくということでもありますけれども、基本的に、これは自治事務ですよ。道としてのより主体的な対応が必要であると思います。

また、個人情報保護の観点から、事業者の不利益につながることは公表できないという道としての見解もあると、これまでの議会答弁で承知はしていますが、地方自治法に基づけば、地方公共団体の第一に優先すべきは住民福祉の向上でありまして、北海道の価値である森林をはじめとする自然環境が損なわれる事案の通報制度や情報開示の在り方などについて、包括的な検討が必要だと考えますので、知事にも見解を伺いたいと思います。

【第2分科会 9月26日 第2号】

また、繰り返しになりますが、事務処理要領の改善では、北海道の自然環境や100年先の森を守るという意味を示すインパクトに欠けます。現場としては、現行の法制度でできる可能な限りの対応をされてきたと思いますが、やはり、限界があります。改めて、道独自の条例制定なども含め、知事がどう対応されるのか見解を伺いたいと思いますので、お取り計らいをお願いしたいと思います。

次に、自伐型林業について伺っていききたいと思います。

日本の林業は、長年にわたり、外材との価格競争、木材価格の低迷、そして、林業従事者の高齢化と減少という課題に直面してきました。北海道においても、林業労働者は、令和元年度で4269人と横ばいで推移をしていますが、平成20年度の統計においてさえ、道内の森林所有者の約75%が51歳以上であり、今後、森林の管理や継承が大きな問題となることが懸念されます。その解決策の一助として、自伐型林業について質問したいと思います。

道としては、広大な森林資源を背景に、近年では、ICTを活用したスマート林業の構築や、広葉樹資源の育成や有効活用、そして、林業人材の育成などについて力を入れていることは承知していますが、私としては、大規模な林業事業者や森林組合への支援だけではなく、地域住民や移住者など誰もが主体的に森づくりに関わることを後押しするために、小規模ながら水源涵養や土砂災害防止に有効だとされる自伐型林業についても、北海道の森づくり計画に多様な森林経営の選択肢として明確に位置づけるべきと考えますが、自伐型林業の必要性についての認識と、道内の自伐型林業の現状と課題をどのように把握しているか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 成長産業課首席普及指導員兼林業普及担当課長外岡雄一さん。

○外岡成長産業課首席普及指導員兼林業普及担当課長 自伐型林業の必要性などについてですが、道では、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、10年を1期とし、5年ごとに北海道森林づくり基本計画を策定しているところでございます。

道としましては、森林所有者などが自ら森林を整備、管理する、いわゆる自伐型林業につきましては、地域の森林づくりを担う多様な林業経営体の一つとして認識しており、以前より森林を有する農業者の方々等により実践されてきたところでございます。

また、自伐型林業を実践するには、森林、林業に関する基礎的な知見や、伐採や作業路の開設などの技術、経験が必要であること、単独での機械操作や、伐採時等の安全性の確保が必要であることなどの課題があると考えているところでございます。

○広田まゆみ委員 次に、若者の林業参入の支援策としての自伐型林業の支援について伺いたいと思います。

先ほども申し上げましたが、林業従事者の高齢化と後継者不足は深刻な課題です。この自伐型林業は、初期投資が比較的少なく、いわゆるマルチワークを含めて、自分のペースで働けるため、若者や新規就業者が林業に参入しやすいという利点があります。

道内でも、函館市や池田町のように行政が積極的に自伐型林業の普及を推進する自治体も、基礎自治体では出てきました。北海道自伐型林業推進協議会のアンケートによると、実践者の年代

は40代が最も多く、地域おこし協力隊として移住してきた人や、元美容師など多様な経歴を持つ人が森を守る担い手として参入しています。

私としては、地域おこし協力隊制度などの活用も含めて、この自伐型林業を若者の定住促進や山村地域及び林業の活性化につなげるべきと考えますが、今後どのように取り組むべきと考えるか、伺います。

○外岡成長産業課首席普及指導員兼林業普及担当課長 若者の林業参入の支援策についてですが、本道では、林業従事者の高齢化が進む一方で、自伐型林業に関する民間団体による研修への参加や、地域おこし協力隊での活動をきっかけに、若者が林業に興味を持ち、地域の森林づくりに参入する事例も見られるところでございます。

このため、道としましては、こうした新たに林業を志す方々に対し、市町村と連携しながら、林業普及指導活動の一環として、森林、林業に関する基礎的な知識、技術の普及に努めますとともに、森林整備や機材購入などに係る助成制度の情報提供を行うほか、関係団体と連携し、チェーンソー等の操作等の資格取得や安全作業に関する研修の受講を促すなど、林業に参入を希望する若者が地域に定着し、安心して森林作業に従事できるよう支援してまいります。

○広田まゆみ委員 次に、仮称・山林バンクと半林半Xの推進などについて伺いたいと思います。

林業のまちとして知られる鳥取県智頭町は、「森のようちえん」の制度化なども全国でいち早く実現していて、私は個人的に大変興味を持って調べている自治体でもありますけれども、山林を所有していない若者や移住者向けに私有林などを登録する山林バンクを整備し、施業地のあっせんを行っています。

自伐型林業は、既存の林業経営体と競合するのではなく、手入れが行き届かなくなった小規模な私有林や、地形的に大規模機械を導入しにくい場所で、互いにその役割を補完し合うような関係を築くことができるというふうに私は考えていますので、仮称ですが、山林バンクの創設を含めた仕組みづくりについて、道としての見解を伺います。

あわせて、林業大学校においても、自伐型林業などを含む、いわゆる幅広い森林関連産業の観点からの人材育成の選択肢も設けるべきと考えますが、見解を伺います。

○外岡成長産業課首席普及指導員兼林業普及担当課長 山林バンクの創設を含めた仕組みづくり等についてでございますが、道外の一部自治体におきましては、自伐型林業家と森林所有者をマッチングする取組が地域の实情に応じて進められていると承知しております。

一方、道では、現在、市町村等と連携し、手入れが行き届かない森林について、平成31年に国が創設した森林経営管理制度を活用し、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、間伐などを地域の経営体へ再委託する取組を進めているところでございます。

道としましては、この制度における森林管理の受け手として様々な林業経営体が参入し、地域の实情に応じた森林の整備が進みますよう、市町村が実施する経営管理の仕組みづくりを支援してまいります。

また、北森カレッジにおきましては、現場作業を安全かつ的確に行う技術と企業などの中核を担うための知識を身につけるため、幅広い知見を有する外部講師の方々による講義を実施しており、引き続き、自伐型林業に対応することのできる実践力のある人材を育成してまいります。

○広田まゆみ委員 自伐型林業のモデル事業の導入と普及啓発について伺います。

自伐型林業の推進は、私としては、北海道森林づくり条例に掲げられた、道民との協働の新たなステージとして、育樹や植樹を超えた新たなステージとして、また、緑の木育の実践例、発展例としても大きな価値があると考えています。自伐型林業の有用性や可能性を道民の皆さんに広く知ってもらい、北海道の森を主体的に守る人たちや、その応援団を増やしていくために、この成功事例をこれまで以上に広く知ってもらうことが重要だと考えます。

ぜひ、道内における自伐型林業の先進事例の紹介をはじめ、道自らが主体となって、適切なエリアを選定し、いわゆる皆伐ではない、多伐型の自伐型林業のモデル事業を実施し、その成果を公開することで北海道における自伐型林業の普及を図るべきと考えますが、見解を伺います。

○川澄宗之介副委員長 森林海洋環境局長土屋禎治さん。

○土屋森林海洋環境局長 今後の普及啓発についてでございますが、森林の有する多面的機能を持続的に発揮する森林づくりを進めるためには、森林組合はもとより、自伐型林業に取り組む方々やNPO等の多様な林業経営体が活躍できるよう、地域の実情に応じて支援するとともに、様々な活動事例を広く周知することが重要と考えております。

このため、道といたしましては、小規模できめ細かな作業を特徴とする自伐型林業を実践する方々がその強みを生かすことができるよう、森林経営管理制度への参入を促すとともに、林業普及指導活動を通じて、基礎的な技術、知識の普及や安全な作業の指導に努めるほか、道のホームページにおきまして、自伐型林業に取り組む人材の育成に森林環境譲与税を活用した函館市の事例を紹介するなど、多様な主体の育成と適切な役割分担により、山村地域における林業の活性化に努めてまいります。

○広田まゆみ委員 指摘ですけれども、自伐型林業を含む多様な主体の育成、適切な役割分担により、林業の活性化、また、多面的機能を発揮する森林づくりを進めていくという御答弁だったと思いますが、現実として、現行の支援制度、補助制度は、従来型の大規模施業や皆伐、再造林を前提とした枠組みが重点となっておりますので、ぜひ再検討も必要であるということを指摘して、終わりたいと思います。

次に、漁業経営体の育成、人材確保などについて伺ってまいります。

まず、新規漁業就業者数の推移などについて伺いますが、道として、新規漁業就業者数の目標値を180人と設定していますが、令和6年度の状況はどのようになっているのか、伺います。

また、新規就業者数は、令和3年度は144名、令和4年度は128名、令和5年度は138名と復調を見せているものの、この状況を重く受け止めて、目標値を従来の260名から180名に下方修正したというように受け止められることがちょっと気になりました。

令和6年度の事業評価によると、新規就業者数の減少の要因としてコロナ禍を挙げているが、

果たしてそれだけなのか。目標に到達するか否かよりも、その分析が重要になるというふうに思います。

全ての産業人材が不足している北海道であります。新規漁業就業者の減少の要因について所見を伺います。

○川澄宗之介副委員長 水産経営課長住岡理さん。

○住岡水産経営課長 新規就業者の状況などについてであります。道が毎年実施している新規漁業就業者に関する調査では、10年前の平成26年度は251人でありましたが、令和6年度は121人となっております。

こうした就業者の減少の要因といたしましては、本道では、全国を上回るスピードで少子・高齢化が進み、若年労働力人口の減少により多くの業種において人手不足が深刻化している中、漁業においては、収入が水揚げに左右されることや、様々な天候条件の中で行う海上での作業など厳しい労働環境にあることなどから、人材の確保が難しい状況にありますほか、新規就業者の一定数が短期間で離職していることや、後継者のいない経営体が増加していることも一因と考えているところであります。

○広田まゆみ委員 こういう厳しい環境の中ではありますけれども、漁業研修や就業支援などの取組の強化について伺っていきたく思います。

これまで、道として、北海道漁業就業支援協議会と連携して、道内外への就業情報の発信や、フェア、セミナーなどの開催に努めてきたと承知をしていますが、長期研修の受入れ実績や、研修後に実際に就業する割合なども含め、これまでの取組の成果と課題について伺います。

また、現在、公式サイトの中に、PDFファイルで先輩漁業就業者の紹介が掲載されているのは拝見しました。中身はいいのですけれども、そこまではなかなか見に行かないと思うのです。今後、SNSなどの発信によって、就業した人のストーリーが分かるような動画の発信など、若い世代に届くような発信も必要だと考えますが、今後どのように取組を強化していく考えか、伺います。

○住岡水産経営課長 取組の成果などについてであります。道では、毎年、北海道漁業就業支援協議会と連携し、就業を希望する方と漁業者とのマッチングを行う漁業就業支援フェアを開催しており、フェアでマッチングした漁業者の下で、1年から3年の間、漁労技術や知識を習得する長期研修に臨んだ方は、令和2年度から6年度までの直近5年間で56人となっております。これまで研修を修了した方が30人、うち8割を超える25人が新規に漁業に就業し、定置網漁業や昆布漁業に従事するなど漁業の現場で活躍しており、フェアの開催は担い手の確保に大きな役割を果たしています。

一方、新規就業者の一定数が、体力的な厳しさに加え、自分のイメージしていた仕事と実際の仕事が異なることなどを理由に短期間で離職しており、離職防止に向けた取組が課題となっております。

こうした状況を踏まえ、道では、フェア来場者数の増加を図るため、引き続き、SNSを活用

し、情報を積極的に発信することとしており、今年度は、新たにフェアの開催に関するウェブ広告を強化してまいります。

また、新規就業者の離職防止に向け、就業希望者が、フェアへの参加により就業した先輩漁業者と、仕事や生活などについて直接対話ができるセミナーや、新規就業者を受け入れる漁業者を対象とした働きやすい職場づくりと指導力の向上を図る講習会の開催により、就業者が意欲を持って働くことができる環境づくりを進めるなど、漁業人材の確保育成に向け、就業から定着までの一連の対策を進めてまいります。

○広田まゆみ委員 次に、道立漁業研修所について伺いたいと思います。

北海道立漁業研修所は、北海道庁直営の施設であり、言わば漁師専門の職業訓練校または予備校として、平成9年度の開所以降、多くの修了生が水産王国・北海道でプロの漁師として活躍しているとのことですが、直近の研修修了生の実績などについて伺います。

また、道職員のうち、浜事情に精通する方が教官として研修生に講義を行うほか、ロープワーク、網仕立て、潜水士免許、無線免許、船舶免許など、より高度な技能や専門資格取得のために外部講師を招くなど、漁業就業者の育成支援に努めているそうですが、ブルーカーボンなど新たな視点も含め、今後の漁業人材の確保のための課題認識について伺うとともに、今後どのように対応していく考えか、伺います。

○住岡水産経営課長 漁業研修所における研修実績などについてであります。直近5か年の研修修了生は、令和2年度95人、3年度95人、4年度113人、5年度79人、6年度69人となっております。研修修了者は全員が即戦力として漁業に就業しているところでございます。

道としては、研修生に対し、海洋環境の変化や就業者の減少、高齢化など、漁業を取り巻く社会情勢に対応する知識を学んでもらうことが重要と考えており、漁業の基礎知識の習得や資格取得に加え、二酸化炭素吸収源対策として注目されるブルーカーボンや、計画的生産が可能なサケ・マス類の海面養殖、漁業の省力化、効率化を図るスマート水産業について講義を行っており、引き続き、漁業環境、社会情勢の変化に対応した漁業人材の育成を進めるため、研修内容の充実に努めてまいります。

○広田まゆみ委員 これまでのお話の中で、道の企画する研修ですとか研修所に来る方は、意識高い系というか、かなりの思いがあってそもそも参加している方が多いということが分かりました。

一方で、魚食の普及や漁業体験などについて伺いたいと思います。

今、あまり水産業に関心がない方に対して、中長期的な取組にはなりますけれども、将来の担い手を育成するという観点から、今までのようなちょっと硬い筋のといたしますか、就業希望者への情報発信だけではなく、魚食の普及や、少し落として漁業体験などについて、漁業の現場と一体となって、より体系的に、より積極的に進めていく必要があると考えます。

これまでも取組はあったことは承知をしていますが、単発のイベント的であったり、体験の現場が必ずしもウエルカムではなかったという印象があります。グリーン・ツーリズムの推進の動

きと比べても取組が遅れてきましたし、比較して悪いかもしれませんが、木育と比較しても、魚食の普及や漁業体験は取組が弱い、ハードルが高い印象がありました。水産業特有の課題があるかと思いますが、農業においても、農業者と消費者、旅行者の間で通訳できる第三者としての民間団体やNPOとの協働がありました。

新規就業者の減少というこの危機的状況を重く受け止め、魚食の普及や漁業体験など、民間団体などとも連携して、より取組を強化する必要があると考えますが、見解を伺います。

○川澄宗之介副委員長 水産林務部技監藤田瑞代さん。

○藤田水産林務部技監 魚食普及や漁業体験などについてでございますが、漁業就業者が減少する中、担い手の確保に向けては、裾野を広げるため、より多くの方々に漁業や水産物の魅力を知ってもらうことも必要だと考えております。

このため、道では、漁協青年部や女性部、道が認定した地域の指導的役割を担う漁業士の皆さんと連携し、安全面にも十分に配慮しながら、小学生から高校生など幅広い方々を対象に漁業体験や調理実習などの出前授業を行っており、令和6年度におきましては、サケ稚魚の放流やホッケの網外し、ウニ取り体験、漁業に関する講義など、70件を超える授業を実施したところでございます。

道としては、引き続き、こうした取組を積極的に進めるとともに、道と関係機関や民間団体等が構成している北海道農泊推進ネットワーク会議において、農山漁村で食や体験等を楽しむ滞在型旅行を推進するなど、今後も、本道の漁業を支える人材の確保育成につながるよう、次世代を担う子どもたちをはじめとする多くの方々が水産業に関する理解を深める取組を進めてまいります。

○広田まゆみ委員 次に、ブルーカーボンの推進について伺います。

まず、現状と課題についてですが、日本のブルーカーボンは、アマモなどの海草、昆布、ワカメなどの海藻の藻場の保全と再生が基本となります。

日本政府は、2024年2月に、世界で初めてブルーカーボンによる二酸化炭素吸収量を算定し、その方法を公開し、世界各国の温室効果ガスの排出量や吸収量の目録、いわゆる温室効果ガスインベントリに反映させるべく、世界で初めて国連条約事務局に提出したと承知をしています。

海に四方を囲まれた広大な北海道は、藻場の面積としては日本全体の約3割となりますが、北海道の藻場や干潟の炭素貯留量の算定はどのように進んでいるのか、伺います。

また、ゼロカーボン北海道に貢献する意味で、2030年度における吸収量の目標を今後どのように算出していくのか、スケジュールも含めて伺います。

○川澄宗之介副委員長 森林海洋環境課長佐野弥栄子さん。

○佐野森林海洋環境課長 ブルーカーボンによる吸収量についてでございますが、国は、本年4月に国連へ提出した温室効果ガスインベントリにおいて、藻場タイプ別の吸収係数等に基づき算出した令和5年度の吸収量を約34万トンと報告していますが、都道府県別の内訳は公表されていません。

【第2分科会 9月26日 第2号】

このため、道では、ブルーカーボンの吸収量に関する国のインベントリ算定や計画について国から情報収集しているところであり、これらを参考に道内の藻場による現状値を算出した上で、今年度中の目標値設定に向け、検討を進めてまいります。

○**広田まゆみ委員** 次に、Jブルークレジットについて伺いますが、道としてはどのように支援してきたのか、北海道ブルーカーボン推進協議会などの果たす役割も含め、これまでの取組状況の成果と課題について伺います。

○**佐野森林海洋環境課長** 取組状況の成果と課題についてであります。道では、ブルーカーボンの取組を推進するため、令和4年11月、国や試験研究機関、漁業関係団体の方々などを構成員とする北海道ブルーカーボン推進協議会を設置し、国の研究機関やクレジット創出に取り組む団体などから最新の知見や事例を紹介いただき、漁業関係者や市町村の皆様へ情報提供してきたところです。

また、道内におけるJブルークレジットの認証実績は、令和4年度の増毛町における事例をはじめ、令和6年度末までに延べ18件、2182.8トンとなっており、着実に取組が広がっております。

今後、さらに取組を広げていくためには、クレジット制度や吸収量の算定手法といった専門的な知識の理解を深め、地域における取組を促していく必要があると認識しております。

○**広田まゆみ委員** 専門的な知識の理解を深めていくためには、ブルーカーボン推進のための人材の育成などが必要だというふうに思いますけれども、どのように人材の育成を進めていく考えか、伺います。

○**佐野森林海洋環境課長** 人材育成などについてであります。ブルーカーボンの取組においては、取組の中心的役割を担う漁業者や漁協職員はもとより、市町村などの職員がブルーカーボンに関する知識を深め、意欲を持って取り組むことが重要でありますことから、道では、ブルーカーボンの仕組みやクレジット創出の取組事例に関する講演などを行うほか、地域が取り組む藻場保全活動への支援を行っているところです。

また、雑海藻駆除やウニの密度管理などの取組をモデルとして、藻場による吸収量の算定手法等を整理したガイドラインの作成に取り組み、クレジットを取得しやすい環境づくりを進めているところです。

○**広田まゆみ委員** 次に、多様な主体との連携についてということで伺います。

藻場面積を測定するにも、衛星画像、空中写真、ドローン、音響測量、海上からの目視、潜水からの目視など多様な手法があり、その精度によってCO₂吸収量の評価が変わるとのことです。

せっかく世界で初めてブルーカーボンによる吸収量をインベントリに提出したわけですから、庁内でいきますと、GX金融特区やAI北海道会議、チャレンジフィールド北海道等々、中央省庁も関連するあらゆるプラットフォームを活用して、ブルーカーボンの推進の実践モデルを北海道からつくっていくべきと考えますが、今後どのように連携していく考えか、伺います。

○佐野森林海洋環境課長 多様な主体との連携についてであります。ブルーカーボンの効果的な推進に向けては、漁業関係者をはじめ、市町村や企業など幅広い関係者の参画による地域の特性を踏まえた取組が必要です。

このため、道では、関係者が連携協働した取組を促進するプラットフォームの整備を進めることとしているほか、様々な機会を活用しながら、海域によって海藻の種類などが異なる本道の特性や道内の認証事例を広くPRし、企業等と各地の活動組織とのマッチングを図ることで、企業が有する技術などの活用も促しながら、多様な主体と連携したブルーカーボンの取組が活性化されるよう進めてまいります。

○広田まゆみ委員 最後になりますけれども、ブルーカーボン推進の目的の在り方について、改めて伺っておきたいと思います。

二酸化炭素吸収源としての目標設定については先ほど伺いまして、年内に出すということですが、どうしても北海道の取組の中で落ちてしまっているというふうに思うのが、ゼロカーボン推進の大きな本質は、地域脱炭素と併せて、地域が持続的に発展をしていくということが大きなコンセプトになっています。ですから、CO₂削減の目標のみならず、並行して、Jブルークレジットで生み出される資源が藻場の再生にもつながるような、例えば、持続可能な安定した昆布漁業へとつながる循環を構築することも重要ではないかと考えます。

ブルーカーボン推進に当たっては、目標として、ブルーカーボンに取り組む新たな人材の育成についての目標ですとか、昆布漁家後継者が増えるなど、ブルーカーボン推進による研究成果を昆布漁業などの持続可能な発展につなげていくべきと考えますが、見解を伺います。

○川澄宗之介副委員長 水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基さん。

○近藤水産林務部森と海の未来づくり推進監 ブルーカーボンの推進についてでございますが、全国最大の藻場面積を有し、昆布生産量が全国の9割を占める本道におきまして、今後、全道的に取組を広げていくためには、漁業関係者をはじめ、市町村や企業など幅広い関係者の参画の下、ブルーカーボン生態系として期待される藻場の保全、創造などの取組を推進していくことが重要と認識してございます。

このため、道では、昨年策定した「ブルーカーボンに関する取組の推進方向」に基づき、昆布を着生させるブロックの設置などによる藻場造成のほか、雑海藻駆除などの藻場保全活動への支援や、先行事例の情報発信に取り組んでいるところでございます。

また、クレジットを取得しやすい環境づくりのため、藻場等による吸収量の算定手法等を整理したガイドラインの作成や、多様な主体が連携協働した取組を促進するプラットフォームの整備を進めるなど、昆布漁業をはじめとする水産業の振興とゼロカーボン北海道の実現に貢献するブルーカーボンの取組を推進してまいります。

○広田まゆみ委員 終わります。

○川澄宗之介副委員長 広田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

寺島信寿さん。

○寺島信寿委員 通告に従いまして、伺ってまいります。質問は重なりますけれども、よろしくお願いたします。

米国関税における道産水産物の輸出への影響についてです。

米国による関税措置は、4月から10%の相互関税が課せられ、その後、25%への引上げの要求もあったものの、政府間交渉の結果、8月7日からは15%の相互関税が課されることが決まったところです。

米国は、我が国の最大の輸出先国であります。これまでなかった関税がホタテをはじめとする道産水産物に課されることは、本道水産関係者への影響が避けられないと感じます。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、道産水産物の米国への輸出状況についてです。

米国向けの道産水産物の輸出はどのように推移しているのかを伺います。

○川澄宗之介副委員長 水産食品担当課長小寺一史さん。

○小寺水産食品担当課長 道産水産物の米国への輸出についてであります。財務省の貿易統計によると、道内港から米国への水産物・水産加工品の輸出額は、令和4年は47億円、5年は91億円、6年は142億円であり、品目別には、ホタテガイが9割以上を占め、令和4年は44億円、5年は89億円、6年は138億円、その他の水産物では、カニ類が、令和4年は3億円、5年は2億円、6年は3億円となっております。

○寺島信寿委員 次に、米国関税の影響についてです。

米国への輸出は、特にホタテガイを主体に増加してきたところであります。相互関税15%が課せられることによる影響について、道としてどのように認識しているのか、伺います。

○小寺水産食品担当課長 米国関税の影響についてであります。昨年、道内港からのホタテガイ輸出額は414億円、このうち米国は138億円と、約3割を占める重要な相手先国であり、事業者などに対するヒアリングでは、現時点では影響はないとの声がある一方で、一部の事業者からは、米国関税の不透明さにより取引が滞ったとの声もあり、6月から8月の道内港から米国への輸出は減少したところであります。

また、関税分の値上がりによる米国内での消費の落ち込みや注文の減少など、今後の影響を懸念する声を伺っており、引き続き、影響の把握が必要と認識しています。

○寺島信寿委員 次に、今後の対応についてです。

米国による関税措置によって、今後、様々な影響が想定されるところです。道としてどのように対応するのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 水産林務部技監藤田瑞代さん。

○藤田水産林務部技監 輸出拡大に向けた今後の対応についてでございますが、米国関税措置など輸出環境が変化する中、道産水産物の安定した需要を確保するためには、各国の政治・経済動向が及ぼすカントリーリスク等を意識し、販路拡大に取り組むことが重要であります。

道といたしましては、米国東海岸の高級レストランでホタテガイなどのプロモーションを行い、新市場獲得に向け消費を喚起するとともに、シンガポールのバイヤーをカキやホッキガイの生産地に招聘し、活貝のPRを行い、商談機会を創出するほか、道漁連が台湾やインドネシアなどで実施するアキサケやホタテガイなどの現地レストランにおけるプロモーションに支援するなど、引き続き、道産水産物の輸出先国の多角化や品目の拡大の取組を進め、安定した需要の確保に努めてまいります。

○寺島信寿委員 今後におきましては、リスクヘッジ能力というか、チャイナリスクに始まって、カントリーリスクということですが、やっぱり、事業者側の意識変革を含めまして、いかにリスクヘッジしていくかということが重要だと思います。おっしゃったとおり、新しいマーケットの拡大を意識したプロモーションとか、より付加価値を上げる戦略を併せてブラッシュアップしていただければと思います。

次に、密漁対策についてです。

本道の重要な漁業でありますアキサケ漁が始まっております。毎年、河川でのアキサケや、価格が高騰しているナマコの密漁の報道がされているところです。アキサケやナマコなどについては、漁業者が種苗放流を行うなど資源づくりに努めております。貴重な漁業資源を将来にわたって守り育て上げていくためには、密漁対策に力を入れていく必要があります。そこで、伺ってまいります。

密漁の現状についてです。

密漁行為は、漁業者が育てた大切な資源を奪う行為であります。到底、許容できるものではありません。

道内における過去5年間の密漁の摘発件数の推移について伺います。

○川澄宗之介副委員長 指導取締担当課長松村悟さん。

○松村指導取締担当課長 密漁の現状についてであります。本道における摘発件数は、令和元年260件、2年251件、3年228件と減少傾向にありましたが、4年には237件、5年には292件と増加しております。

これらの内訳としまして、海水浴などのレジャー時の密漁が多くを占めているほか、漁業者による毛ガニなどの違法操業に加え、近年、特に高価な価格で取引されておりますナマコやアキサケの悪質な密漁が行われているところでございます。

○寺島信寿委員 次に、密漁防止対策についてです。

減少してきました摘発件数が、近年は増加傾向にあるとのこととあります。

道内では、漁業取締船をはじめ、漁協や市町村、海上保安部等が連携して密漁防止に向けた取組を行っていることと承知しております。どのような対策を行っているのかを伺います。

○松村指導取締担当課長 密漁防止対策についてであります。道では、本道周辺海域での漁業違反の防止や、悪質・巧妙化する密漁に対応するため、4隻の漁業取締船を、稚内港、函館港、釧路港及び室蘭港にそれぞれ配備しております。組織的で悪質、巧妙な密漁に対しては、海上保

【第2分科会 9月26日 第2号】

安部や道警との連携と適切な役割分担の下、合同パトロールや取締りを実施し、密漁を検挙するなどの取締りを行っております。

また、全道10地域において、漁協や市町村などで構成する密漁防止対策協議会が組織されておりまして、密漁防止パレードの実施や啓発看板などの設置など、地域の実情に応じた対策に取り組んでおり、引き続き、関係機関が一体となった密漁防止対策に取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 次に、今後の取組についてです。

漁業関係者も密漁防止対策に尽力しているということがよく分かりました。皆さんは、日々の業務がある中で密漁防止活動を行っており、大変な御苦勞をされていると思っております。

そういった中、漁業者が少しでも安心して操業するために、密漁防止対策は非常に重要であります。密漁は、夜間に行われ、監視などが困難なことも多いと聞いております。

今後、道として、密漁対策についてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 水産局長村木俊文さん。

○村木水産局長 今後の取組についてでございますが、近年、本道周辺海域では、見通しが悪く、監視が困難な場所で、夜間に潜水器やゴムボートを使用し、見張り役を立てるなど、悪質、巧妙な密漁が後を絶たない状況であります。

このため、道といたしましては、海上保安部や道警との連携を一層強化し、密漁が多発する時期や海域に漁業取締船を重点的に配備するとともに、夜間でも遠方まで確認ができる高性能カメラや、機動性に優れ、暗闇でも撮影可能な赤外線カメラを搭載したドローンを活用するなど、引き続き、効果的な密漁対策を進めてまいります。

また、密漁が行われにくい環境づくりに向けまして、密漁防止対策協議会が行う監視機器の整備などに支援するなど、漁協や関係団体との連携を進め、貴重な漁業資源を守る密漁対策に取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 ぜひ、AI機能とかを駆使して効果的な対策をお願いしたいと思います。

次に、林地開発行為許可の状況についてです。

過去5年の道内の林地開発行為許可件数の推移と傾向について伺います。

○川澄宗之介副委員長 森林保全担当課長渡部泰明さん。

○渡部森林保全担当課長 林地開発許可件数の推移などについてであります。過去5年間に林地開発許可を行った件数は、令和2年度が46件、3年度が30件、4年度が37件、5年度が38件、6年度が18件で、計169件となっており、令和6年度は平年の5割程度と少なかったものの、他の年度はおおむね横ばいで推移しております。

開発行為の目的別では、農用地の造成が5か年間で73件と最も多いものの、令和2年度の24件から6年度は3件と大幅に減少しており、全体件数の減少の主な要因となっております。

また、太陽光発電設備を含む工場・事業場の設置は2番目に多く、5か年間で60件あり、令和2年度の13件から6年度の10件と、おおむね横ばいで推移しております。

○寺島信寿委員 次に、太陽光発電施設についてです。

ゼロカーボン北海道の実現に向け、再生可能エネルギーの拡大が期待される中、主要な再生可能エネルギーの一つである太陽光発電と地域社会との共生は重要な課題と認識しております。

一方、林地開発許可制度は、森林が有する多面的機能が無秩序な開発により損なわれることを防ぐため、一定規模以上の開発には許可を受けることを義務づけていると認識しております。

太陽光発電における林地開発は、どのような場合に許可されるのか伺うとともに、釧路市内で発生した太陽光発電を目的とした林地開発違反についてどのように対応したのかを伺います。

○渡部森林保全担当課長 太陽光発電などについてであります。森林法では、太陽光発電を目的とした森林の開発面積が0.5ヘクタールを超えるものは、知事による林地開発許可が必要とされており、知事は、災害の防止や水害の防止、水の確保、環境の保全といった四つの要件を全て満たしていると認められるときは、許可しなければならないと規定されております。

先般、釧路市北斗で発生した事案につきましては、倶知安町で発生した違法な開開発行為の事案を踏まえまして、林地開発許可申請が不要となる面積で転用を目的としている太陽光発電施設では0.5ヘクタール以下の伐採届を基にした調査で発覚したものでございます。

具体的には、道が釧路市に対して、伐採が届出の内容のとおり実施されているか現地確認を行うよう助言し、市からの相談を受け、工事施工業者立会いの下、市と合同で現地確認を行った結果、林地開発許可が必要な0.5ヘクタールを超える約0.86ヘクタールであることが判明し、9月2日に開開発行為の中止勧告を行ったものでございます。

○寺島信寿委員 次に、今後の対応についてです。

令和4年9月の制度改正で、0.5ヘクタールを超える太陽光発電目的の土地の形質変更について新たに許可が必要とされたほか、今年度は、条件違反者への罰則など規制が強化されております。所管する振興局の職員の審査・指導体制も限られており、規制の強化に対応できていない場合もあるのではないかと懸念しております。

一方、こうした違反行為に対しては、限られた職員が迅速に対応していかなければならないと考えます。今後、どのように取り組んでいくのかを伺います。

○川澄宗之介副委員長 水産林務部長岡嶋秀典さん。

○岡嶋水産林務部長 違反行為に対する今後の対応についてでございますが、職員が違反行為に迅速かつ効率的に対応するためには、法令の正しい理解の徹底はもとより、市町村や関係部局との一層の連携の下、違反が疑われる事案の早期把握や、悪質な事業者への対応強化が必要と考えているところでございます。

このため、道では、開開発行為に係る関係法令につきまして、ホームページを活用し、広く周知を行うほか、市町村や関係部局との迅速な情報共有の下、違反事案の早期把握と現地調査の効率化に向け、ドローンを活用した調査等の検討を進めるとともに、職員が、指導に従わない事業者に対し、より迅速かつ実効性の高い体系的な指導が行えるよう、道の運用手続の見直しを進めるなど、市町村との連携の下、本道の豊かな森林を次世代に引き継いでいけるよう厳正に取り組んでまいります。

以上でございます。

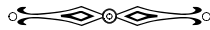
○川澄宗之介副委員長 寺島委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会並びに内水面漁場管理委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時28分休憩



午後3時45分開議

○佐藤禎洋委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 農政部所管審査

○佐藤禎洋委員長 これより農政部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

黒田栄継君。

○黒田栄継委員 それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

まずは、低気圧の発達に伴い、9月21日、道内で初となる線状降水帯が十勝地方、釧路地方で発生いたしました。私の地元である十勝でも、圃場の浸水や冠水、または土砂の流出といった被害が生じました。

初めに、今般の線状降水帯による農業被害の状況について伺います。

○佐藤禎洋委員長 農政課長黒島誠計君。

○黒島農政課長 農業被害の状況についてでございますが、9月20日から21日にかけての大雨と暴風により、25日現在、9振興局管内で農作物や農地、農業用施設に被害が発生したとの報告があり、特に、十勝管内浦幌町や釧路管内白糠町では、道内で初めて発生した線状降水帯により、24時間降水量が観測史上最大となりました。

各振興局からは、農地への浸水や土砂流入、ビニールハウスの破損、播種直後の秋まき小麦の圃場において種子の流亡が見られたほか、釧路市では、営農飲雑用水施設の被災により、一部地域で断水が発生したとの報告がありましたが、現在、詳細な被害状況を市町村において調査しているところでございます。

以上でございます。

○黒田栄継委員 ただいま、小麦の畑の流出等もあったというお話です。

小麦をまく前は、大抵の生産者が、排水対策としてサブソイラーで深く爪を入れるわけですが、大体、四、五十センチぐらいの深さまで、全て土砂が流れているという箇所も散見されます。

こういった被害状況の把握をしっかりと行い、今般の線状降水帯により農業被害に遭われた方

々が、今後の営農に影響が生じないように対応していくことが重要であるというふうに考えます。道は、今後どのように対応していくか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 農政部長鈴木賢一君。

○鈴木農政部長 大雨被害に対する今後の対応についてでございますが、このたびの大雨等による農作物や農地、農業用施設への被害が今後の営農に支障を来さないよう被害の軽減に努めまるとともに、早期の復旧を図るなど、その対応には万全を期す必要があると認識してございます。

このため、道といたしましては、市町村などと連携し、被害状況の速やかな把握に努めるとともに、農業改良普及センターによるきめ細やかな営農技術指導はもとより、日本政策金融公庫や農業共済組合とも連携しながら、収入保険におけるつなぎ融資の周知や農林漁業セーフティネット資金の円滑な融通に取り組むほか、共済金の早期支払いを働きかけるなど、被災された農業者の皆様が安心して営農を継続できるよう、必要な対応を進めてまいります。

以上でございます。

○黒田栄継委員 ぜひ、精力的な取組をよろしくお伺いしたいというふうに思います。

続いて、鳥獣による農業被害防止対策についてお伺いいたします。

鳥獣による農業被害は、農業者に経済的な打撃を与えるだけではなく、営農意欲を低下させ、耕作を諦める農地が増えていくことが懸念されるなど、大変深刻な問題であります。また、こうした耕作放棄地が増えれば、さらなる鳥獣被害が発生するリスクが高まるなど、悪循環を招くことから、被害額という数字だけではなく、農村地域の暮らしにも影響を及ぼすこととなります。

鳥獣による農業被害を防ぐために、オール北海道であらゆる対策を講じていくことが重要と考えますが、道として今後どのように対応していくのか、以下、伺ってまいります。

初めに、鳥獣による農業被害の推移についてお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 みどりの食料システム戦略室長片岡幸治君。

○片岡みどりの食料システム戦略室長 農業における鳥獣被害の推移についてであります。野生鳥獣による農業被害額は、平成23年度の70億3000万円をピークに減少傾向にありましたが、令和2年度の50億2000万円から増加に転じ、3年度は54億円、4年度は57億9000万円、さらに5年度は63億1000万円となり、この3年間で13億円、25%増加しております。

また、鳥獣別の内訳では、エゾシカが51億1000万円で、同期間に10億8000万円、26%増加し、次いで、カラスやハト類などの鳥類が4億1000万円で、同じく5000万円、15%増加しているほか、ヒグマが3億3000万円で、同じく7700万円、30%増と大きく増えている状況です。

なお、令和6年度の被害額につきましては、現在調査中でございます。

以上でございます。

○黒田栄継委員 いずれにしても非常に大きな額であり、ざっくりとした計算ではありますが、数百件分の農家の所得が食べられてしまっているというような深刻化している鳥獣被害であります。これらの防止は喫緊の課題であると考えます。

道では、鳥獣による農業被害を防ぐため、現在どのような対策を講じているのか、お伺いいた

します。

○片岡みどりの食料システム戦略室長 被害防止対策についてであります。道では、野生鳥獣による農業被害を防止するため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、市町村が作成した被害防止計画に沿って、いわゆる捕る、守る、寄せつけないといった鳥獣対策の3本柱を基本に対策を実施しているところでございます。

主な取組内容としては、地域が取り組む捕獲活動をはじめ、侵入防止柵の設置や追い払い、緩衝帯の設置、ハンターの育成や技術向上のための講習会の開催、さらには、ジビエ料理として活用するための処理加工施設の整備のほか、令和7年度当初予算において新たに創設されたスマート捕獲等普及加速化事業を活用し、遠隔監視わなによる効率的な捕獲や超音波スピーカーによる追い払いの実証など、ICTを活用した省力化に向けた取組への支援を行っております。

以上でございます。

○黒田栄継委員 また、気候変動の影響もあるのか、今年は、千歳市や長沼町の農園で栽培中のブルーベリーが渡り鳥のアオバトによる大きな被害を受けたというお話も聞いております。

道は、このような実態をどのように把握し、どのように対応していくお考えなのか、お伺いいたします。

○片岡みどりの食料システム戦略室長 アオバトなど鳥類による農業被害についてであります。近年、道内において、カラス類によるデントコーンやスイートコーンの食害をはじめ、ヒヨドリによる果実、スイートコーン、水稻の食害、ハト類による小麦や果樹の食害などが増加しているほか、ブルーベリーの食害も発生しているところです。

道としては、市町村を通じてこれらの鳥類による被害実態を把握するとともに、国の交付金を効果的に活用しながら、市町村などで構成される協議会による捕獲活動や防鳥ネットの整備、爆音機による追い払い作業等の活動を支援するなど、鳥類による農業被害の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○黒田栄継委員 対策といたしまして、市町村では、被害防止計画に基づく実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊を設置することができます。隊員は、非常勤の地方公務員として公務災害の適用があるとのことで、道内では169の市町村に設置されております。

鳥獣被害対策実施隊の設置は、被害防止対策の有力な手段の一つと言えますが、主にどのような活動を行っているのか、お伺いいたします。

○片岡みどりの食料システム戦略室長 鳥獣被害対策実施隊についてであります。鳥獣被害対策実施隊は、鳥獣被害防止特別措置法に基づいて市町村が策定する被害防止計画に沿って被害防止対策を適切に実施するため、道内169市町村で設置され、市町村長が任命したハンターや市町村職員など約4800人が実施隊員として活動しているところでございます。

隊員は、エゾシカやヒグマなどの捕獲活動やわなの見回り、侵入防止柵の設置や点検、生息調査や被害調査など、計画に記載されている被害防止業務に公務として従事しており、地域におけ

る農業被害防止対策の中核的な役割を担っております。

以上でございます。

○黒田栄継委員 あわせて、近年、ヒグマの人里での出没が相次ぎ、農業被害も増加傾向にあります。

また、農作業中にヒグマに遭遇した場合、大変な事故につながるおそれがあることから、ヒグマ対策の強化が必要であります。どのような対策を講じているのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 食の安全・みどりの農業推進局長丸子剛史君。

○丸子食の安全・みどりの農業推進局長 ヒグマ対策についてであります。近年、全道各地でヒグマが人里に出没するなど、人とヒグマのあつれきが高まる中、デントコーンやてん菜の食害など、農業被害も増加しているところです。

このため、道では、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、箱わなの設置をはじめ、ヒグマの侵入防止に効果的な電気柵の設置や雑木林の刈り払い、緩衝帯の整備等への支援を行うほか、新たに令和6年度に補正予算で措置された、市町村が地域の実情に応じて合理的な捕獲単価を設定できるクマ特別対策事業の活用により捕獲活動を強化するなど、ヒグマによる農業被害の防止に向けた対策を推進しているところです。

以上でございます。

○黒田栄継委員 様々な課題がある中、道は、鳥獣による農業被害を防止するため、今後どのように対応していくお考えなのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 農政部食の安全・みどりの農業推進監山口和海君。

○山口農政部食の安全・みどりの農業推進監 鳥獣被害の防止に向けた今後の対応についてであります。我が国の主要な食料供給地域である本道において、近年、野生鳥獣による農業被害が全道各地に広がり、生産者の営農意欲の低下が懸念される中、その被害を防止し、生産者の方々が安心して営農に取り組むことのできる環境を整えることがますます重要になっているものと認識をしております。

道といたしましては、被害を減少させていくために、国に対して必要な予算額の確保を強く求めるとともに、個体数管理を所管する環境生活部をはじめ、庁内関係部局と密接な連携を図りながら、侵入防止柵の整備やわな、緩衝帯の設置への支援を着実に進めるほか、捕獲のための人材確保や技術の向上を図るための研修、ICTを活用したスマート捕獲などへの支援、さらには、市町村界を越えた広域的な取組を実施するなど、地域の実態に即した効果的な被害防止対策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○黒田栄継委員 様々な取組が今後も行われていく中で、一般質問でもありましたように、なかなか全国的に要望が多くて予算が確保できていないということでもありますので、しっかりとその予算を確保するべく、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

続いて、全国和牛能力共進会北海道大会についてお伺いいたします。

【第2分科会 9月26日 第2号】

5年に一度、道府県の代表牛が一堂に集まり、和牛日本一を決める全国和牛能力共進会は、国内最大の和牛の祭典であります。令和9年8月には道内で初めて開催されることとなっております。前回開催された鹿児島県では、北海道は二つの部門で優等賞3席となりましたが、北海道大会ではこれを上回る成績を目指し、オール北海道で取り組んでいると伺っておりますし、私も拝見させていただいております。

北海道大会の成功に向けて、道内の和牛生産者や関係機関・団体などと連携しながら準備を進めていくことが重要と考えますので、北海道大会の開催に関しまして、何点か伺います。

全国和牛能力共進会北海道大会に向けて、令和6年8月に、会場となる音更町の十勝農協連アグリアリーナで開催された決起大会には、生産者をはじめ、関係機関・団体、私も参加させていただきましたが、総勢450名が参加し、北海道大会への意気込みが感じられたところであります。

令和9年8月に開催される北海道大会の概要や意義についてお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 畜産振興課長佐々木秀弥君。

○佐々木畜産振興課長 北海道大会の概要についてでございますが、全国和牛能力共進会は、全国の優秀な和牛を一堂に集め、改良の成果を競う場として、5年に一度、和牛主産県で開催されるものであり、13回目となる和牛全共が令和9年に初めて北海道大会として十勝管内の音更町と帯広市で行われることが決まっております。

和牛全共が北海道で開催され、本道の出品牛が優秀な成績を収めることにより、北海道和牛のブランド力や生産者の営農意欲の向上、さらには、新たに和牛生産を目指す方々の希望となることが期待されており、北海道和牛の振興にとって大変意義がある重要な大会であると考えております。

以上でございます。

○黒田栄継委員 北海道大会の開催まで2年を切りました。大会の機運醸成を図っていくためには、関係団体・機関との連携や切れ目のないPR活動などが必要と考えます。

大会の成功に向け、どのような体制で準備を進めているのか、また、これまでの準備状況についてお伺いいたします。

○佐々木畜産振興課長 本大会の準備状況についてでございますが、道では、大会の円滑な運営に向けて、令和4年7月、関係機関・団体で構成する実行委員会を設立し、会場の設営や来場者の輸送、催事や出展に関する実施計画を策定するとともに、イベントテーマやマスコットキャラクターを決定するなど、大会の成功に向けて着実に準備を進めているところでございます。

さらに、本年5月には、実行委員会の業務を補完するため、畜産振興課内に7名体制の準備室を開設したところであり、牛肉祭りなど地域イベントにおけるマスコットキャラクターの参加や、フェイスブック、インスタグラムなどSNSの活用、自治体や関係団体の広報誌での大会概要や関連情報の発信、さらには、道内の焼き肉店で大会ポスターの掲示など、実行委員会と連携して大会のPRに努めるとともに、道民の皆様に対する機運の醸成を図っているところでござ

います。

以上でございます。

○黒田栄継委員 前回の鹿児島大会には、約30万人の来場者があったというふうにお聞きしています。

北海道大会には全国各地から多くの和牛生産者や関係者が来場されると予想されますが、来場者の宿泊施設の確保に向け、どのように対応していくお考えなのか、伺います。

○佐々木畜産振興課長 来場者の宿泊施設の確保についてでございますが、実行委員会では、本大会の来場者数を38万人と見込んでおり、このうち、出品者をはじめ、地元応援団の方々や来賓、招待客といった大会関係者約1万5000人分の宿泊施設の確保を優先して進めているところでございます。

また、大会関係者の宿泊施設の確保に当たっては、昨年、実行委員会と旅行サービス業者との間で協定を締結したところであり、十勝管内のホテルなどを対象に本大会に関する説明会を開催するとともに、大会期間中の客室の確保について依頼しているところでございます。

今後、これらの取組に加え、実行委員会では、和牛全共と道内の周遊観光をパッケージにした旅行企画を考案し、民間旅行代理店に提案する予定としているほか、道では、庁内の関係部局と連携し、道内の宿泊施設の情報を道のホームページなどで発信するなど、一般の来場者が宿泊施設を円滑に確保できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○黒田栄継委員 初めの御答弁にもありましたが、北海道大会は、北海道和牛の認知度を高める絶好の機会というふうに私も考えております。

北海道和牛のブランド力の向上を図るため、どのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 生産振興局長花岡弘毅君。

○花岡生産振興局長 北海道和牛のブランド力の向上についてであります。本道の和牛生産は、府県の主産地と比べ歴史が浅く、また、一部の産地銘柄を除き、消費者の認知度が低い状況にありますことから、今回の北海道での和牛全共の開催を契機に、道内の和牛産地が協力し、北海道という知名度を生かした北海道和牛のブランド化を進めていくことが重要と認識しております。

道では、道内の肥育生産者などで構成します北海道和牛ブランド推進協議会の皆様と連携し、ブランドの統一名称やロゴマークの設定、販売戦略の検討など、北海道和牛の認知度の向上に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、こうした取組に加えまして、早期肥育技術の普及を進めるとともに、遺伝子解析によりゲノミック評価を用いた繁殖雌牛の改良や種雄牛の造成を加速化し、本和牛全共において優秀な成績を収めることで、北海道和牛のブランド力の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○黒田栄継委員 大会の成功も非常に重要ではありますが、北海道和牛の振興というところは、生産者、現場も非常に大きく期待しているところだというふうに考えています。しっかりと現場の声に耳を傾け、今も様々な取組をされているというお話ではありましたが、例えば、輸出であったり、道内の食率向上であったり、様々な方法が可能性としてあるのだということも考慮しながら、より効果的な取組につなげていただきたいというふうに思います。

今後の対応について、北海道大会の開催を通じて、和牛生産地としての北海道の地位がより一層高まることが期待されます。また、和牛生産者や関係機関・団体の結束がより強固なものになると考えております。北海道大会を成功させるには、万全な準備を進めていくことが必要であると考えますが、改めて、道としてどのような決意で取り組んでいくのか、最後に部長にお伺いいたします。

○鈴木農政部長 和牛全共の成功に向けた決意についてでございますが、本大会を滞りなく円滑に運営することはもとより、道内の和牛生産者の方々が優秀な成績を収めることは、本道が我が国を代表する和牛の一大産地としての地位を確立するための大きな一歩になるものと認識してございます。

このため、道では、実行委員会と連携し、約38万人と予想されている来場者の皆様方の円滑な受入れに向け、実施計画を着実に進めていくとともに、道内の垣根を越えた統一ブランドロゴマークの活用や、ゲノミック評価による繁殖雌牛のトップエリート牛群の造成などを通じ、北海道和牛のブランド化や肉質の向上に取り組むなど、本大会の成功に向けて万全な準備に力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○黒田栄継委員 続いて、高病原性鳥インフルエンザの対策についてお伺いいたします。

高病原性鳥インフルエンザは、欧米やアジア地域をはじめ、世界各地の鶏などの家禽で継続的に発生しており、国内においても、令和2年秋以降、5シーズン連続で発生しているところです。これから渡り鳥が日本に飛来するシーズンを迎え、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まる時期となることから、地域の関係機関・団体と十分に連携し、農場へのウイルスの侵入防止対策を徹底することが重要であります。道としてどのように防疫対策に取り組んでいくのか、順次伺います。

まず、昨年秋から本年春にかけての令和6年シーズンにおける鶏などの家禽での高病原性鳥インフルエンザの国内及び道内での発生状況と、道内での防疫措置の状況についてお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 家畜衛生担当課長菅野宏君。

○菅野家畜衛生担当課長 高病原性鳥インフルエンザの発生状況などについてでございますが、昨年秋からの令和6年シーズンは、国内の家禽では過去最も早い10月17日に厚真町の肉用鶏飼養農場で発生後、14道県で51事例が発生し、約932万羽の殺処分を含む防疫措置を実施しています。

このうち、道内では、厚真町での発生のほか、11月12日に旭川市の採卵鶏飼養農場で発生して

おり、厚真町では約2万羽、旭川市では約4.4万羽の鶏を殺処分したほか、それぞれ発生3日後、4日後に消毒等の防疫措置を完了し、発生26日後、27日後には移動制限区域が解除されるなど、12月8日までに全ての防疫対応を終了しています。

以上でございます。

○黒田栄継委員 令和6年シーズンには、道内の養鶏場では2例発生したということでありませう。

発生の要因についてはどのようなものが考えられるのか、どのように検討されてきたのか、また、どのような再発防止策を講じたのか、お伺いいたします。

○菅野家畜衛生担当課長 道内養鶏場での発生要因と再発防止策についてであります。国の疫学調査によりますと、厚真町の農場では、家畜保健衛生所や専門業者からの指導に基づき、野生動物の侵入防止や消毒等の対策を強化していたものの、農場周囲の複数のため池でカモ類が多数確認されたことなどから、周辺環境に拡散したウイルスが鶏に感染したと推察されております。

また、旭川市の農場では、周辺で数十羽のハクチョウが確認されたほか、鶏舎の壁には小動物が侵入可能な隙間が複数認められ、複数の鶏舎内でスズメやネズミが確認されたことから、小動物が鶏舎内にウイルスを持ち込んだことが要因として考えられるとともに、長靴の履き替え等の不備など、飼養衛生管理基準が遵守されていない状況も見受けられました。

このため、道では、道内の全ての養鶏場に対し、改めて、異状鶏の早期通報や鶏舎周囲の消毒、鶏舎や防鳥ネットの点検、修繕等を徹底するとともに、渡り鳥飛来シーズン中の自己点検結果を毎月確認するなど、より効果的な防疫対策を指導することで、再発防止を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○黒田栄継委員 国の高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームは、令和6年シーズンの発生状況を踏まえ、発生予防や蔓延防止対策の強化に向けた提言を本年7月2日に取りまとめたところです。

道は、この提言を踏まえ、今後どのように対応していくのか、お伺いいたします。

○丸子食の安全・みどりの農業推進局長 発生予防や蔓延防止の対策強化についてありますが、7月に公表された国の疫学調査報告書では、昨シーズンの発生の特徴として、複数県における農場集中地域での連続的発生や過去に発生した農場での再発、大規模採卵養鶏場での発生が挙げられたほか、野鳥等でのウイルスの検出が3シーズン連続で150事例を超え、検出される期間の長期化などが指摘されたところでございます。

さらに、今後の防疫対策の在り方として、従来から行っている対策に加え、渡り鳥の飛来を考慮した重点対策期間の設定、ちりやほこりなどを介したウイルス侵入の防止、過去に発生した農場や大規模農場における対策の強化等が提言されたところです。

道としては、このたびの提言も踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守について指導を徹底することに加え、農場の分割管理の推進や鶏舎の空気口へのフィルター設置など、新たな知見に基づいた

発生防止や被害低減対策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○黒田栄継委員 大規模養鶏場などで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、道職員の皆さんが関係機関・団体の皆さんとともに交代で支援に当たっているというふうに承知しております。本当に心から敬意を表したいというふうに思いますが、防疫作業が長時間に及ぶなど、従事する職員の皆さんの負担が大変大きいということが課題になっているとも言えます。

このため、昨年、道内で発生した際、道では、消毒ポイントにおける防疫措置終了までの消毒作業のほか、防疫従事職員の送迎バスや食事の手配について外部委託をしたというふうに聞いております。

職員のさらなる負担軽減に向けた外部委託を進めることは、非常に重要というふうに考えますが、道は、防疫措置に係る外部委託の拡充に向け、どのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○黒島農政課長 防疫措置に係る外部委託についてでございますが、高病原性鳥インフルエンザが発生すると、現地に派遣される職員の肉体的、精神的な負担はもとより、バスや食事の手配など、派遣を支援する職員や、通常業務に当たる職員の負担も増加するものと認識しております。

このため、道では、昨シーズンの防疫作業におきまして、防疫に従事する職員が利用する送迎バスや食事の手配に関する業務を初めて民間事業者へ外部委託し、職員の負担軽減を図ったところでございます。

道といたしましては、こうした業務に加え、さらなる外部委託の拡充を検討してきたところであり、先般、民間事業者との間で協議が調ったことから、次回以降、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、新たに農場内における鶏の殺処分や鶏舎の清掃、消毒など、防疫業務の一部についても外部委託することとしております。

以上でございます。

○黒田栄継委員 一番大事なのは、やはり、発生させないことなのだというふうに思いますが、今後、殺処分、また防疫業務の一部についても外部委託を検討と、様々な課題はあろうかというふうに思いますが、しっかりと検討して万全の体制を築いていただきたいというふうに思います。

最後に、今後の対応について、国は、令和6年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生が終息したことを受け、本年6月30日に、ウイルスが国内の農場からなくなったことを意味する清浄化を宣言したところです。

高病原性鳥インフルエンザが発生しますと、発生農場のみならず、周辺の農場での移動制限や風評被害など、養鶏産業全体にも多大な被害が生じることから、高病原性鳥インフルエンザを農場で発生させない対策が何より重要と考えます。

道としては、今後、防疫対策にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○山口農政部長 食の安全・みどりの農業推進監 今後の防疫対策についてでございますが、令和2年

シーズン以降、国内の家禽飼養農場では、5シーズン連続で本病が発生し、このうち、道内では、3、4、6年シーズンにそれぞれ発生しているほか、死亡野鳥からは毎年ウイルスが検出されておりますことから、本年秋以降も国内にウイルスが侵入する可能性が高いと認識しております。

養鶏事業を継続し、卵や鶏肉を安定的に供給していくためには、農場で本病を発生させないことが何よりも重要であり、道といたしましては、渡り鳥の飛来シーズンを迎えるに当たり、最大限の警戒感を持ち、鶏舎の破損箇所の点検や修繕、ネズミ駆除はもとより、堆肥場を含めた野生動物の侵入防止措置などのより効果的なウイルス侵入防止対策について丁寧な指導を継続するとともに、発生した際の防疫作業に従事する職員の安全確保や負担軽減、さらには風評被害の防止への適切な対応など、引き続き、市町村や関係機関とも連携し、強い危機意識を共有しながら取組を進めてまいります。

○黒田栄継委員 万全な体制を整えていただくということはもとより、まずは、皆さんと共に発生しないことを祈りながら、このシーズンを迎えていきたいというふうに思います。

次の質問に参ります。

続いて、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除についてお伺いいたします。

本道のバレイショは、全国の生産量の約8割を占め、輪作体系上でも重要な作物であります。ジャガイモシロシストセンチュウは、土の中でバレイショの根から養分を吸収し、収穫量を大幅に減少させる害虫であり、また、防除が大変難しい害虫でもあり、その防除が課題となっております。

平成27年8月に国内で初めて網走市においてシロシストセンチュウが確認されたことから、国から緊急防除協力指示書の交付を受けた道が事業主体となり、国の交付金を活用し、国及び地元関係機関・団体と連携しながら緊急防除が行われていると承知しております。本年度は緊急防除期間の最終年度となりますので、これまでの緊急防除対策の取組状況や今後の対応策について伺います。

シロシストセンチュウの蔓延を防止するために、平成28年10月から植物防疫法に基づく緊急防除が行われてきましたが、これまでどのような対策を講じてきたのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 技術普及課長原俊彦君。

○原技術普及課長 緊急防除による対策についてであります。平成27年に国内で初めて網走市においてジャガイモシロシストセンチュウの発生が確認されたことから、国は、発生が確認された地域を植物防疫法に基づき防除区域に指定し、緊急防除を実施することとしたところです。

具体的には、国から協力指示書の交付を受けた道が、関係市町や農業団体と連携しながら、本センチュウの発生が確認された圃場において対抗植物の植栽などによる防除を確実に実施するとともに、適切な輪作体系の推進や抵抗性品種の作付、土壌の飛散防止対策の実施などを通じて蔓延防止に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○黒田栄継委員 主に、対抗植物の植栽による防除作業等が行われているということですが、これまでの防除作業状況はどのようになっているのか、今年度の防除作業状況と併せてお伺いいたします。

○原技術普及課長 緊急防除の実施状況についてであります。平成27年以降、網走市、大空町、斜里町、清里町の1市3町において、ジャガイモシロシストセンチュウの発生が確認された331圃場、1238ヘクタールで緊急防除を実施した結果、昨年度までに、発生圃場の9割以上となる323圃場、1214ヘクタールにおいて、本センチュウの圃場内の密度が検出限界以下となったところでは、引き続き、国や関係市町、農協、生産者と緊密に連携を図りながら、全ての圃場で検出限界以下となるよう、本年度は、残りの8圃場と、昨年度、再発生が確認された2圃場を合わせた10圃場、合計34ヘクタールについて、対抗植物を用いた防除を実施するとともに、蔓延防止や再発防止の取組を推進しているところです。

道では、引き続き、国や関係市町、農協、生産者と緊密に連携を図りながら、全ての圃場で検出限界以下となるよう、本年度は、残りの8圃場と、昨年度、再発生が確認された2圃場を合わせた10圃場、合計34ヘクタールについて、対抗植物を用いた防除を実施するとともに、蔓延防止や再発防止の取組を推進しているところです。

以上でございます。

○黒田栄継委員 着実に結果が出ているということで、非常に素晴らしいことだなというふうに思います。

緊急防除の実施に当たっては、地元関係機関・団体と連携しながら進めていくことが重要であるというふうに考えますが、どのような取組が行われているのか、お伺いいたします。

○原技術普及課長 地元の関係機関や団体との連携についてであります。緊急防除を円滑に進めていくためには、関係市町や農協など地域の関係者との連携が重要であることから、本年2月、オホーツク管内の全ての農協組合長が参加する意見交換会において、国の担当官が、植物防疫法に基づく対策の仕組みやその進め方、実際の取組状況などに加え、蔓延防止対策の必要性を説明したところです。

また、3月には、オホーツク総合振興局が、関係1市4町や農協等を構成員とするジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除推進会議を開催し、これまでの発生状況や緊急防除の進捗状況を説明するとともに、本年度の防除計画や各組織の役割分担について確認するなど、緊急防除の円滑な実施に向けて取組を進めています。

以上でございます。

○黒田栄継委員 シロシストセンチュウが発生した圃場で防除作業が終了し、バレイショの生産を再開する、そういった場合は、やはり、シロシストセンチュウに抵抗性を持つ品種を作付することが重要であるというふうに思います。

現在、防除作業が終了した圃場では、海外から導入した品種である「フリア」という品種の芋が作付されていますが、地域からは、でん粉原料用主力品種の「コナヒメ」に比べ、でん粉価が低く、塊茎の離れが悪いため、新たな品種開発を求める声が寄せられているところでもあります。

「フリア」に代わる品種の開発状況についてお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 技術支援担当局長大塚真一君。

○大塚技術支援担当局長 抵抗性品種の開発状況などについてであります。現在、ジャガイモシロシストセンチュウに対して抵抗性がある品種として「フリア」の導入を進めているところですが、地域から、でん粉価が低い、芋と茎の離れが悪いといった声が寄せられる中、本年2月、収量性が高く、十分な抵抗性を有している新たな品種「北海114号」が道の優良品種として認定されたところです。

「北海114号」は、でん粉原料用のバレイショで、本センチュウに対する抵抗性は「フリア」と同様のやや強となっており、また、でん粉収量性が、でん粉原料用の主力品種である「コナヒメ」よりも優れていることから、道としては、今後、本品種への置き換えに向けて、種バレイショの増殖状況を見据えながら、地域での普及を推進してまいります。

以上です。

○黒田栄継委員 「コナヒメ」より優れているというのは、かなり期待できるのかなというふうに思いますが、早く新しい品種が開発されることを期待しております。

最後に、シロシストセンチュウは、我が国で初めて確認された害虫であり、その緊急防除に係る知見もほとんどなかったことから、道が緊急防除の主体的な役割を担いつつ、地元関係機関・団体と連携し、緊急防除を進めてきたと承知しております。ここは、もう敬意を表するところだなというふうに、皆様の御苦勞に頭が下がる思いであります。

緊急防除の終了を見据えた防除体制について検討する、そういった時期になってきたのかなというふうに思います。今後、道としてどのように対応していくお考えなのか、お伺いいたします。

○鈴木農政部長 緊急防除に対する今後の対応についてでございますが、これまで、道では、関係市町や農協など地域の関係者の方々と連携しながら、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に取り組んできたところであり、発生圃場の9割以上において本センチュウが検出限界以下となるなど、着実に成果が現れているところであります。

道といたしましては、緊急防除期間の最終年度である本年度中に、発生が確認された全ての圃場で本センチュウが検出限界以下となるよう、確実に防除を実施するとともに、緊急防除の終了を見据え、道と関係市町や農協等で構成するジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除推進会議を開催するなど、関係者間で緊密な連携を図りながら、土壌検診等に対する助言指導はもとより、適切な輪作体系の確保や抵抗性品種の作付などの取組を推進することで、本道の基幹作物であるバレイショの安定生産に努めてまいります。

以上でございます。

○黒田栄継委員 それでは、次に参ります。

農業は、北海道の基幹産業であり、日本の食料基地として農産物の安定供給に貢献していることは言うまでもありません。一方で、人口減少や高齢化の進展により、農業従事者は減少傾向にあることに加え、近年の気候変動により、全国的に農業生産が不安定になるなど、新たな課題が見られています。

こうした中、道内では、大規模植物工場の設置に向けた動きが見られています。大規模植物工場は、光や温度、湿度などの生育環境を高度な制御技術やエネルギー利用の効率化により、生産性、収益性の向上を図るもので、新しい農業の形として期待されるものであります。そこで、本道における施設園芸の振興について伺います。

道内の施設園芸による栽培面積はどれくらいあるのか、また、どのような作物が栽培されているのか、まずはお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 園芸担当課長勝藤彰君。

○勝藤園芸担当課長 道内における施設園芸の現状についてであります。施設園芸は、台風や長雨、真冬など季節や天候を問わず安定した収穫が期待できるほか、ハウス内の環境を人為的に制御することで市場のニーズに合わせて収穫時期を調整できるなど、多くのメリットがあることから、本道では野菜や花卉などの高収益作物で広く取り入れられているところでございます。

道内における令和4年の施設園芸の栽培面積は、野菜が2400ヘクタールと、野菜全体の5%程度を占めており、主な品目としては、トマトやイチゴのほか、ニラやホウレンソウなどの葉物野菜であり、また、花卉は230ヘクタールと、花卉全体の35%程度で切り花が中心となっております。

以上でございます。

○黒田栄継委員 ただいま、道内の施設園芸の現状についてお答えいただきました。想像以上に多いなというのが私の率直な感想であります。このうち、大規模な植物工場と言われるものはどれくらいあるのか、お伺いいたします。

○勝藤園芸担当課長 道内における大規模植物工場についてであります。植物工場は、施設園芸における温室の一つであり、室内の温度や湿度、日射量や二酸化炭素濃度などを各種センサーでモニタリングし、天窓の開閉やかん水を自動で行うなど、高度な環境制御の下、野菜などの植物を計画的に周年生産できる栽培施設でございます。

直近の道の調査によりますと、道内では、栽培面積がおおむね1ヘクタールを超える大規模な植物工場は11施設、このうち、ビニールやプラスチックフィルムによるものが9施設、ガラスによるものが2施設となっております。栽培面積は合計30ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○黒田栄継委員 様々な可能性を秘めた植物工場の取組というところではありますが、胆振管内のむかわ町においては、エネルギー利用の効率化の点などから、ガラス温室で大規模植物工場を設置するという計画があります。

道内の大規模植物工場が11施設あるうち、ガラス温室については建築確認が必要になるなど、生産者にとって非常にハードルが高いという声をお聞きしていますが、2施設にとどまっているのはどのような理由にあるのか、お伺いいたします。

○勝藤園芸担当課長 ガラス温室が普及していない理由についてであります。ガラス温室は、耐用年数が長く、長期的に使用が可能であること、また、ビニールやプラスチックフィルムに比

べ、光の透過性が高いことから、収穫量の増加による収益の向上が期待できるといったメリットがあると認識しております。

一方で、積雪寒冷地の本道では、冬期間における雪の重みやガラスの重量を支えるための頑丈な骨組みが必要となり、施設の安全性を確保するためには建築基準法に適合することが求められることから、施設の建設費用が高額となることや、それに伴う費用対効果を勘案し、ビニールハウスを選択する生産者が多いものと考えております。

以上でございます。

○黒田栄継委員 様々な理由があるということは理解いたしましたが、これから期待される取組として、農業形態の一つであるのは間違いない中で、そういったものがきちっと推進されていくようにいろいろと知恵を絞ることも大事なかなと思います。規制等もあるのは理解するところではありますが、どういう取組をすればさらなる理想の形に近づいていくのかというところを今後もしっかり検討していただきたいと思っています。

本道の施設園芸を推進するに当たっての課題を、道としてどのように認識しているのか、改めてお伺いします。また、本道の施設園芸を推進するため、これまでどのような施策を講じてきたのか、お伺いいたします。

○花岡生産振興局長 施設園芸における課題などについてであります。道では、施設園芸の実施に当たり、ビニールハウスの建設や環境制御システムの導入に多額の初期投資が必要となることや、暖房や換気などに使用する燃料が高騰していること、さらには、農作業に従事する労働力が不足していることなどが課題と認識しております。

道といたしましては、これらの課題を克服するため、国の事業を効果的に活用しながら、農業機械や生産資材はもとより、省エネルギーを進めるために必要なヒートポンプの導入などを支援しているほか、農業団体の皆様と連携しながら、雇用人材の確保に向け、パートやアルバイトの方々が働きやすい環境づくりに努めるとともに、温度センサーやハウスの自動巻き上げ装置など、スマート農業の導入による省力化や効率化に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○黒田栄継委員 これまでも様々な取組をされてきたということではありますが、本道の施設園芸をさらに推進していくために、道として今後どのように対応していくのか、お伺いいたします。

○鈴木農政部長 施設園芸における今後の対応についてでございますが、積雪寒冷な本道において、施設園芸は、作物を周年で安定的に生産することができるほか、小さな面積でも高い収益性が期待でき、新規参入者の方々にとっても比較的参入しやすい営農形態であるなど、本道の農業を振興する上で重要な位置づけと認識してございます。

現在、道では、施設園芸の一層の推進に向けて、関係機関や団体、民間企業の方々と連携し、北海道次世代施設園芸地域展開コンソーシアムを立ち上げ、栽培技術や経営の最適化を図るデータ駆動型農業に取り組んでいるところであり、化石燃料の使用量を削減している事例やノウハウなどの横展開を図っているところでございます。

道といたしましては、こうした取組に加え、委員からも御指摘のとおり、様々な課題はあるものの、生産性や収益性の向上が期待できるガラス温室の導入に向け、地域の関係者の方々と一体となって、事業計画の策定や磨き上げなど、きめ細かな支援を行うとともに、国に対し、施設園芸の整備に必要な予算の確保を求めるなど、農業経営の安定と環境負荷の軽減に資する施設園芸の振興に今後とも力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○黒田栄継委員 ただいま答弁がありましたように、小さな面積でも収益性が期待できるため、新規参入しやすいというような特徴もあります。第6期の振興計画の中で、新規就農者がなかなか目標どおりに達成できていないという部分もあります。こういった受皿になるような、そういう可能性もあるこの施設園芸等もしっかりと発展させていくということも視野に入れながら、今後とも取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、続いて、持続可能な畑作農業の推進についてお伺いいたします。

本道の畑作農業は、先人のたゆまぬ努力により、大変厳しい自然環境を克服し、小麦、大豆、てん菜、バレイショの4品目を基幹作物とする輪作体系の下、地域の条件に応じた畑作農業が行われているところであります。本道の畑作農業が、今後とも我が国の食料供給地域として安定的に食料を供給し、地域の基幹産業としての役割を果たしながら持続的に発展していくために、道は今後どのように取り組んでいくのか、数点お伺いいたします。

まずは、国の畑作物の直接支払交付金についてお伺いいたします。

この交付金は、諸外国との生産条件の格差による不利がある国産農産物の生産、販売を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付する制度で、通称・げた対策と呼ばれています。

今年度、国において交付単価の改定が行われるというお話になっております。交付単価の改定は、畑作農業経営に大きく影響することから、生産現場の実態を踏まえる必要があると考えますが、道は、国に対してこれまでどのような対応を行ってきたのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 農産振興課長植村一郎君。

○植村農産振興課長 畑作物の直接支払交付金についてでございますが、担い手経営安定法に基づき、認定農業者などに対しまして、畑作物を対象に諸外国との生産条件の格差を補正し、差額分を交付する、いわゆるげた対策は、大規模で専門的な経営が主体の本道の畑作農家にとりまして、再生産が可能な所得の確保を図る上で重要な制度と認識しております。

このため、道では、国に対しまして、安定的な制度運用に必要な予算の確保のほか、申請手続や交付事務などの改善を求めてきたところでございます。

道といたしましては、今年度、畑作農家の方々に對しまして、作付状況や気候変動への対応などの経営実態をヒアリングするとともに、国に対して、経営状況や地域の声など本道の実情を踏まえ、本制度が農業者の安定した所得確保に資するものになりますよう、意見交換を実施してきたところでございます。

以上です。

○黒田栄継委員 様々な意見交換等を実施されてきたということではありますが、今、現場では、非常に物価高騰等のあおりを受けて、想像以上に厳しい状況が続いている中で注目されるこの価格の改定であります。どのような単価がこれから出てくるのか、また、どの時期になるのかということはまだ不明瞭なところもありますが、ぜひ、現場の状況をしっかりとお伝えいただいて、北海道の畑作の維持の一助になるような取組にしていきたいというふうに思います。

国の新たな基本計画においては、全国で、小麦の生産量を109万トンから137万トンに、大豆の生産量を26万トンから39万トンとする目標を掲げています。食料安全保障の強化が求められている中、輸入依存度の高い小麦や大豆について、需要に応じながら生産供給体制を強化していくことが必要という考えであります。

道は、小麦や大豆の増産に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○植村農産振興課長 小麦や大豆の生産拡大についてでございますが、世界的に食料の安定供給へのリスクが高まる中、本道が、我が国の食料供給地域として、輸入に大きく依存している小麦や大豆の生産を拡大し、食料自給率の向上に寄与していくことは、食料安全保障の観点からも重要でございます。

このため、道では、国産への置き換えが求められております小麦や大豆の生産拡大に向け、普及センターによる栽培技術指導をはじめ、計画的な暗渠排水などの基盤整備の実施や集出荷貯蔵施設の整備など、生産基盤の強化に取り組んでいるところでございます。

また、道におきましては、こうした取組に加え、新品種の開発や普及、農業団体や製粉会社などと連携した道産小麦のPR、さらには、豆腐や納豆など大豆加工事業者に向けた道産大豆の販路拡大を促進するなど、生産から消費に至る施策を総合的に展開しながら、道産小麦や大豆の生産力と供給体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○黒田栄継委員 畑作物のうち、本道でしか作付のないてん菜の作付面積は、農業者の高齢化や大規模化に伴う労働力不足のほか、資材価格の高騰や近年の猛暑による品質の低下による生産者の作付意欲が低下している影響により、令和6年産は4万8900ヘクタールと、国が示している令和8年度砂糖年度の指標面積5万ヘクタールを既に割り込み、この2年間で6500ヘクタールも減少しているというのが現状であります。

てん菜は、適正な輪作体系には欠かすことのできない大変重要な作物であります。安定的な生産が必要と考えますが、道の認識と今後の対応についてお伺いいたします。

○植村農産振興課長 てん菜の安定生産についてでございますが、てん菜は、本道の畑作農業において、適切な輪作体系を維持する上で欠かせない基幹作物の一つであり、また、てん菜糖を製造する製糖工場は、地域の雇用や経済を支える重要な役割を果たしており、今後とも安定的な生産が必要と認識しております。

こうした中、生産資材価格の高騰や労働力不足、てん菜糖に対する交付金対象数量の段階的削

減、さらには、近年の猛暑や病害虫の発生による品質低下などから、生産者の作付意欲が低下し、作付面積の減少が続いているところでございます。

このため、道といたしましては、製糖業者や農業団体と連携して、直播栽培やスマート農業技術などの導入により、低コスト、省力生産を進めるとともに、温暖化に対応した技術の普及や砂糖の消費拡大を推進するほか、国に対し、生産者が安心して中長期的にてん菜を生産できる環境づくりを求めるなど、てん菜の持続的な生産に向けて各種施策を総合的に展開してまいります。

以上でございます。

○黒田栄継委員 技術を高めること、消費を拡大すること、さらには、国に対して方針をしっかりと示すよう要望すること、まさに、ありとあらゆることを全てやるということなのだと思います。現場も非常に期待しているところでありますので、この取組は北海道の取組の真ん中に近いものと考えて、ぜひ推進していただきたいというふうに思います。

バレイショの生産についてであります。

何よりも、種バレイショの安定生産、安定供給が必要であります。種バレイショの生産者は、高齢化が深刻で年々減少しており、また、ジャガイモシストセンチュウ類の発生により、種バレイショの圃場を確保することが難しいというような課題もあるというふうにお聞きしています。

需要に応じた種バレイショの安定生産、安定供給に向け、道としてどのように取り組んでいくお考えなのか、お伺いいたします。

○花岡生産振興局長 種バレイショの安定生産についてでございますが、本道のバレイショを消費者の皆様へ今後とも安定的にお届けするためには、その基本となります優良な種バレイショを計画的かつ安定的に生産、供給していくことが重要です。

こうした中、本道の種バレイショの生産は、一般のバレイショ栽培に比べまして、圃場の見回りや病株の抜取りなど労働負担が大きいことに加えまして、シストセンチュウ類の発生圃場の拡大など、面積や生産量を維持拡大していく上で多くの課題が生じており、道では、本年7月、国とともにこれらの課題の解決に向けて検討するための協議会を設置したところであります。

道といたしましては、この協議会の中で、AIを活用した異常株の抜取り作業の省力化や検査体制の効率化などを検討するとともに、引き続き、北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針に基づく蔓延防止に向けた取組を推進しながら、種バレイショの持続的な生産と供給に努めてまいります。

以上でございます。

○黒田栄継委員 少子・高齢化により農業者が減少する中、適正な輪作体系を維持しながら生産性の高い畑作農業を持続的に発展していく、これは北海道の農業の目指すべきところであるかなというふうに思います。

道は、今後どのように畑作農業を推進していくお考えなのか、お伺いいたします。

○鈴木農政部長 畑作農業の振興についてでございますが、本道の畑作農業が我が国の食料安全保障の確保に貢献しながら持続的に発展していくためには、小麦や豆類、バレイショ、てん菜を

中心とした輪作体系を基本に、生産性の向上を図り、需要に応じた畑作物を安定的に生産、供給していくことが重要であります。

このため、道では、農地の大区画化や勾配修正など基盤整備による農作業の効率化や、スマート農業技術の活用による省力化、共同利用施設の整備、猛暑にも対応した栽培技術や耐病性に優れた品種の開発普及、さらには、需要の高い加工用バレイショや小豆、インゲン、野菜の生産拡大を図るなど、適切な輪作体系の維持確立を進めながら、畑作物の安定生産に努めてまいります。

以上でございます。

○黒田栄継委員 今回、畑作についてお伺いしました。畑作という言葉ですが、私が農協青年部の頃、畑作という言葉は全国的にはほぼ使われていませんでした。稲作、酪農、畜産、果樹、青果という言い方で、こういった北海道的な大規模畑作というのは本当にマイノリティーであり、なかなか理解もされないところでもあります。一つ一つが重要な作物であり、今、気候変動等もあり、なかなか現場は難しい生産状況が続いているという中で、技術の普及等の予算もしっかり確保しながら、今後も畑作農業が発展するよう取り組んでいただくことを心よりお願い申し上げます、質問を終わります。

○佐藤禎洋委員長 黒田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

鈴木仁志君。

○鈴木仁志委員 通告のとおり、質問していきたいと思えます。

初めに、ガガイモについてお聞きします。

十勝で、作物につるが巻き付くなどし、農産物の生育に悪影響を及ぼすガガイモが全域で増殖をしていると聞いております。キョウチクトウ科のつる性多年草で、5月下旬から、根だけでなく実の内部から飛び出した種からも出芽して育つために、条件がそろうと一気に繁茂すると報じられております。

路傍や空き地に雑草として一般的に生えており、北海道から九州まで全国的に分布するようでもありますけれども、十勝での繁殖状況を聞きます。

○佐藤禎洋委員長 技術普及課長原俊彦君。

○原技術普及課長 ガガイモの発生状況についてであります。ガガイモは、東アジア一帯に分布するつる性の多年草植物で、農地への主な侵入経路は、綿毛のついた種子の飛来や隣接地からの根による侵入であることが知られており、根の断片から芽が出るなど繁殖力が非常に強く、一度、畑に侵入すると除去が難しい雑草でございます。

全国的に発生が確認されているものの、道内ではこれまで目立たない雑草であったものが、令和5年に十勝地域の飼料用トウモロコシの圃場において繁茂が確認されて以降、6年には、飼料用トウモロコシのほか、麦や豆類、てん菜の圃場などでも広がり確認されているところです。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 お話にあったように、これまでは一部のデントコーン畑に繁茂する程度だった

のですけれども、近年の気温上昇によりまして生育が旺盛となり、範囲を広げていったと思われます。

畑では、丈のあるデントコーンにつるが巻き付いて倒伏させたり、デントコーンの収穫時に農機に絡んで作業をストップさせたり、被害面積が広がれば収穫放棄に至るケースにつながる可能性があるという指摘もされているところです。お話にあったように、大豆などの作物にも、生育を阻害させ、収穫時に、切断によって出る白い乳液で品質劣化を招くおそれがあるとも言われております。

このガガイモなのですけれども、駆除方法、そして、駆除薬剤についてどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

○原技術普及課長 ガガイモの駆除方法などについてであります。ガガイモが繁茂すると、つるによって飼料用トウモロコシの倒伏が起こるほか、つるが収穫機に絡まることで収穫が困難となるなど、生産現場からは有効な駆除方法が求められています。

しかしながら、現状では、ガガイモに直接強い効果を発揮する除草剤はなく、根絶することができないことから、普及センターにおきましては、飼料用トウモロコシの収穫後、除草剤を散布し、ガガイモの増殖を抑制させる化学的防除と、プラウ耕により種子や根の断片を深く埋め込む耕種的防除を組み合わせた対策を推進しています。

さらに、普及センターでは、令和6年度から7年度にかけて、道総研農業研究本部と連携し、ガガイモの生態の把握を進めるとともに、新たな薬剤の組合せや秋に根を細断する効果の検証など、様々な防除方法の有効性について検討を進めているところです。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 お話にあったように、薬剤がないということで、それが開発されるまでの間は、適切な対応でこれ以上の広がりを防ぐということが求められるのだと思いますけれども、実がなる前に刈る必要があると言われてしますので、繁殖している土地の所有者への除草の指導、それから、国、道、自治体管理道路の路傍の草刈りを徹底させることが必要だと思いますが、見解をお聞きいたします。

○佐藤禎洋委員長 技術支援担当局長大塚真一君。

○大塚技術支援担当局長 ガガイモの防除指導などについてであります。ガガイモの根絶が難しい状況にある中、蔓延防止に向けては種子の飛散防止が重要であるため、普及センターでは、農地周辺のカガイモの刈取りや、農作物の収穫後、除草剤を散布する化学的防除と、プラウ耕による耕種的防除を組み合わせた総合防除を推進しているところです。

今後、道では、生産現場において、ガガイモの生態の一層の把握を進めるとともに、抑制手法の様々な実証結果を収集するほか、道総研農業研究本部においても、農業団体からの研究ニーズを踏まえ、新たに試験研究に取り組むこととしており、ガガイモの蔓延防止に向けて一日も早い防除技術の確立を図ってまいります。

以上です。

○鈴木仁志委員 路傍の草刈りに関する答弁がありませんでしたけれども、あのときにしっかりやっていたら、こんなに被害は拡大しなかったのだと言われぬように、ぜひとも力を尽くしていただきたいと思っていますところでは。

次に、種バレイショについてお聞きをしたいと思います。

種バレイショの生産は、一定水準以上の技術が必要でありまして、誰でもできるものではないと伺っているところです。抜取りをはじめ、年間を通して多くの労力がかかりまして、さらに、この猛暑です。こんな状態では、種芋農家はいなくなると言われております。

この10年で、種バレイショの生産農家数、面積は一体どの程度減少しているのでしょうか、お聞きをいたします。

また、減少の要因、生産を維持していく上での課題に対する認識もお聞きしたいと思います。

○佐藤禎洋委員長 農産振興課長植村一郎君。

○植村農産振興課長 道内における種バレイショ生産についてでございますが、農林水産省の調査によりますと、道内におけるバレイショの採種生産は、高齢化の進行や、一般的なバレイショの栽培と比べて労働負担が大きいことなどから、令和5年の生産者数は972人と、平成25年の1386人から約30%、作付面積は3932ヘクタールで、4622ヘクタールから約15%、それぞれ減少しております。

こうした中、種バレイショの生産を維持していくためには、異常株の抜取り作業や種バレイショの検査における労働負担の軽減に加え、新たな種バレイショの生産者を確保することなどが課題と認識しております。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 本道の畑作の持続的な発展には、主要な輪作作物であるバレイショの生産を維持していくことが必要でありまして、そのためには、種バレイショの安定供給が不可欠だと思います。

先般の本会議の答弁で、道は、カッティングプランターなどの導入による省力化を推進しているというお話でございましたけれども、最も負担の大きいと言われます発病株の抜取り作業の省力化は極めて難しいとも言われております。

種バレイショの生産者の維持には、通常の種類バレイショの取引価格とは別枠で、道あるいは国による育成農家への労働作業負担を補う金銭的補償など、大幅な所得の向上策を講じていかなければ維持できないのではないかと個人的には思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○植村農産振興課長 種バレイショ生産者への支援についてでございますが、種バレイショは、一般のバレイショ栽培に比べて労働負担が大きく、病虫害の被害を見極める技術がより一層求められますことから、ホクレンや農協などは、生産者に対しまして、一般のバレイショよりも高い価格で生産を委託しております。

道といたしましては、種バレイショはバレイショを生産するための基となる極めて重要な作物でありますことから、種バレイショの確保に向けて、国の事業を効果的に活用しながら、前年か

ら種バレイショの作付面積を拡大した生産者や、病気に感染した株の抜取り作業などに取り組む生産者を対象に、定額の補助金で支援してきたところでございまして、今後とも、種バレイショの安定的な生産が図られるよう、国に対し、事業の継続と必要な予算の確保を求めてまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 分かりました。

次に、先日の本会議で、新たな種バレイショ産地を形成するための支援に取り組んできたことと答弁なされておりますけれども、新たな産地形成とはどういうことなのか、詳細をお聞きしたいと思います。

○植村農産振興課長 種バレイショ生産における新たな産地の形成についてでございますが、既存の種バレイショ産地では、生産者の高齢化による労働力不足が顕在化しているほか、一度、ジャガイモシストセンチュウ類が発生した圃場では生産ができないルールとなっていることなど、種バレイショの生産を維持していく上で多くの課題が生じております。

このような中、国では、令和4年度の補正予算以降、新たに種バレイショの生産に取り組む産地を対象に、生産技術の習得や農業機械の導入などを支援する事業を措置いたしました。

道では、この事業を効果的に活用し、洞爺湖町や足寄町など、これまで種バレイショを生産してこなかった市町村におきまして、関係者の合意形成を図りながら、新たな産地づくりを支援することで、種バレイショの安定供給に努めているところでございます。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 道内の主要なバレイショ生産地域の農協が、来年の作付に必要な種バレイショが確保できていない状況にあることを認識しているでしょうか。「メイクイン」「男爵」「北海こがね」「スノーデン」「トヨシロ」「さやか」「きたひめ」「ぼろしり」、全て、規格外を合わせても確保できておりません。「メイクイン」は、規格内29%、規格外を含めても74%しか確保できておりませんし、「きたひめ」に関しては規格外を入れても50%程度、これでは予定の作付ができないと言われております。

これは、原原種の品質劣化が招いた状況なのでしょうか、見解をお聞きしたいと思います。

また、不足に対してどのように対応するのか、併せてお聞きしたいと思います。

○植村農産振興課長 来年度に作付する種バレイショについてであります。農研機構種苗管理センターが生産、供給をしておりますバレイショの原原種は、本年の猛暑の影響などにより、当初、予定していた生産数量を下回り、令和8年の原種圃の設置に必要な数量を満たせない品種があるものと認識しております。

このため、道では、関係機関・団体と連携し、各産地における原原種の配付希望数量を踏まえ、産地間の調整や緊急原採種圃の設置、いわゆる足踏みの実施などによりまして必要な種バレイショの確保に努めているところでございまして、今後とも、令和8年産のバレイショの生産に混乱が生じないよう、優良な種バレイショの安定供給に取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 先般の9月23日、十勝の大正農協で47回目のメイクインまつりが行われまして、私も参加しました。大勢の方の参加をいただいていたと思います。組合長は、開会で、初めてこのメイクインまつりを行ったのは54年前だとおっしゃっておりまして、これまで、台風、それからコロナなどで中止をしたことがあるけれども、今年はバレイショが不作で開催をやめようかと思った、迷ったと挨拶されておりました。

農協関係者によると、よい年だと、選別前の粗収量と言っていいのでしょうか、それで大体50万俵取れるそうです。昨年が36万俵、今年は僅かに23万俵だったそうです。高温少雨で小粒、それから、8月の雨で2次成長し、商品になるのは23万俵のうち5割程度かもしれないとおっしゃっておりました。作物ですから、天候に左右されるのは仕方ないけれども、発芽率の悪さ、病気株の多さがあまりにも目につくということをおっしゃっておりました。選別前ですら、いい年の5割以下ですから、ひどい状況だということでもあります。

これは、明らかに種に問題があると私も思いますし、農協関係者もそう思っているのだと思います。このままでは、次年度以降、作付が大幅に減少するのではないかと心配をしているところです。原原種が一般生産者に種芋として渡るには3年かかります。種苗管理センターの機能強化は待たないだと思えます。深刻です。見解をお伺いしたいと思います。

○佐藤禎洋委員長 生産振興局長花岡弘毅君。

○花岡生産振興局長 バレイショの原原種の品質安定についてでございますが、バレイショ生産の基となる原原種の供給は、バレイショを安定的に生産するために重要であります。農研機構種苗管理センターが生産する原原種において、近年、品質低下が生じており、大きな問題と認識してございます。

このため、道では、関係機関・団体の皆様と連携して、国と種苗管理センターに対し、原原種の品質改善に向けて、速やかな原因究明や再発防止への取組はもとより、生産体制の強化や必要な予算の確保を求めてきたところです。

道といたしましては、今後とも、種苗管理センターの取組状況を注視するとともに、道内の種バレイショ生産に支障が生じないように、関係機関・団体と一体となって、国と種苗管理センターに対し、繰り返し、原原種の品質安定に必要な対策を求めてまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 よろしくお願ひします。

次に、陸稲について聞きたいと思ひます。

かつて、十勝でも水稲が行われておりましたけれども、現在、水稲を行っている農業者はほとんどいないだろうと思ひしております。しかし、近年、十勝においても陸稲栽培を試みる農業者が多くなっております。

陸稲はまずいと伝わっておりますけれども、陸稲を食べた方からは、甘みや粘りもしっかりあって、これが畑で育った米かと驚いたと聞いておりますし、十勝以外の地域では飲食店でも提供

されているとも伝わっておりますが、道内の陸稲栽培の活用状況について聞きたいと思います。

○佐藤禎洋委員長 水田担当課長松村由貴君。

○松村水田担当課長 道内における陸稲の栽培状況などについてでございますが、国の作物統計によりますと、畑などにおいて水を張らずに稲を栽培する陸稲は、全国で令和6年産の作付面積が320ヘクタールとなっている一方、道内の作付面積は明らかになっておりません。

こうした中、道では、近年、十勝やオホーツク、根室管内などで陸稲を栽培する事例があることは把握しているものの、地産地消を目的に栽培している生産者を除き、陸稲の活用実態は承知しておりません。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 陸稲は、新しい米作りの可能性を無限に秘めているのではないかと実は私も思っております。お話にありましたように、水田が要らずに畑で作るので、山地や乾燥地でも栽培が可能となるかもしれません。今まで栽培に適さないとされた土地や、かんがい設備が失われた被災地でも、栽培が可能なのかもしれません。関心を寄せる農業者は年々増えておりまして、今年、十勝陸稲研究会が設立されたとも聞いております。

振り返れば、もともと米は畑で作られていたはずでございます。その陸稲の可能性について、皆さんはどう考えているのか、見解をお聞きしたいなと思っております。

○松村水田担当課長 陸稲栽培の可能性についてでございますが、本道は、水田における水稻栽培の確立に向けて、長い年月をかけ、関係機関・団体の皆様と一体となって、地域に適した品種の開発普及をはじめ、基本技術の励行や農業基盤整備の計画的な推進などに取り組んできたところであり、こうした経過を踏まえ、近年、全国有数の良質・良食味米の産地として発展してきたところです。

一方で、陸稲栽培は、苗づくりの必要がなく、起伏のある圃場でも作付が可能であり、また、省力化に寄与することが見込まれることなどから、道内の一部地域において普及が期待されていることは承知しておりますが、道といたしましては、温暖化の進行などを踏まえ、今後、陸稲栽培が北海道に適合する栽培方式であるか、見極めていく必要があると認識しております。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 畑作に携わる農家さんは、気候変動と病害虫、輪作体系の維持、労働力の削減、生産物の収益性など、今、様々な課題を抱えております。その中で、持続可能な農業を目指して、新しい輪作作物の導入や高収量な品種などへの転換を常に模索していると聞いております。畑で栽培できるポテンシャルに興味を示していると私も感じております。陸稲は、新たな作付品目として選択肢の一つになるのではないかと感じております。

具体的な支援体制を含めて、普及策を考える段階に来ているのではないかなと思いますけれども、見解を伺います。

○花岡生産振興局長 今後の取組についてでございますが、近年、道内でも陸稲栽培に取り組む生産者がいることは承知しておりますが、道では、これまで、試験研究機関とも連携し、湛水機能

を持つ水田における試験研究や普及センターによる技術指導を進めてきたところです。

一方で、道内において、陸稲は、気象条件が合わず、水稻と比べて収量が低く、品質が安定しないことなどから、これまでほとんど作付されておらず、陸稲栽培の技術的な知見がない状況であります。

道といたしましては、こうした新たな米生産をめぐる動きについて、今後、地域の状況を注視するとともに、国をはじめ、様々な関係機関・団体などから情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 次に、客土についてお聞きしたいと思います。

十勝地区は、もともと畑作に適さない土壌を長年の努力と技術開発で克服し、日本最大級の畑作地帯を築き上げ、大規模な土地改良事業や機械化の推進によって高い生産性を実現してまいりました。

ただ、十勝の平野部は、日高山脈から吹き下ろす西風で畑の表土は常に減少し続けております。客土は、収量増加にもつながることから、農業者は、土さえあれば客土を行いたいと言われております。これまで、帯広市は、客土の土取場を、帯広市内、芽室町を主にして130ミリ厚で客土工事を実施してまいりましたが、帯広市内で採取できる土壌は既になくなり、芽室町からの土壌採取も終了する見込みと、そういう状況にあります。中札内では、土がなくて客土事業そのものを行えないでいるとも聞いております。

今後の客土の需要、そして、土の確保について、道の見解を聞いてみたいと思います。

○佐藤禎洋委員長 農地整備課長岸田隆志君。

○岸田農地整備課長 客土についてであります。客土は、粘土や砂など質の悪い土壌や農地に良質な土を搬入することで、土壌の排水性や保水性を改善するなど、農作物の収量や品質の向上、機械作業の効率性を高めるために重要な基盤整備であり、地域からは多くの要望が寄せられております。

一方で、近年、客土材に適した土取場の確保が難しくなっていることから、道では、客土に適した土を確保するため、過去に候補地の近傍で行ったボーリング調査のデータを活用し、市町村や土地改良区、農協などの地元関係機関・団体と連携しながら土取場の選定を進めているほか、国などが行っている河川工事で発生する残土やしゅんせつ土の有効活用も重要と考えております。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 お話にあった河川の掘削土の場合、石礫、それから埋もれ木などが混在しております。そのまま使用すると営農の妨げになりますので、客土事業の中で石礫等を取り除く必要があると思いますが、河川掘削土を活用する場合の道の見解をお聞きしたいと思っておりますし、また、提供していただける河川の掘削土ほどの程度確保できると推察しているのか、併せてお聞きをしたいと思います。

○岸田農地整備課長 河川掘削土の活用についてであります。河川掘削土を客土材として使用

【第2分科会 9月26日 第2号】

するに当たっては、営農に適していることはもちろんのこと、石礫や埋木などにより作物に障害を及ぼさないことが重要であります。

このため、道では、農業農村整備事業で河川掘削土を使用する際には、事前に化学性や物理性を調査し、客土材としての適性を確認するほか、石礫などが混在している場合は、ふるい分けを行い除去することが必要となることから、河川掘削土の活用に必要な調査内容や留意点を取りまとめた「農地整備における河川掘削土等活用の手引き」を作成し、市町村や関係団体に周知しています。

また、河川掘削土の確保可能量については、発生土量や施工時期、客土材としての適性など、未確定な要素も多く、定かではないことから、河川工事を行う関係機関と計画的な客土の実施に向けて情報を共有しながら、活用可能な土量の把握に努めています。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

この10年間、帯広市では、面積で730ヘクタール、それから事業費で29億4600万円の客土事業を実施してまいりました。ヘクタール当たりの平均施工単価は、平成29年までは大体300万円以下でしたけれども、昨年を見ますと、538万3000円まで実は上昇しております。

客土工事における農業者負担は、道の独自のパワーアップ6によって軽減されておりますけれども、近年の生産資材、機械、機材などの価格の高騰によりまして農家の収益が悪化しており、さらなる農業者負担の軽減を望む声が大きくなっているということは、言うまでもなく御存じのとおりだと思います。

北海道の農業を守るために、次期パワーアップ事業においては、農業者の実情に応じた軽減策を講じることが必要だと思っておりますので、見解をお聞きして、終わりたいと思います。

○佐藤禎洋委員長 農政部長鈴木賢一君。

○鈴木農政部長 客土工事に係る農家負担の軽減についてでございますが、本道が安全、安心な食料を安定的に供給するためには、農業の生産力や競争力の強化に向け、農業・農村整備を着実に推進することが重要であり、道では、これまで、農家負担を軽減する対策、いわゆるパワーアップ事業を実施し、整備の促進に取り組んでいるところでございます。

こうした中、地域の皆様方からは、土壌の排水性や保水性を改善する客土や、需要に応じた作物の生産を可能とする排水対策など、地域の実情に応じた多くの整備要望が寄せられているところでございます。

道といたしましては、こうした地域の皆様方からの要望を踏まえるとともに、国の予算編成の動向を注視しつつ、今後とも、農業者の方々が必要な整備に積極的に取り組めるよう、農業・農村整備の効果的、効率的な進め方について、農家負担の在り方を含め検討してまいります。

以上でございます。

○佐藤禎洋委員長 鈴木(仁)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

角田一君。

○角田一委員 それでは、農業における廃プラスチック対策についてお聞かせ願います。

今、地球温暖化とか気候変動等々、自然から来るものという一方で、世界的な潮流の中で、こういう課題も出てきておりますので、どのように対処しているかを確認したいと思います。

世界的なプラスチックの需要増を受けて環境汚染を懸念する声が高まる中、プラスチック削減の国際的な枠組みとして、現在、国連の場で、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国連文書の策定に向けて議論が行われており、我が国においても、農業分野におけるプラスチック対策が進展中であります。

まず、道内における廃プラスチックの排出及び処理状況について、排出量及び処理方法について、さらに、処理のうち、再生処理の状況についてお答えいただくとともに、農業分野において、再生処理は、ほかの分野と比較して、植物残渣や異物混入、土などの汚れ、日光による劣化など、再生処理に困難な条件が多いと聞いております。

これらの対策をどのように進めているのか、お答え願います。

○佐藤禎洋委員長 みどりの食料システム戦略室長片岡幸治君。

○片岡みどりの食料システム戦略室長 農業用廃プラスチックの処理状況などについてであります。道が直近に行いました令和4年度の調査では、農業用廃プラスチックの年間排出量は、前回調査の2年度と比較して3989トン、19%減少の1万6745トンとなっており、主な処理方法は、再生処理が9219トンで55%を占め、次いで、埋立処理が3347トンで20%、焼却処理が2373トン、14%となっております。

また、再生処理された9219トンのうち、マルチやパイプハウスなどに使用されるプラスチックフィルムが6528トンで71%を占め、肥料袋やラップサイレージなどのその他のプラスチックが残りの2691トン、29%となっております。

道内では、市町村や農協などで構成する協議会が年間の回収スケジュールを定めて生産者に呼びかけるなど、地域ぐるみで適正な処理に取り組んでおり、道といたしましては、市町村を通じて、再資源化処理等の取組を支援する国の交付金の活用を促すなど、引き続き、地域における農業用廃プラスチックの適正処理の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○角田一委員 お答えをありがとうございます。

実際に、廃プラスチックの再生に関わる市場がかなり混乱しているという中で、埋立処理がまた増えてきているといったことを今聞くとところでありますし、また、熱処理、焼却処理に関しても、やはり、熱源としての再利用といった部分がまだ伸び悩んでいるなどといったこともあります。

そういった部分を踏まえながら、全体で進めていただきたいという考えもありますし、また、もともと減らしていかなければいけないといった意味で、2問目に移りますが、耐久性強化製品の使用による排出量の抑制やケミカルリサイクル技術を含むリサイクル技術の向上、バイオプラスチック等のプラスチック代替製品への転換が求められる方向性と認識するが、北海道として、

これら技術開発の研究支援及び活用、実装への取組等の状況についてお聞かせ願います。

○佐藤禎洋委員長 技術支援担当局長大塚真一君。

○大塚技術支援担当局長 プラスチック資材の使用量削減の取組についてであります。農業において、プラスチック資材の使用量の削減など環境負荷の低減を図る取組は、農業の持続的な発展と食料の安定供給に資するとともに、食料安全保障の確立にも寄与するものと認識しております。

道では、みどりの食料システム法に基づき令和4年に策定した、農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画において、道が認定する環境負荷低減事業活動に、プラスチック使用量の削減に資する生産方式の導入を位置づけるとともに、道総研農業研究本部と連携し、バレイショやてん菜を対象に、プラスチックでコーティングした肥料に頼らない施肥技術の開発普及に努めているほか、普及センターでは、生分解性マルチの実証圃場を設置し、農作物の生育や収量、導入コストの検討を行うなど、プラスチック資材の使用量削減技術の現場実装に取り組んでいるところです。

以上です。

○角田一委員 ありがとうございます。

特に代替品については、やはり、コストの面でも競争力がないなど、これからの研究が必要であり、ある程度、行政主導で進めていかないと、今後、これをやらなければいけないときに追い込まれてくる、後れを取るといった部分は、これからの農業を考えると、政策的にもこれから組み立てていかなければならないかと思えます。そのことを申し述べまして、質問を終了いたします。

ありがとうございます。

○佐藤禎洋委員長 角田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

鈴木一磨君。

○鈴木一磨委員 それでは、通告に従って、順次質問してまいります。

最初に、気候変動対策等について伺いますが、今夏は、道内一円、猛暑に見舞われ、雨の日も少なく、農作物の品質低下や土壌劣化などの影響が懸念されます。

高温に適した品種や技術の開発状況について、まず伺います。

○佐藤禎洋委員長 技術普及課長原俊彦君。

○原技術普及課長 高温に適した品種や技術の開発についてであります。近年の夏の高温により、水稻の白未熟粒やてん菜褐斑病など、農作物に様々な生育障害や病害虫が発生し、品質の低下や収量の減少などの影響が生じる中、本道が我が国の食料供給地域として持続的に発展するためには、気候変動に適切に対応しながら、国民や道民の皆様に農畜産物を安定的に生産、供給していくことが重要となっております。

このため、道では、試験研究機関と連携し、新たに、水稻については白未熟粒などの発生を低下させる高温に強い品種や、小麦については穂発芽やしま萎縮病に強い品種の開発、てん菜につ

いては褐斑病に強い品種の選定を進めているほか、気象の変化により、近年、発生が増えている病害虫の効果的な防除対策などの技術の開発を進めているところです。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 今年の記録的な猛暑により、オホーツク管内でも6月、7月と雨が少なく、タマネギが小さくなったり、芋の葉枯れなど、被害が発生しています。

こうした気象現象が今後も継続的に発生することが懸念され、生育に必要な水を供給することが重要と考えますが、道は、畑地かんがいをどのように進めているのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 農地整備課長岸田隆志君。

○岸田農地整備課長 畑地かんがいの整備についてであります。近年、道内では高温少雨などが頻発しており、本年6月から7月にかけて特に雨が少なく、タマネギをはじめとした畑作物において収量や品質の低下などの影響が見られております。

こうした中、畑地かんがいをを行った畑では、タマネギのサイズが大きくなった、収量が増加したなどの声が農業者から多く寄せられており、道では、畑作物の安定生産や品質の向上を図る上で、異常気象下においても必要な水をいつでも供給できる畑地かんがいは重要な施設と認識しております。

このため、道としては、地域の声を踏まえ、ダムや幹線水路など基幹的施設の整備を行う国と連携を図りながら、用水路の整備や散水機の導入を進めるとともに、整備の効果や作物に適した散水方法などについて普及啓発を行い、畑地かんがい計画を計画的に推進してまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 今夏は、高温少雨が長期化し、比較的に川のそばで水をまきやすい農地の作物は豊穡でしたが、水の供給に劣る丘陵の農地は小ぶりの生育と、同じ地域、近隣でも出来高に差が生じました。

水利権の問題もありますが、丘陵農家の耕作放棄や離農が進まないよう、地域や市町村と連携して水供給システムの拡充にしっかり取り組むよう指摘をいたします。

次に、集中豪雨対策についてですが、近年、干ばつのほか、本道においても各地で局所的な集中豪雨が多発し、農作物だけでなく、農地や農業施設、農業用機械にまで広範な被害が及んでいます。農地の冠水にとどまらず、農業用排水施設やビニールハウス等において、破損や土砂流入の被害も多く、ため池や排水施設等の強靱化、災害支援の迅速化などが求められますが、災害頻度と施設改修事業との連動など、どのように集中豪雨対策を進めているのか、伺います。

また、農業農村整備事業等に関し、設計時から、排水断面の拡充など、近年のゲリラ豪雨等に対応できる整備内容とすべきと考えますが、どのように配慮しているのか、併せて伺います。

○佐藤禎洋委員長 農村整備課長関根健二君。

○関根農村整備課長 集中豪雨への対策についてであります。近年、短時間での豪雨や局地的に大雨が多発するなど、自然災害が頻発化、激甚化する中、洪水被害の防止や軽減を図るため、気候変動に伴う集中豪雨にも適切に対応していくことが重要であります。

【第2分科会 9月26日 第2号】

こうした中、国では、将来の降雨予測に基づく排水施設の整備手法を確立し、設計基準を改定するなど、異常気象に伴う降雨量の変化への対応を進めているほか、道では、集中豪雨などに対応するため、排水路の道路横断部や曲線部など水があふれやすい部分において、水路の幅や高さには余裕を持った設計手法を取り入れております。

道といたしましては、今後とも、市町村や関係団体と連携を図り、排水路などについて、過去の被害や劣化状況、耐震性などの現状を把握するとともに、将来の降雨予測に基づく整備手法を活用しながら、排水断面の規模や構造といった整備内容を検討するなど、農地や農業水利施設の防災・減災対策を計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 甚大な災害への支援などにおいて、最終的に国の判断に依拠するものもありますが、迅速な現場対応をかなえるためには、国、道、市町村、関係機関の連携や横の部署間の連携強化が必要です。

道は、農業被害への迅速な支援をどのように図っているのかを伺うとともに、被害の未然防止に向けた農地防災対策をどのように講じているのか、伺います。

また、災害復旧事業は、原則として原状復旧ですが、幾度と繰り返し被災する箇所については、その都度、何度も原状復旧するのではなく、費用対効果等に鑑み、機能強化を図るべきと考えます。併せて所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 農村振興局長磯嶋光世君。

○磯嶋農村振興局長 農地の災害対策などについてでございますが、近年、集中豪雨や地震など自然災害が頻発化、激甚化する中、本道の農業が持続的に発展していくためには、農村地域における防災・減災対策の推進はもとより、災害が発生した際の迅速な対応が重要となっております。

このため、道では、農地等の被害の未然防止や軽減に向け、排水施設の整備や用水施設の耐震化、ため池の防災工事などを計画的に進めているほか、農地等が被災した場合には、直ちに市町村へ職員を派遣し、被害状況の確認や復旧方法の指導助言など復旧に向けた支援を行うとともに、必要に応じて、原形復旧にとどまらず、施設の機能強化を図る改良復旧にも取り組んでいるところです。

道としましては、今後とも、国や関係部局と連携を図りながら、防災・減災対策を着実に進めるとともに、市町村に対しまして必要な支援を行うなど、地域における防災力を強化することで、農業者の方々が安心して営農できるよう、災害に強い農業・農村の確立に取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 営農飲雑用水の確保についてですけれども、昭和期に国営農地開発事業等により施設整備や改修が行われた浄水・配水・管路等施設について、相当の経年経過により施設等の老朽化が進み、漏水や水圧低下、水質保全など、取水機能や安定した水の供給に不安を抱いている地域があります。

現状を把握しながら、営農促進や衛生保持のため、計画的な営繕や施設、管路等の入替えなどを進めるべきと考えますが、道として、どのように対策を講じ、今後どのように管理すべきか、所見を伺います。

○関根農村整備課長 営農飲雑用水の確保についてであります。営農飲雑用水施設は、人や家畜の飲用水のほか、農業機械や野菜の洗浄水を供給するなど、営農作業はもとより、生活用水としても欠かせない重要な施設であるものの、管路の老朽化による漏水事故に加え、地震や落雷など自然災害による施設の損壊や停電により水の供給が停止し、農業生産や日常生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されております。

こうした中で、道は、施設管理者である市町村に対し、管理体制や緊急時における対応マニュアルの策定状況、電気設備等の更新の考え方についてアンケート調査を実施した結果、技術職員の不足などにより、定期点検や機能診断が適切に実施できていないといった課題が確認されました。

このため、道といたしましては、営農飲雑用水の安定的な確保に向け、今後とも、施設の機能が適切に発揮されるよう、施設管理者である市町村と連携し、調査結果なども踏まえ、施設の劣化状況等について定期的に診断するとともに、管路の耐震化や電気設備の更新、非常用発電設備の設置など、必要な対策を計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 近年の水道・下水道老朽化問題と同様に、営農飲雑用水施設も長年の経過により老朽化が進んでいます。水圧不足や水質保全是もとより、例えば、漏水などによる埋設管付近の陥没など、危険がないように、地域や市町村と連携を密にして、堅実な対策を進めるべきであることを指摘いたします。

次に、農地流動化対策についてであります。令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部が改正され、地域計画の策定が進み、目標地図に10年後の所有者等を一筆ごとに整理し、農地バンクを経由した事務手続の一本化が図られました。

しかし、個人経営で規模拡大を望む農業者も多く、優良農地の取り合いとなる懸念も生じています。農地バンク事業の権利移転に伴う課題をどう捉え、どのように対応していくのか、また、新たに生じる手数料の負担軽減についても検討すべきと考えますが、所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 農業経営局長萱嶋富彦君。

○萱嶋農業経営局長 農地バンクの課題などについてでございますが、令和4年の農地制度の改正により、市町村を経由していた農地の権利移動手続が廃止され、農地バンクである北海道農業公社を経由する手続に一元化されましたことから、本年4月以降、農地の売買や賃借を行う公社の業務が大幅に増加いたしまして、事務処理の停滞が懸念されているほか、事業の運営に必要な手数料の徴収に関しましても、一部の地域から農業者の負担が増えることへの不満の声を伺っているところでございます。

こうした中、道では、公社の効率的な業務処理体制の構築に必要な予算を確保するとともに、

【第2分科会 9月26日 第2号】

公社におきましては、職員の増員や書類の簡素化による事務の迅速化、市町村との役割分担による負担軽減に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、今後とも、権利移動に係る事務処理や手数料負担に関する地域への説明状況など、公社の取組を的確に把握いたしますとともに、新たな手数料の徴収状況等を踏まえながら必要な助言指導を行うなど、農地バンク事業が円滑に進むよう取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 農地の権利移動において、例えば、一つの農地に対し、売手と買手の両方に手数料がかかるなど、農業者負担に関する不満の声を聞きます。公社の意義、役割や運営予算の確保などにも配慮し、農業バンク事業の円滑な在り方を道としても検証するように指摘いたします。

次に、生産基盤の強化についてであります。

国が実施する産地生産基盤パワーアップ事業において、汎用性のあるトラクターは道の判断で補助対象としないこととされていますが、農業者からの要望も多く、運用の緩和を図るべきと考えます。道の所見を伺います。

また、搾乳施設等の整備支援となる畜産クラスター事業の再開を求める声が多く、酪農・畜産経営に欠かせないトラクターの知事要件の緩和も併せて、道としてどのように対応していくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 生産振興局長花岡弘毅君。

○花岡生産振興局長 生産基盤の強化についてでございますが、国の産地生産基盤パワーアップ事業及び畜産クラスター事業は、産地の収益力向上を図ることを目的として農業機械の導入などを支援するものであり、国は、トラクターの導入に当たり、単純更新を認めていないこと、また、トラクター単体だけでは事業の目的である収益力の向上が見込まれないこと、さらには、国の予算にも限りがあることから、道としましては、事業の成果目標の達成を見据え、トラクターの導入に当たっては、作業機と一体で導入する場合に限るといった一定の要件を設定することが必要であると認識しています。

また、国は、畜産クラスター事業について、令和4年度から、搾乳施設の整備などは需給の緩和を招くおそれがあることから、新規就農者に限定するなど一定の要件を設定していますが、道といたしましては、本事業の運用の見直しに当たり、牛乳・乳製品の需要の拡大が何よりも重要と考えており、関係機関・団体と連携しながら、牛乳・乳製品の消費拡大に努めているところでございます。

道では、今後とも、地域の声を丁寧にお聞きしながら、事業効果が最大限発揮されるよう事業の円滑な推進に努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 トラクターについては、地域から、国庫補助による更新への適用要望が多く上

がっています。国は、パワーアップ事業でトラクターの単純更新を認めていませんが、ほかの要望も含めて、多角的な視点で少しでも地域要望に寄り添うよう、条件を検証するよう指摘いたします。

次に、酪農対策について伺います。

まず、酪農経営の安定化について、生産コストの急上昇とともに、ウクライナ危機や円安で牛に与える配合飼料価格の高止まりが長期化し、電気代や資材代も値上がりするなど、異例の状況が続いており、道内各地で酪農家の離農が加速しています。

廃業を回避し、酪農経営を継続することができるよう、施設整備等に係る既往債務の返済条件等の緩和を引き続き行うとともに、酪農経営の安定化のため、早急かつ継続的な対策を講じるべきと考えますが、道の所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 畜産振興課長佐々木秀弥君。

○佐々木畜産振興課長 酪農経営の安定についてでございますが、本道の酪農経営は、生産資材や配合飼料価格の高止まりなど厳しい経営環境が続く中、今後とも地域を支える基幹産業として将来にわたり持続的に発展していくためには、酪農家の方々が安心して営農を続けられる環境づくりが重要でございます。

このため、道では、関係機関・団体と一体となりまして、計画的な草地の整備改良や自給飼料の生産拡大をはじめ、TMRセンターなど営農支援施設の整備、スマート農業技術の活用による省力化、牛乳・乳製品の輸出など、消費拡大の取組を推進してきたところでございます。

道といたしましては、こうした取組に加えまして、国に対して、生産者補給金の再生産可能な単価の設定や必要な予算の確保はもとより、農業者の経営状況に応じて既往債務の償還猶予や条件変更などの措置を講じるよう金融機関への働きかけを求めるなど、本道の酪農経営の安定に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 実際の生産現場は生き物相手であり、生乳の生産調整は難しく、一旦減らせば、元の水準に戻すまで数年を要します。食料安全保障の観点から、生乳生産を抑制することなく、酪農家が生乳を安定的に搾れるよう需給調整の在り方を見直すなど、生乳需給緩和の改善に向けた実効性ある対策を講じるとともに、国内産の生乳需要の維持拡大に向け、牛乳・乳製品のさらなる消費拡大や効果的な販売促進を図ることが重要と考えますが、道の所見を伺います。

○花岡生産振興局長 生乳の需給調整などについてでございますが、本道では、我が国の生乳生産量の約6割を生産しており、今後とも、その役割を果たしながら、酪農家の皆様が意欲を持って営農を続けていくためには、牛乳・乳製品の消費拡大、とりわけ脱脂粉乳の在庫削減といった需給調整対策を実施することで、将来にわたり安定して生乳生産を行える環境を整えることが重要です。

このため、道では、乳業メーカーや生産者団体の皆様と連携しながら、親子料理教室の開催や道産牛乳・乳製品の消費者への配付など、道内外において消費拡大に取り組むとともに、国に対

し、生乳の需給調整に向けた取組の強化と必要な予算の確保を求めてきたところです。

道といたしましては、こうした取組に加え、国の事業を効果的に活用し、脱脂粉乳を使用した新商品の開発や飼料用としての販売などを支援してきたほか、学校給食関係者の皆様に対し、ヨーグルトをはじめとした牛乳・乳製品の使用を積極的に働きかけるなど、道産牛乳・乳製品のさらなる消費拡大と需給の安定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 一方、輸入飼料価格が高止まりする中、国産飼料を安定的に確保することが酪農経営の安定につながりますが、今夏の猛暑で、地域によってデントコーンの作柄が不良となっています。来年度以降も温暖化の影響で、夏季の干ばつ、高温化が懸念される中、国産飼料の生産拡大や流通体制に係る十分な予算の確保とともに、配合飼料価格安定制度の安定的な運用を図ることが重要と考えますが、道ではどのように対応していくのか、伺います。

また、道営事業により草地畜産基盤整備などを計画的に進めている地域もありますが、事業の着実な推進に向け、継続的に事業を実施するための必要な予算の確保が重要と考えます。併せて所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 農政部長鈴木賢一君。

○鈴木農政部長 国産飼料の安定供給などについてでございますが、配合飼料をはじめとする生産資材価格の高止まりなどが続く中、本道の酪農経営が持続的に発展していくためには、自給飼料の生産拡大に向けて、恵まれた土地基盤に立脚した飼料の生産・流通体制を構築していくことが重要であります。

このため、道では、関係機関・団体の皆様と連携しながら、植生改善に向けたセミナーの開催や、地域の気象条件を踏まえた適切な草種の導入、道産飼料の広域的な流通体制の構築などに取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、こうした取組に加え、国に対して、気候変動にも対応できる飼料作物の品種開発や配合飼料価格安定制度の持続的な運用、さらには、草地の起伏修正や暗渠排水など、地域の要望に応じた草地整備を計画的に実施するための必要な予算の確保を求めるなど、本道酪農経営の安定と体質強化を図ってまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 次に、野生鳥獣による農業被害の防止対策について伺います。

近年、ヒグマやエゾシカ、アライグマなどの野生鳥獣による農林水産業の被害が増え、本道における2023年度の被害総額は63億6900万円に上り、前年比で5億円以上も増加しています。

山間部のみならず、平野でも被害が拡大し、市町村や地域協議会を中心に電気柵や囲いわなの設置、森林際の刈り払いなど予防策を講じていますが、個体数の増加や捕獲者不足、緩衝帯の減少等により、対策が追いつかない実態もあります。

侵入防止用の電気柵などは、設置に補助金が交付されても、定期的な管理や維持補修に関する経費は事情によっては支援されないこともあります。農業被害防止の効果が続くよう、電気柵等

の放置などを回避するための点検や支援が必要と考えますが、道の所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 食の安全・みどりの農業推進局長丸子剛史君。

○丸子食の安全・みどりの農業推進局長 鳥獣被害防止についてであります。近年、野生鳥獣による農業被害が全道各地に広がる中、その被害を防止し、生産者の方々が安心して営農に取り組むことのできる環境を整えることは大変重要な課題であり、道では、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、地域における捕獲活動や、電気柵、金網柵といった侵入防止柵の整備などの取組を支援しているところです。

一方、侵入防止柵は、有効な対策であるものの、広いエリアをカバーしており、その維持管理は設置主体である市町村などの大きな負担となっていることから、道では、国に対して、様々な機会を通じ、地域の実情を伝え、負担軽減を求めるとともに、引き続き、市町村などと連携しながら、地域の実態に即した特別交付税の活用を促すなど、侵入防止柵の効果が着実に発揮され、被害防止が図られるよう努めてまいります。

以上です。

○鈴木一磨委員 そのことについては、今後も引き続き、市町村などの負担軽減に配慮していただくよう指摘をいたします。

次に、米の需給について伺います。

米の流通量の低下に伴い、国は、備蓄米を放出し、ブレンド米も含めて米全体の価格を下げるとしていましたが、国が備蓄米を放出しても直ちに流通量は回復しませんでした。その後、農林水産大臣の発言に伴い、大手企業の参入等によりブレンド米を中心に米の価格が一時的に下落したものの、銘柄米の販売価格は依然として高止まりの状態です。全国有数の米の産地である北海道としての今後の取組などについて、以下、伺います。

まず、米の流通量等について、米については、昨夏の米不足以降、価格が急激に上がり、備蓄米の放出などにより価格が下がる局面もありましたが、直近では再び上昇に転じてきています。

米価格の高騰は、消費者生活にも大きな影響がありますが、原因について道の所見を伺うとともに、流通量や価格の安定に向けてどのように対応していくのか、併せて伺います。

○佐藤禎洋委員長 水田担当課長松村由貴君。

○松村水田担当課長 北海道米の安定生産・供給についてでございますが、先月、国は、米価高騰の要因として、インバウンド需要の増加などにより米の生産量が需要に対して不足していたとの検証結果を公表するとともに、今後は、需給の変動に柔軟に対応できるよう、需要に応じて米を増産するとしたところです。

道では、需要に応じた生産を基本に北海道米を安定的に生産し、供給することが重要と考えており、農業生産基盤の計画的な整備やスマート農業技術の活用による省力化、効率化を推進するなど、生産性の向上に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、こうした取組のほか、北海道米のブランド力向上や国内外での需要拡大を図るとともに、国に対しまして、大規模で専門的な経営を主体とする本道の実情を踏まえた水

田政策の見直しを求めるなど、各般の施策を総合的に進めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 今後、流通量や価格の安定に向け、増産に向けて進んでいくこと、これは、消費者の目線として一定の理解はしますが、生産者からは収益性の確保への懸念の声があり、米農家の経営安定にどのように取り組んでいくのか、伺いたいと思います。

また、消費者と生産者の双方に、生産や流通、価格の状況に対する理解を得るための対策を講じることも大切と考えますが、道の所見を伺います。

○花岡生産振興局長 稲作経営の安定と消費者理解についてでございますが、国は、需要に応じて米を増産するとの方針へ転換するなど、米をめぐる情勢が変化中、全国有数の米産地である本道が今後とも安定的に北海道米を生産し、供給していくためには、農業者の方々の経営安定に向けた環境を整えるとともに、消費者を含め、様々な方々に理解と共感を得ることが重要です。

道では、先月、米の生産から流通、消費に至る関係者の方々を集め、互いの理解醸成に向けた意見交換会を開催し、参加者の総意として、それぞれが納得できる価格の下、一年を通じて北海道米が安定供給されることが重要との意見を取りまとめ、国に伝えたところです。

道といたしましては、今後とも、幅広い方々の理解醸成を図りながら、国に対して、農業者のニーズを踏まえたセーフティーネット制度の構築や、生産や流通の合理的な費用を考慮した価格形成に向けた環境づくりを求めるなど、本道の農業者が再生産可能な所得を確保し、将来にわたって安心して営農が続けられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 銘柄米の価格の高上がり感や食文化の変容に伴い、食卓や外食産業でパンや麺への主食の置き換わりが広がり、米離れが進む懸念があります。

これまでも、知事を筆頭に北海道米プロモーションなどを行ってきたと承知していますが、今後、一層、米の消費拡大に取り組む必要があると考えます。道の所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 農政部食の安全・みどりの農業推進監山口和海君。

○山口農政部食の安全・みどりの農業推進監 北海道米の消費拡大についてであります。本道においても、生産者と消費者の双方から、高値が続くことによる米離れを懸念する声がある中、今後とも多くの皆様に北海道米を手にとっていただくためには、安定生産はもとより、新たな需要の確保に取り組んでいくことが重要となります。

このため、道では、北海道米の道内食率やブランド力向上に向け、農業団体や量販店などと連携したプロモーションを行うとともに、先日、知事が稲刈りを行った際には、地産地消を進めることが価格の安定にもつながることなどを、報道機関やSNSを通じて情報発信したところでございます。

道といたしましては、こうした取組に加え、今後、消費の伸びが期待できるパック御飯などの原料となる業務用米の安定供給や、学校給食を通じた米粉の利用促進、さらには、海外での商談

会の開催や産地支援による輸出の拡大など、国内外における北海道米の消費拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 今夏のいわゆる令和の米騒動では、前農水大臣による備蓄米放出量が需給ギャップの半分程度で、流通量不足や価格の高止まりが続き、現在の農水大臣は、備蓄米をさらに放出した上で、随意契約による小売業者販売を認めました。一旦は米の流通量が回復し、ブレンド米を中心に価格は一部下がりましたが、米の備蓄量や流通方法、価格などが適正なのか、また、国の増産政策の有効性など、いまだ疑問も残ります。

信頼ある道産米の需給体制を確立するためにも、知事の力強い発信と的確な農政運営が重要と考えます。知事に、直接、米の需給政策に係る見通しや所見等を伺うべく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

以上で私の質問を終了します。

○佐藤禎洋委員長 鈴木(一)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

新沼透君。

○新沼透委員 通告に従いまして、質問したいと思います。

道では、現行の北海道酪農・肉用牛生産近代化計画、いわゆる酪肉近計画が本年度で終了することから、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づき、次期計画の策定に取り組んでいると承知してございます。

酪肉近計画は、本道の酪農及び肉用牛生産の現状と課題について認識を共有した上で、関係者が一丸となって取り組むべき施策や対応方針を明らかにし、生乳の生産数量や乳牛、肉用牛の飼養頭数などの目標を定めるものであり、極めて重要な計画であります。次期計画の策定に向けて、現状と課題、今後の進め方などについて、順次伺ってまいります。

まず、現行の第8次計画では、生乳の生産数量や乳牛、肉用牛の飼養頭数について目標を設定しておりますが、現在の進捗状況について伺います。

○佐藤禎洋委員長 畜産振興課長佐々木秀弥君。

○佐々木畜産振興課長 酪肉近計画の進捗状況についてでございますが、令和2年度に策定いたしました第8次酪肉近計画では、本道の酪農・肉用牛経営が、将来にわたり地域経済や社会の活性化にも貢献できる強固な産業となることを目指し、生乳生産量や飼養頭数など、10年後の目標値を設定し、関係機関・団体などとの連携を図ることで、需要の創出はもとより、生産体制や経営体質の強化に取り組んできたところでございます。

こうした中、乳牛の飼養頭数については、目標値の83万7000頭に対し、直近の令和6年では82万2000頭、生乳生産量については、440万トンに対し、426万4000トンと、それぞれ98%、97%の達成状況となっております。また、肉用牛の飼養頭数については、55万2000頭に対し、55万9000頭と、既に目標値を上回っております。

以上でございます。

○新沼透委員 ただいまお聞きしました進捗状況において、達成しているものや達成していないものがありますが、道は、こうした状況についてどのように認識しているのか、伺います。

○佐々木畜産振興課長 進捗状況の認識についてでございますが、酪農については、新型コロナウイルス感染症の影響による需給緩和などにより、一時的に生乳生産量は減少したものの、農業団体による消費拡大の取組や乳業メーカーによる乳価の引上げなどにより、酪農家の生産意欲は高まりつつあり、目標年度である令和12年度に向けて、生乳生産量は順調に回復してきていると認識しております。

また、肉用牛については、肉専用種及び交雑種の飼養頭数は既に目標値を達成しておりますが、一方で、乳用種の飼養頭数は目標値に達成しておらず、酪農経営における性判別精液の利用拡大などが主な原因であると認識しております。

以上でございます。

○新沼透委員 本道の酪農、畜産において、輸入飼料に依存した経営から脱却し、良質な自給飼料の生産や利用拡大を図ることが重要と考えますが、道では、飼料自給率の向上を図るため、どのように取り組んでいるのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 環境飼料担当課長安藤邦也君。

○安藤環境飼料担当課長 飼料自給率の向上に向けた取組についてでございますが、配合飼料をはじめとする生産資材価格の高止まりなどが続く中、本道の酪農・畜産経営が持続的に発展していくためには、恵まれた土地資源に立脚した自給飼料の生産をより一層拡大しながら、外的要因に左右されにくい生産基盤を構築していくことが重要でございます。

このため、道では、飼料自給率の向上に向け、関係機関・団体の皆様と連携しながら、計画的な草地の整備や改良、更新はもとより、優良品種の普及や植生改善に向けたセミナーの開催、TMRセンターなど営農支援組織の体制強化、スマート農業技術の活用による生産性の向上、さらには、酪農地帯におけるサイレージ用トウモロコシの生産拡大や、耕種農家と畜産農家とのマッチングによる耕畜連携などに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○新沼透委員 今年、7月の平均気温が道内の主要観測地点の全てで最高を更新するなど、例年以上の猛暑が続いていたことから、家畜へのストレスも大変大きく、家畜の快適性に配慮するアニマルウェルフェアをはじめ、暑熱への対応は喫緊の課題であると考えていますが、道として、暑熱への対策をどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 生産振興局長花岡弘毅君。

○花岡生産振興局長 暑熱対策についてでございますが、乳用牛は、家畜の中でも暑熱ストレスを受けやすく、乳量の低下や繁殖障害などの影響が懸念されることから、飼養に当たっては暑熱対策に十分配慮することが重要です。

こうした中、道では、近年の猛暑を踏まえ、これまで活用実績が極めて少なかった冷房装置や

ミスト発生装置の導入を進めてきたほか、畜舎内の換気の促進や屋根への散水など、畜舎環境の改善を推進してきたところです。

道といたしましては、今後とも、国の事業を効果的に活用しながら、冷房装置などの導入を促すとともに、アニマルウェルフェアの考え方に基づく適正な密度での飼養管理や日よけの設置などにより、家畜のストレスの軽減を図ることで、猛暑においても家畜の能力を最大限発揮できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○新沼透委員 担い手の高齢化や戸数の減少、飼料などの生産資材価格の高止まりなど、多くの課題を有している本道の酪農・畜産経営の安定化を図ることが重要と考えております。

道としては、本道の酪農、畜産の振興に向けてどのように対応していく考えなのか、最後にお伺いをいたします。

○佐藤禎洋委員長 農政部長鈴木賢一君。

○鈴木農政部長 本道における酪農、畜産の振興についてでございますが、農業者の減少や高齢化が進行する中、本道の酪農、畜産が、今後とも、国内への畜産物の供給のみならず、地域の雇用や経済を支える基幹産業として発展するためには、生産基盤の強化と収益力の向上を図ることが重要であります。

このため、道では、関係機関・団体の皆様などと連携し、担い手の育成確保をはじめ、TMRセンターなど営農支援組織の体制強化、スマート農業技術の導入による省力化や効率化、さらには、国内外における消費の拡大や輸出の促進など、生産から消費に至る各般の施策を総合的に推進してきたところであります。

道といたしましては、こうした取組に加え、本道の恵まれた土地資源の有効活用に向けて、計画的な草地整備による自給飼料基盤の強化を図るとともに、海外悪性伝染病の侵入防止対策の徹底などを通じて、本道の酪農・畜産経営の体質強化と持続的な発展に取り組んでまいります。

以上でございます。

○新沼透委員 以上で終わります。

○佐藤禎洋委員長 新沼委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

寺島信寿君。

○寺島信寿委員 温暖化対策について伺います。

地球温暖化は、北海道にも大きな影響を与えております。農作物は、気候変動の影響を受けやすく、特に暑い日が続くと、多くの農作物で高温障害による品質低下、収量の減少といった被害をもたらします。こうした温暖化に適切に対応していくことが重要と考えます。温暖化の影響や今後の対応などについて伺ってまいります。

まず、温暖化が農作物に及ぼす影響についてです。

てん菜やバレイショといった寒冷地作物は、冷涼な気候に適しますが、大豆は高温で乾燥した気候を好むなど、農作物によって温暖化による影響が異なると思います。主要な農作物である水

稲、小麦、大豆、てん菜、バレイショについて、温暖化によりどのような影響があると考えられるのかを伺います。

○佐藤禎洋委員長 技術普及課首席普及指導員齊藤潔君。

○齊藤技術普及課首席普及指導員 温暖化による農作物への影響についてであります。近年、道内では猛暑が続いており、今年の6月から8月までの平均気温は、昭和21年の統計開始以来、最も高くなったところでございます。

このような夏の高温により、農作物の生育が進む一方で、水稻では倒伏や白未熟粒の発生、小麦では赤さび病の発生、大豆などの豆類では花やサヤの落下、てん菜では褐斑病の発生や根中糖分の低下、バレイショでは1個の重さやでん粉価の低下など、様々な影響が生じているものと認識しております。

以上でございます。

○寺島信寿委員 次に、品種開発の状況についてです。

北海道農業は、これまで、涼しい夏でも、食味がよく、収穫量が多く、病気や害虫に強いタイプの農作物を作る品種改良が進められてきました。

今後は、暑熱に対応できる農作物の品種改良を進めていくことが重要と考えますが、どのように取り組んでいくのかを伺います。

○佐藤禎洋委員長 技術支援担当局長大塚真一君。

○大塚技術支援担当局長 温暖化に適応した品種開発についてであります。道総研農業研究本部の研究成果によると、2030年代の道内は、平均気温の上昇や降水量の増加、日照量の減少が予測されており、高温による影響が懸念される一方、低温や日照不足などの冷害にも対応する必要があることから、高温と低温の両方のリスクに備えた品種と技術の開発が必要です。

このため、道としては、道総研農業研究本部と連携し、耐冷性を備えつつ、多発が想定される病虫害や高温にも強い品種の開発に取り組んでおり、その中でも研究が先行している水稻では、8月の平均気温が統計を開始してから最も高かった令和5年でも白未熟粒などの生理障害が少なかった系統の選抜や、高温に耐性のある府県の品種と道内の品種との交配による品種開発に取り組んでいるところです。

以上です。

○寺島信寿委員 次に、今後の対応についてです。

日本を代表する食料供給基地である北海道が今後とも持続的に発展し続けていくためには、農業分野における温暖化対策が必要です。

道として、今後、温暖化に対してどのように取り組んでいくのかを伺います。

○佐藤禎洋委員長 農政部長鈴木賢一君。

○鈴木農政部長 温暖化に対する今後の対応についてでございます。近年の夏の高温により、農作物の生育障害に伴う減収や品質低下、家畜の食欲減退や死廃事故の増加など、様々な影響が生じる中、本道が我が国の食料供給地域として持続的に発展するためには、気候変動に適切に対

応しながら、国民や道民の皆様に農畜産物を安定的に生産、供給していくことが重要であります。

道といたしましては、今後とも、気象情報に留意しながら、臨時の「高温に伴う営農技術対策」を発出するなど、普及センターを通じた適時適切な営農指導に努めるとともに、試験研究機関と連携し、高温などに適応する新たな品種や技術の開発に加え、高温障害の軽減にも効果が期待できるかんがい施設や暗渠排水などの基盤整備を計画的に推進することとしており、こうした取組により、気候変動に適応した体質の強い本道農業の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○佐藤禎洋委員長 寺島委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、農政部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤禎洋委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

9月29日月曜日の分科会は午後1時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時11分散会